

岐阜県公報

目 次

監査委員告示

包括外部監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ

号 外 (二) 平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 八 日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十八日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年三月二十八日

包括外部監査の結果報告書

平成 27 年 度

包括外部監査の結果報告書

(指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行)

第1 外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
(1) 外部監査対象.....	1
(2) 外部監査対象期間.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 外部監査の方法.....	2
(1) 監査の要点.....	2
(2) 監査対象部署等.....	2
(3) 主な監査手続.....	3
5 外部監査の実施期間.....	3
6 外部監査人及び補助者の資格と氏名.....	3
7 利害関係.....	3
第2 包括外部監査対象の要約.....	4
1 包括外部監査の実施手続.....	4
(1) 実施手続の概要.....	4
2 指摘及び意見の一覧.....	5
第3 包括外部監査の結果.....	23
1 岐阜県の財政状況と公の施設の状態.....	23
(1) 公の施設と指定管理者制度.....	23
(2) 岐阜県の公の施設の状態.....	24
(3) 岐阜県の財政状況と公の施設の運営費の状況.....	25
(4) 公の施設の管理に関する全庁的な取組み.....	26
2 指定管理者制度導入の可否の検討状況.....	27
(1) 平成 26 年度に指定管理者を導入していない公の施設.....	27
(2) 個別の法律による管理主体の制約がない施設への指定管理者制度導入の可否の検討状況.....	28
3 岐阜県における指定管理者制度導入の考え方.....	39
(1) 岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン.....	39
(2) 指定管理者の募集.....	41
(3) 指定管理者候補者の選定.....	44
(4) 指定管理者の指定及び協定の締結.....	48

岐阜県包括外部監査人

平成 28 年 3 月

公認会計士 渋谷 英 司

(5) 指定管理者による管理運営	49
(6) 指定管理者に対する監督・評価	49
(7) 指定管理者に対する監査	50
4 指定管理者制度導入施設	51
(1) 平成26年度において指定管理者制度を導入している公の施設	51
(2) 視察実施施設	64
(3) 平成27年度から指定管理者が変更となった公募施設	163
(4) 平成26年度公募施設で、応募が1団体のみであった施設	174
第4 その他参考意見	179
1 コアシリアイネシステムに向けた取組み	179
(1) 岐阜県公共施設等総合管理基本方針	179
(2) 岐阜県と指定管理者との意識の共有	182
(3) 公の施設全体への展開	182

包括外部監査の過程で認識した指摘・意見は、報告書において、【指摘】【意見】として記載しています。それぞれの内容は次のとおりです。

- ・【指摘】は法令や規則等に反する事項、もしくは適切性を欠いており、是正・改善することがよいと考える事項です。
- ・【意見】は規則違反ではないが、組織及び運営の有効性・効率性・経済性の観点から、配慮することが望ましい事項です。
- ・【指摘】【意見】に添えて付した「J」マークは、識別した事項の中で、監査人として特に伝達したい事項であり、「」の数が多いほど、重要度が高い事項です。

なお、報告書に記載している金額は、表示単位未満を切り捨て表示しています。

包括外部監査の結果報告書

- 第1 外部監査の概要
- 1 外部監査の種類
 - 地方自治法第252条の37第1項及び岐阜県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

2 選定した特定の事件

- (1) 外部監査対象

指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行

(2) 外部監査対象期間

平成26年度
(ただし、必要な範囲内で過年度分、平成27年度分も対象にします。)

3 事件を選定した理由

公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められています。公の施設に関しては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法改正で、「指定管理者制度」が導入されました。県をはじめ普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者として指定し、その施設の管理を行わせることができるとされていることから、岐阜県においても、その必要があると判断した施設については設置管理条例に所定の事項を規定し、指定管理者による公の施設の管理が実施されています。公の施設について、直営で管理するか、指定管理者制度を導入するかは、個別の法律による管理主体の制約状況を考慮するほか、その施設の性格、県民サービスの質の向上、業務の効率性、経

報 告 書

<p>費削減等の観点から幅広く検討を行い、最適な方法を選択するものとされています。</p> <p>岐阜県において、公の施設の設置目的を踏まえ、指定管理者制度の導入の可否の判断が適切に行われているか、指定管理者制度を導入することとした施設の指定管理者の選定は適切に行われているか、指定管理者の管理・評価に関する要綱等は適切に整備されているか、指定管理者との基本協定等の内容は適切か、施設の管理運営及びその評価が経済性・効率性・有効性を意識して行われているかを検討することは、フナシリイマネシメントの観点からも有意義であると判断し、監査テーマとして選定しました。</p> <p>4 外部監査の方法</p> <p>(1) 監査の要点</p> <p>ア 指定管理者制度の導入の可否の判断が適切に行われているか。</p> <p>イ 指定管理者制度を導入することとした施設の募集要項が適切に作成され、指定管理者の選定が適切に行われているか。</p> <p>ウ 指定管理者の管理・評価に関する要綱等は適切に整備されているか。</p> <p>エ 指定管理者との基本協定等の内容は適切か。</p> <p>オ 施設の管理運営及びその評価が経済性・効率性・有効性を意識して行われているか。</p> <p>カ 県によるモニタリングが効果的に行われ、施設の運営に反映されているか。</p> <p>キ 公の施設が設置目的に基づいて、有効に活用されているか。</p> <p>ク 県による利用料金の設定は、受益者負担の考え方に基いて、適切に行われ、適時、見直しが行われているか。</p> <p>(2) 監査対象部署等</p> <p>ア 知事部局</p> <p>イ 教育委員会</p> <p>ウ その他(視察実施施設の指定管理者)</p>	<p>(3) 主な監査手続</p> <p>ア 指定管理者制度が導入されていない施設に対する導入の可否の検討状況の確認</p> <p>イ 指定管理者制度導入施設に係る募集・選定手続の検討</p> <p>ウ 指定管理者の管理・評価に関する要綱等の検討</p> <p>エ 県と指定管理者との間で交わされた基本協定等の検討</p> <p>オ 施設の視察、及び管理・運営に係る資料の閲覧</p> <p>カ 県によるモニタリングの実施状況の確認、及び運営への反映のための対応状況の確認</p> <p>キ 設置時点の利用見込、指定管理者選定時の利用目標を踏まえた利用状況の確認</p> <p>ク 県による利用料金の設定の考え方、及び利用料金の見直し状況の確認</p> <p>5 外部監査の実施期間</p> <p>平成27年4月1日から平成28年3月28日まで</p> <p>6 外部監査人及び補助者の資格と氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>外部監査人</td> <td>公認会計士</td> <td>渋谷 英司</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>公認会計士</td> <td>高木 由香里</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>公認会計士</td> <td>内山 隆夫</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>公認会計士</td> <td>松井 伸</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>公認会計士</td> <td>小川 由美子</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>公認会計士</td> <td>山田 将光</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>公認会計士</td> <td>今瀬 彰夫</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>公認会計士</td> <td>城野 沙織</td> </tr> </table> <p>7 利害関係</p> <p>包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はありません。</p>	外部監査人	公認会計士	渋谷 英司	補助者	公認会計士	高木 由香里	補助者	公認会計士	内山 隆夫	補助者	公認会計士	松井 伸	補助者	公認会計士	小川 由美子	補助者	公認会計士	山田 将光	補助者	公認会計士	今瀬 彰夫	補助者	公認会計士	城野 沙織
外部監査人	公認会計士	渋谷 英司																							
補助者	公認会計士	高木 由香里																							
補助者	公認会計士	内山 隆夫																							
補助者	公認会計士	松井 伸																							
補助者	公認会計士	小川 由美子																							
補助者	公認会計士	山田 将光																							
補助者	公認会計士	今瀬 彰夫																							
補助者	公認会計士	城野 沙織																							

第2 包括外部監査対象の要約

1 包括外部監査の実施手続

(1) 実施手続の概要

本監査においては大きく分類して、次の項目を検討しました。

- ア 指定管理者制度導入の可否の検討状況(報告書 P27～)
 - イ 指定管理者制度導入施設の視察(報告書 P64～)
 - ウ 指定管理者が変更となった公募施設に係る選定状況の検討(報告書 P164～)
 - エ 応募が1団体のみであった公募施設に係る選定状況の検討(報告書 P175～)
 - オ フラシリテイエスシステムに向けた取組み(報告書 P180～)
- 各検討項目の手順の概要は次のとおりです。

ア 指定管理者制度導入の可否の検討状況

平成26年度に指定管理者を導入していない公の施設のうち、個別の法律による管理主体の制約がない施設について、指定管理者制度を導入しない理由を所管課に質問するとともに、他自治体における導入事例を踏まえ、指定管理者制度導入の可否を検討しました。

イ 指定管理者導入施設の視察

施設の概要、収支の状況を把握するとともに、指定管理者の選定手続、申請時事業計画書記載事項の履行状況、利用料金制度を導入している場合は料金設定・料金収受の状況、自主事業の状況、物品管理の状況、指定管理者から県に対する報告の状況、県の指定管理者に対する監督・評価の実施状況を中心として、管理運営の実施状況を検討しました。

ウ 指定管理者が変更となった公募施設に係る選定状況の検討

施設の概要、収支の状況を把握するとともに、次期指定管理者に求めるべき事項が審査委員に伝達されているか、選定結果がそれを踏まえたものとなっているかを中心に、指定管理者の選定手続を検討しました。

エ 応募が1団体のみであった公募施設に係る選定状況の検討

施設の概要、収支の状況を把握するとともに、応募が1団体のみとなった要因の有無、応募団体の評価が適切かを中心に、指定管理者の選定手続を検討しました。

オ フラシリテイエスシステムに向けた取組み

今後の指定管理者制度の更なる有効な運用を考えるにあたり、フラシリテイエスシステムに向けた取組みについて、参考意見を記載しました。

2 指摘及び意見の一覧

指摘及び意見の一覧は表2-2-1のとおりです。

表2-2-1 指摘及び意見の一覧

記載頁 施設名 (注)	指摘・意見の内容	対象課
P31 南飛騨健康増進センター	【意見】 指定管理者制度導入についての継続的検討 指定管理者制度導入に関して、定期的に適用の可能性を検討することが望まれます。	健康福祉政策課
P38 岐阜県高山陣屋	【意見】 指定管理者制度導入についての継続的検討(再掲) 指定管理者制度導入について、定期的に適用の可能性を検討することが望まれます。	社会教育文化課

P56	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	各所管課、各指定管理者
P56	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	各指定管理者
P57	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえで、施設の性質を踏まえ、収支の状況に対しても、計画に対する進捗状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	各所管課
P58	<p>【意見】 評価委員会議の評価結果への対応 評価委員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるよう体制づくりが望まれます。</p>	各所管課、各指定管理者
P58	<p>【意見】 指定管理者交代の手続の明確化 業務を引継ぐにあたっては、所管課が主体的に現指定管理者と次期指定管理者との間に入り、引継ぎが適切に実施できるように努めることが望まれます。 引継ぐべき項目について、確実に対応を行うためには、協定書に「引継ぎの項目については別途協議する。」等の条項を設け、実際に引継ぎ業務が発生した場合に、適時適切に関与することが望まれます。</p>	各所管課、各指定管理者
P59	<p>【意見】 稼働率算定の根拠の記載と定性情報による補足の実施 施設の性質、利用形態は個々の施設により異なるため、一律的な対応はできないと思われませんが、稼働率をどのように算定しているかを注記する等の対応が望まれます。</p>	各指定管理者

P62～63	<p>【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。</p>	各所管課
P70 メモリア	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	地域スコープ課
P70 メモリア	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者
P71 メモリア	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえで、施設の性質を踏まえ、収支の状況に対しても、計画に対する進捗状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	地域スコープ課
P71 メモリア	<p>【意見】 帳簿記載の変更状況の把握と責任の明確化 基本となる帳簿類は、取引の発生の事実に基づいて内容を確定させることが重要であることから、書換え不能の簿記員を利用して記載するとともに、訂正を行うにあたっては、誰の責任において訂正したかが判別できるよう、訂正印を押印することが望まれます。</p>	指定管理者
P71～72 メモリア	<p>【意見】 駐車場利用券受払簿の確認と実査の体制 駐車場利用券は金券であることから、現金預金に準じて管理することが望まれます。 帳簿記録の信頼性を確保するうえで、受払簿の記録は、定期的に管理者による内容の確認を受けるとともに、牽制の意味からも、管理者が適宜、残高の実査を行う体制を整備することが望まれます。</p>	指定管理者

P72 メモリアル	【意見】 回収した駐車場利用券の処理の第三者確認 駐車場利用券は金券であることから、回収利用券の再利用の判断にあたっては、管理者の確認を受けたうえで、再利用分は利用分として受入処理を行うとともに、放棄分は再利用できないように放棄等の処理を行うことが望まれます。	指定管理者
P72 メモリアル	【指摘】経費の勘定科目誤り 又ポイントクーター、看護師への謝金、これらの振込手数料、派遣社員の派遣元への支払は(公財)岐阜県体育協会の職員でない者に関する支払であるため、人件費以外の勘定科目を使用することが必要です。	指定管理者
P73 メモリアル	【意見】 報告書の修正時の対応 報告書の訂正を行う場合には、訂正印を押しすることにより、誰の責任において変更を行ったかを明確にするか、報告書を再作成のうえ、所定の承認を得て提出することが望まれます。	地域入 ボート 課
P78-79 ふれあい	【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チャット等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	文化振 興課
P79 ふれあい	【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。	指定管 理者
P79 ふれあい	【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。	文化振 興課

P80 ふれあい	【指摘】 利用料金規程の県への未提出 指定管理者は、利用料金の額及び納付方法の詳細(減免の基準を含む。)について定めた利用料金規程を整備するとともに、利用料金規程を指定期間の開始前に県に届け出ることが必要です。 また、県は、届出事項について、届出が行われているかを確認することが必要です。	文化振 興課、 指定管 理者
P80 ふれあい	【意見】 未交付チケットの販売伝票への貼付 チケットの販売枚数と収入金額の関連を網羅的に把握するうえで、当日キャンセルとなったチケットを販売伝票に貼付し、キャンセル分として綴っておくことにより、チケット販売と収入額の検証を網羅的に行うことが望まれます。	指定管 理者
P81 ふれあい	【意見】 無料シャトルバスの運行に係る台意書面未整備 無料シャトルバスの運行内容について、指定管理者と運行会社間で、書面での日時や本数等の合意を行うことが望まれます。	指定管 理者
P81 ふれあい	【指摘】 無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切 ふれあい会館の無料シャトルバスは、自主企画事業であるコンサートの実施日のみ運行されており、指定管理業務のために行っているものですが、当該運行経費を指定管理者を構成するグループの代表構成員である会社が負担しており、指定管理業務に係る経費として扱っていません。 無料シャトルバスの運行は本来、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業であり、運行経費は指定管理者が負担することが必要です。	指定管 理者
P81 ふれあい	【意見】 使用見込みのない銀行口座の整理 長期にわたり使用されていない口座については、今後の使用見込みの有無の判断を行うとともに、使用が見込まない場合には、解約することが望まれます。	指定管 理者
P82-83 ふれあい	【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。	文化振 興課
P85 ふれあい	【指摘】 現物実査で突合せできなかった物品の報告未実施 現物と物品一覧表との突合せできなかった物品については、「物品の現物実査実施要領」に基づいて、その都度、実査担当者は「現物実査結果報告書」により現物実査実施機関の出納員に不適合の事実、原因について報告し、報告を受けた出納員はその内容を確認し、「年度現物実査の結果について」により現物実査実施機関の長に報告を行うことが必要です。	文化振 興課

P90 陽光園	【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	障害福祉課
P91 陽光園	【意見】 事業報告書の記載内容の確認 事業報告書に関しては、指定管理者が責任を持って確認したうえで提出するとともに、所管課、評価委員などの関係者も、事業報告書の記載内容を十分に吟味することが望まれます。	障害福祉課、指定管理者
P91 陽光園	【意見】 月次業務報告書の様式の検討 月次業務報告書には提出日の記載がありませんでしたが、期限内に適時に報告されたことを明確にする意味でも、提出日を記載することが望まれます。 また、行事や会議など月により実施状況が異なる項目については、実施未実施の状況確認が容易にとれるよう書式の統一を図ることが望まれます。 更に、利用料金の状況については、年度計画に対する進捗状況を確認する観点からは、単月の金額だけでなく累計額も報告することが望まれます。	障害福祉課
P92 陽光園	【指摘】 施設利用料金の書面による承認の実施 岐阜県立陽光園管理運営協定書に従って、利用料金について書面による県の承認を受けることが必要です。	指定管理者、障害福祉課
P92～93 陽光園	【意見】 申請書類と運用書類の関連性の確保 指定管理者が申請にあたって提案した事項が達成されているかについては、指定管理者も、県も状況を把握することが管理運営上望まれます。 そのため、申請時の書式と実際の施設管理に利用している書式を可能な範囲で共通化するとともに、書式が異なる場合には、その関連が確認しやすい形で運用を進めることが望まれます。	指定管理者
P93 陽光園	【指摘】 サービス区分別会計単位の未設定 社会福祉法人会計基準が求める会計区分のうち拠点区分は設けられていますが、指定障害福祉サービス事業とその他の事業が一つの会計で管理されているため、会計基準に従ってサービス区分を設定することが必要です。	指定管理者

P93 陽光園	【指摘】 経費の勘定科目誤り(再掲) 平成26年度の事業報告書上、自主事業である日中一時支援事業に関する経費は全額人件費でしたが、当該人件費の算出資料においては、内訳は人件費と給食費でした。 本来、給食費は人件費でなく事業費として処理・報告すべきであり、正しい科目で処理することが必要です。	指定管理者
P94～95 陽光園	【指摘】 備品台帳の記帳の正確性未確認 備品台帳は総勘定元帳の補助簿に相当する帳簿であり、県福祉事業団の経理規程に基づき、備品台帳と総勘定元帳との整合性を確認することが必要です。	指定管理者
P102 科技C	【意見】 施設利用状況の設置目的との合致状況の検証 公の施設は設置目的が明確にされていることから、設置目的にかなった利用がなされているかについて、検証を行うことが望まれます。	産業技術課
P103 科技C	【意見】 貸出施設のあり方の検討の実施 施設の設置目的を踏まえ、必要となる貸出施設の決定を行ったものと思われませんが、現状では、設備過剰といえる状況です。 開館から15年が経過し老朽化も進んでおり、施設の設置の趣旨を尊重する趣旨からは、会議室の絞り込み・転用についても検討することが望まれます。	産業技術課
P103～104 科技C	【意見】 図書資料室及び資料の活用方法の検討 現状の図書資料室は、施設の設置目的に基づいた活用が行われているとはいえない状況です。 行財政改革アクションプランから既に5年が経過しており、当センターの設立の趣旨である科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことを充足するうえで、資料室の継続を含め、今後の方向性について再検討が望まれます。	産業技術課
P104 科技C	【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	産業技術課
P104 科技C	【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を作成するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。	指定管理者

P105 科技 C	【指摘】 月次業務報告書の提出遅延 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。	指定管 理者
P105 科技 C	【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえで、施設の性質を踏まえ、収支の状況についても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。	産業技 術課
P106 科技 C	【指摘】 利用料金後納申請書の未作成 岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めに従って、利用料金後納申請書に基づいた承認を行うことが必要です。岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めが、本来あるべき運用に合致していない場合には、規則の変更を行うことが必要です。	指定管 理者
P106 科技 C	【指摘】 運営協議会の未設置 基本協定書において、運営協議会の設置を要請している以上、運営協議会に必要ない取決めを行うとともに、目的を踏まえて運営協議会を開催することが必要です。運営協議会自体が不要であると判断されるのであれば、基本協定書の見直しを行うことが必要です。	指定管 理者、 産業技 術課
P107 科技 C	【指摘】 自主事業の位置づけの検討 岐阜県科学技術振興センターでは、駐車場の借上が実施する自主事業とされていますが、自主事業は指定管理業務の範囲外で、自己の責任において行う業務であり、本来、指定管理者としては、収支のバランスを考慮したうえで実施することが必要です。 駐車場の確保は、指定管理業務のために行っているものであり、費用負担のみが発生します。駐車場の借上は、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業です。	産業技 術課
P108 科技 C	【意見】 施設全体の収支の把握 施設全体の業務の状況の把握の観点からは、指定管理業務とされない業務を含め、指定管理者がどのような業務を実施しているか、施設全体の収支がどうなっているかを把握することが望まれます。また、全体を把握することは、次回以降の指定管理者選定時ににおける判断材料としても有効です。	産業技 術課

P108 科技 C	【指摘】 所管課による事業報告書計上額の確認 事業報告書により正確な事業の実態を把握するためには、正しい会計記録に基づき事業報告書が作成されることが必要です。 所管課は、指定管理者が会計記録に基づき適切に事業報告書を作成していることを確認することが必要です。	産業技 術課
P108 ~ 109 科技 C	【意見】 未入金一覧表に基づく債権管理 債権も備品や在庫と同様に、指定管理事業において管理すべき資産と認められます。債権管理に関する帳簿である未入金一覧表も整備しておくべき帳簿に含め、債権管理を適切に実施することが望まれます。	産業技 術課、 指定管 理者
P109 ~ 110 科技 C	【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。	産業技 術課
P115 MINO	【意見】 申請時事業計画書の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、ウェブサイト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	地域産 業課、 指定管 理者
P115 MINO	【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。	指定管 理者
P116 MINO	【指摘】 月次業務報告書の提出遅延(再掲) 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。	指定管 理者
P116 MINO	【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえで、施設の性質を踏まえ、収支の状況についても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。	地域産 業課

P117 MINO	【意見】 管理運営業務評価会議開催の早期化と事業報告書の記載項目の検討 管理運営業務評価会議は、条例による年度の事業計画書の提出期限が基本協定により9月末と定められていることを踏まえ、7月未までには開催することが望まれます。 また、事業報告書に管理運営業務評価会議でも必要とされる項目を織り込み、正式文書である事業報告書で説明責任を果たすことが望まれます。	地域産業課
P117 MINO	【指摘】 利用日数の報告数値の不一致 月次業務報告書で報告される利用日数は、管理資料の正確性を確認したうえで、報告資料に反映させることが必要です。	指定管理者
P117～ 118 MINO	【指摘】 使用料金管理資料と報告資料の整合性の確認未実施 使用料金管理資料に基づいて、県に利用料金の収受状況の報告を行うにあたっては、指定管理者は、作成資料の正確性の確認を行うとともに、会計帳簿との整合性の確認を行うことが必要です。	指定管理者
P118 MINO	【指摘】 利用料金の収受状況の報告のための管理資料の保管不適切 県への利用料金の収受状況の報告にあたり、利用料金の収受状況の報告の基礎となる資料が確認できない状況にありました。 報告資料の基礎データについては、データの根拠を整理と説明できる形で、相当期間保管しておくことが必要です。 また、指定管理者として、資料の保管期間・保管方法を取決めておくことが必要です。	指定管理者
P118 MINO	【指摘】 施設利用料収入の報告数値の不一致 月次業務報告書の基礎となる使用料金管理資料は、利用の事実に基づいて把握・集計されるべきものであり、利用実績と整合させることが必要です。	指定管理者
P119～ 120 MINO	【意見】 附属施設設備等の利用料金の定め不適切 県は附属施設設備等の利用料金については、1品あたりの利用料金の上限のみを定めています。 県における条例、指定管理者の定める規程は、明確に判断ができ、誤ることなく運用できる形で定めることが望まれます。県は個々の備品に係る利用料金及び適用の単位を、指定管理者は適用区分を明確にする形で利用料金を定め、利用者等に対してわかりやすい形で提示することが望まれます。	地域産業課、指定管理者

P120～ 121 MINO	【意見】 作陶館の位置づけの明確化 所管課の判断では、作陶館は貸出施設でないことですが、作陶館は管理運営業務仕様書において、貸出対象施設として区分されています。 作陶館の位置づけを明確にするとともに、統一した取扱いを行うことが望まれます。	地域産業課
P121 MINO	【指摘】 施設の管理運営業務と自主事業間の取引の消去漏れ 自主事業会計から施設の管理運営業務会計へ支払う負担金は指定管理者内部での取引であり、外部に対する支出ではありません。 自主事業の支出、施設の管理運営業務の収入として計上したうえで、指定管理者全体の収支としては消去する必要があります。	指定管理者
P122 MINO	【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。	地域産業課
P123 MINO	【意見】 共通費用の事業への配賦方針の明確化と結果の確認 事業別の損益計算書を作成するにあたっては、事業に共通する費用の配賦方針を明確にすることが望まれます。 配賦方針を理解するとともに、委託作業の結果についても確認する体制を整備することが望まれます。	指定管理者
P131 花フエス	【意見】 申請時事業計画書の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	都市公園課、指定管理者
P131～ 132 花フエス	【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。	指定管理者
P132 花フエス	【指摘】 月次業務報告書の提出遅延(再掲) 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。 実務上、提出が不可能であれば、県と協議のうえ、実施可能な期限を設定するとともに、これを遵守することが必要です。	指定管理者

P132 花フエス	【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況についても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。	都市公園課
P133 花フエス	【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲) 評価員会議の意見については、果と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。	都市公園課、指定管理者
P133 花フエス	【指摘】 利用収入の計上額の妥当性の検証未実施 収入の計上は、個別業務の積上げに基づいて行われるべきものであり、指定管理施設において把握されている情報と会計帳簿との整合性を適時に確かめることが必要です。差異が生じている場合には、その要因を検証のうえ、必要な修正手続を実施することが必要です。	指定管理者
P134 花フエス	【指摘】 収入計上に係る根拠資料との整合性の確認未実施 資料の作成にあたっては、根拠資料との整合性を適時に確認することが必要です。	指定管理者
P134 花フエス	【意見】 主要帳票の作成者・確認(承認)者の明確化 利用収入調書は、収入の把握・管理に係る総合的な資料であり、重要な管理資料であることから、他の収入関連の書類と同じく、作成者・確認(承認)者及び各自が実施すべき事項を明確にするとともに、所定の手続が行われたか否かを書類上も明確にしておくことが望まれます。	指定管理者
P134 花フエス	【意見】 要綱の改定と統一的な取扱い実施 要綱において、減免割合、申請書式等の基本的項目を定めておくことが望まれます。また、管理のための作成資料については、統一的な取扱いを行うことが望まれます。	指定管理者
P135 花フエス	【意見】 利用区分の位置づけ明確化と統一的な取扱いの実施 利用者の利用区分を明確に位置づけ、あるべき区分で利用者数を把握するとともに、関連する資料間の数値の整合性にも配慮することが望まれます。	指定管理者
P135 花フエス	【意見】 特別入園者に対する取扱いの明確化 指定管理者として、特別入園者に対する減免の方針を明確にするか、その都度、特別入園者としての取扱いに係る決裁資料を残しておくことが望まれます。	指定管理者

P136 花フエス	【意見】 申請書類の記載事項の適切な運用 施設利用申請書の記載項目のうち、いつ、誰が受付の許可を行ったかなどについては、施設の管理上、先方とのやり取りにおける責任関係を明確にするうえで不可欠な情報であると思われることから、申請書様式の(公園記入欄)は、必要に応じて様式を見直したうえで、漏れなく記載することが望まれます。	指定管理者
P136 花フエス	【意見】 施設利用申請書の未作成 指定管理者から持ちかけたイベントであっても、イベント実施にあたり、管理上必要な事項をどのような様式で残しておくかを検討することが望まれます。	指定管理者
P136 ~ 137 花フエス	【指摘】 制限行為許可の指定管理者への通知漏れ 果と指定管理者との情報のやり取りが適切に行われていない結果、利用者が施設を利用するにあたり、心証を害したり、スムーズに利用手続ができないといった弊害も起こりうることから、果と公園管理事務の手引に従い、指定管理者に対する通知を確実に行うことが必要です。	都市公園課
P137 花フエス	【指摘】 施設の管理運営業務と自主事業の区分 施設の管理運営業務と自主事業の収支を区分把握し、事業ごとの評価が行えるよう、収入だけでなく支出についても区分することが必要です。 そもそも指定管理期間の最初の年度である平成 23 年度の事業計画書が提出された段階で、所管課である都市公園課側で自主事業の支出が区分されていない旨を指摘し、改善を求めらるべきです。	指定管理者
P138 花フエス	【意見】 共同体制構成員間の取引金額の根拠資料との照会未実施 果とへの報告数値の正確性を担保するため、共同体制構成員間の取引金額について根拠資料と照会することが望まれます。	指定管理者
P139 花フエス	【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。	都市公園課
P140 花フエス	【指摘】 業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施 土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であるかを確認することが必要です。	都市公園課

P144 水族館	【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	都市公園課
P144 水族館	【意見】 事業収支シミュレーションの見直しの実施 申請時事業計画書の事業収支シミュレーションと比べて、平成26年度の実績は、収入・利益とともに大幅に増加しています。 当初のシミュレーションから大幅な乖離が認められることを踏まえ、事業収支シミュレーションの見直しの要否を検討するとともに、必要と認められた場合は、協定書の見直しについても検討することが望まれます。	指定管理者
P145 水族館	【意見】 指定管理者審査委員会の意見への対応 指定管理者審査委員会の意見は、専門家により審査の過程で認識された事項であることから、適宜、県と指定管理者とで協議を行うとともに、その対応について、記録に残しておくことが望まれます。	都市公園課、指定管理者
P145 水族館	【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。	指定管理者
P145～ 水族館	【意見】 アンケート手法の検討 繁忙期の来館者へのアンケートのみでは、アンケートの本来の目的は達成できないことから、申請時事業計画書に記載したとおり、周辺住民のニーズ調査を実施するなど、業務改善のヒントとなるような意見の収集を意識したアンケートを実施することが望まれます。	指定管理者
P146 水族館	【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況についても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。	都市公園課

P147 水族館	【意見】 評価員会議の意見結果への対応(再掲) 評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどとして、具体的な対応、効果などを適時確認できるように体制づくりが望まれます。	都市公園課、指定管理者
P147 水族館	【意見】 施設の展望に関する協議の実施 公の施設を、魅力ある施設として維持・発展させていくうえでは、ハード及びソフトの両面から、長期ビジョンの下に業務を遂行することが望まれます。 提案の実施の可否、投資に関する具体的な負担等について、両者の協議を進めることが望まれます。	都市公園課、指定管理者
P148 水族館	【意見】 前売券販売の取扱いの明確化 前売券販売についての取扱いを明確に定め、運用するとともに、前売券販売の履歴を確認しやすい体制を整え、会社として提示する条件に合理性が認められないようならばつきがないかを確認できるようにすることが望まれます。	指定管理者
P148 水族館	【意見】 前売券販売の場合の売上計上時期の検討 販売された前売券について、返金の義務はないことから、チケットの引渡しをもって売上を計上していますが、本来の役務の提供は入館利用により行われること、レストラン利用の場合はチケット引渡し時点では前受金で処理し、利用に応じて売上を計上していることとの整合性を図る意味からも、入館券の売上計上基準を検討することが望まれます。	指定管理者
P149 水族館	【指摘】 個人サポーターの会員料金設定に係る県への申請漏れ 個人サポーターの会員料金について、県への申請が行われていません。当該制度及び会員料金について、県への申請を行うとともに、承認を受けることが必要です。	指定管理者
P156 平成記念	【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	都市公園課、指定管理者

P156 平成記念	【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。	指定管理者
P157 平成記念	【指摘】 月次業務報告書の運用不適切 基本協定書の定めに従った月次業務報告書の提出が行われていませんでした。県と指定管理者の間で月次業務報告書の位置づけを明確にする必要があります。また、基本協定書で定めた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。	都市公園課、指定管理者
P157 平成記念	【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況についても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受け体制を整備することが望まれます。	都市公園課
P158 平成記念	【指摘】業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ 月次の業務実績の確認を実施し、適切な対応が行われたことを明確にするため、業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)を漏れなく作成し、回議のうえ、保管しておくことが必要です。	都市公園課
P158 平成記念	【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲) 評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどとして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。	都市公園課、指定管理者
P159 平成記念	【意見】 指定管理者交代の場合の手續の明確化(再掲) 業務を引継ぐにあたっては、所管課が主体的に現指定管理者と次期指定管理者の間に入り、引継ぎが適切に実施できるよう努めることが望まれます。 引継ぐべき項目について、確実に対応を行うためには、協定書に「引継ぎの項目については別途協議する。」等の条項を設け、実際に引継ぎ業務が発生した場合に、適時適切に関与することが望まれます。	都市公園課

P159 平成記念	【指摘】 募集要項における減免要件の記載漏れ 前指定管理者が減免の対応を行っていたことを踏まえ、新たな指定期間においても減免の対応を行うことが予想されたことから、募集要項において、指定管理者が公益上その他特別の理由があると認められる場合には、利用料金を減免することができる旨を示すことが必要です。	都市公園課
P160 平成記念	【指摘】 運営収支報告書に添付する確認書の未入手 9月末の運営収支報告書について、基本協定書で定められている執理士の資格を有する者が作成した確認書を適時に入手し、運営収支報告書に添付する必要があります。	指定管理者
P160 平成記念	【意見】 水通光熱費に関する合理的な按分基準の設定 水通光熱費は、発生額の手元を施設の管理運営業務に負担させることは妥当ではなく、合理的な按分基準を設定して自主事業にも配分することが望まれます。 また、自主事業に関する支出の考え方や配分の基準等については、経理規程に定めておくことが望まれます。	都市公園課、指定管理者
P161 平成記念	【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。	都市公園課
P162 平成記念	【指摘】業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施(再掲) 土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であるかを確認することが必要です。	都市公園課
P173	【意見】 委員による採点の意図の明確化 選定過程の透明性向上のため、採点表にコメント欄を設け、なぜそのような評価となったかを記載してもらい、あるいは採点を審査項目ごとではなく審査の観点毎に細分化して実施する等、委員への負担の程度も考慮したうえで、採点の意図がより明確になるような仕組みを作ることが望まれます。	管財課
P178	【意見】 申請団体が1団体の場合の採点実施 申請団体が1団体の場合は、審査基準に基づいた採点は行われないうえに、現状では、申請団体が審査項目を踏まえ、どのような強み弱みを持っているかなどについて、審査委員の意見が網羅的に確認されない可能性があります。 このため、申請団体が1団体のみであった場合でも採点を実施し、採点結果について、審査委員会で確認を行い、申請団体に対する細目協議にあたって考慮すべき事項の抽出にも役立てることが望まれます。	管財課

P178	<p>【意見】 申請団体が1団体の場合の募集要項の検討 申請団体が1団体の場合、特定の条件が、申請団体の申請の妨げとなつている可能性があり、募集要項を見直すことにより、指定管理者制度の趣旨をより反映した状況での指定管理者の選定ができる環境が整えられる可能性もあります。 申請団体が1団体に限られている状況が続いているような場合には、指定管理者制度の趣旨を十分に発揮できるよう、より丁寧に募集要項の見直しを行うことが望まれます。</p>	各所管課
------	---	------

- (注)1. 個別の施設に係る指摘・意見については、施設名を記載しています。
2. 施設名の記載にあたっては、岐阜メモリアルセンターは「メモリアル」、岐阜県民ふれあい会館(ふれあい福寿会館)は「ふれあい」、岐阜県立陽光園は「陽光園」、岐阜県科学技術振興センターは「科技ひまわり」、セラミックパークMINOは「MINO」、花フエヌ記念公園は「花フエヌ」、世界淡水魚園水族館は「水族館」、平成記念公園は「平成記念」と記載しています。

第3 包括外部監査の結果

1 岐阜県の財政状況と公の施設の状況

(1) 公の施設と指定管理者制度

ア 公の施設

地方自治法では、「普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」と定めています。(地方自治法第244条第1項)
公の施設は、一般的には次の5つの要件を満たすものであると整理することができます。

「住民の利用」に供するためのもの、つまり、公の目的で設置されたものであつても、庁舎のように、住民の利用に供することを目的としたものは公の施設ではありません。

「当該地方公共団体の住民の利用」に供するためのもの、つまり、住民の利用に供するために設ける施設であつても、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に供しないものは公の施設ではありません。

「住民の福祉を増進する目的」をもって設けるもの、したがつて、競輪場や競馬場のように地方公共団体の収益事業のための施設は公の施設ではありません。

「施設」であること。
「地方公共団体」が設けるもの、したがつて、～の要件を満たす施設であつても、地方公共団体が設置する施設でなければ、公の施設ではありません。

公の施設は、行政にとつては施策に基づいた公共サービスを提供するための施設であり、住民にとつては公共サービスを享受するための施設であると位置づけられます。

公の施設には、多種多様な施設があります。総務省自治行政局は公の施設を表3-1-1のとおり5つに分類しています。

表3-1-1 総務省自治行政局による公の施設の種類

1	レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊体養施設等
2	産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
3	基礎施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーシング場、アルテシ施設等
4	文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
5	社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

(資料源泉：総務省自治行政局ホームページ)

1 指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法改正により導入された制度です。

地方自治法では、県をはじめ普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者として指定し、その施設の管理を行わせることができるものとされています。(地方自治法第244条の2第3項)

岐阜県においても、その必要があると判断した施設については、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年岐阜県条例第1号)その他公の施設毎に制定されたその設置及び管理に関する個別の条例において所要の事項を規定し、指定管理者による公の施設の管理を実施しています。

(2) 岐阜県の公の施設の状況

平成26年4月1日現在で、岐阜県が設置する公の施設(道路や河川等のインフラ施設は含まない。)は165施設であり、所管部局別の指定管理者制度の導入状況は、表3-1-2のとおりです。

表3-1-2 所管部局毎の指定管理者制度の導入状況

所管部局	設置施設数	うち指定管理者制度導入施設数
清流の国推進部	8	8
危機管理部	2	0
環境生活部	8	5
健康福祉部	24	14
商工労働部	9	5
農政部	4	2
林政部	1	0
県土整備部	1	1
都市建設部	25	8
教育委員会	85	1

(注) 所管部局の管理区分毎に集計しており、所管課が複数にわたる2施設については、それぞれの所管課で施設数として集計しています。

(資料源泉：岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインより監査人集計)

(3) 岐阜県の財政状況と公の施設の運営費の状況

公の施設を設置し運営していくためには、多大な費用が必要であり、その費用は税金を中心とする財源で賄われています。平成26年度の岐阜県の一般会計歳出決算額は765,171,546千円でした。一方、公の施設に係る歳出金額は71,213,770千円であり、岐阜県の一般会計歳出決算規模の9.3%に相当する金額でした。

本監査で対象とした指定管理者制度を導入している公の施設に係る歳出金額は4,899,817千円であり、公の施設に係る歳出金額総額の6.9%でした。このうち、指定管理者に対する指定管理料の年間支払金額は2,520,581千円であり、歳出金額の51.4%が指定管理料でした。

地方自治法では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(第2条第14項)と規定しており、公の施設に対しても、効果的・効率的な管理・運営が求められています。しかし、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ために、単純に経費を削減すればよいというものではありません。

限られた財源の下で、住民の福祉の増進を図るうえで、個々の公の施設の利用状況や機能を見直し、現在のニーズに適合していないものは廃止・縮小するなどして管理経費削減の検討をするとともに、時とともに変化する住民のニーズを的確に把握し、これに対応したサービスを提供していくことが重要です。したがって、現在のサービス提供が適切かつ十分かを

検証するとともに、適時に対応を実施することが期待されます。
個々の公の施設の管理運営は所管課が担っており、利用者に対する満足度調査の結果を、施設の管理運営に反映させる等の対応は実施されています。

県として、住民のニーズの変化に応じたサービスの提供を適時適切に進めていくうえで、全庁的な観点から、個々の公の施設のあり方を検討し、状況の変化を踏まえて、施設間のバランスを補正したり、管理運営上のノウハウの共有化を図るなどの対応を推進することが期待されます。

(4) 公の施設の管理に関する全庁的な取組み

平成26年4月22日、総務省より、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取組むよう要請が行われ、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(以下「総務省通知」という。)が発出されました。

公共施設等総合管理計画策定の必要性については、総務省通知の冒頭において、「我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。」と記載されています。

老朽化対策、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することへの対応は、岐阜県の公共施設等についても当てはまるものであり、重要な課題として全庁的に取組み、本年度、総務省通知に定められた記載事項等を網羅したものととして、岐阜県公共施設等総合管理基本方針が平成27年8月に公表されました。

なお、今後有識者会議における意見聴取、議会への報告及びホームページにおける公表などにより、本方針の進捗管理が行われる予定であるとされています。

2 指定管理者制度導入の可否の検討状況

(1) 平成26年度に指定管理者を導入していない公の施設

岐阜県における公の施設の管理形態の選択については、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに「公の施設を県が直営で管理するか、又は指定管理者制度を導入するかについては、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律による管理主体の制約状況を考慮するほか、その施設の性格、県民サービスの質の向上、業務の効率性、経費節減等の観点から幅広く検討を行い、最適な方法を選択することとします。」とあります。

平成26年度に指定管理者を導入していない公の施設は表3-2-1のとおりです。

表3-2-1 平成26年度に指定管理者を導入していない公の施設

所管部局	施設の名称	設置場所	根拠法令等
危機管理課	岐阜県防災交流センター	岐阜市	
防災課	岐阜県広域防災センター	各務原市	
文化振興課	岐阜県民俗文化ホール未栄会館	岐阜市	休止中(注)
	岐阜県美術館	岐阜市	
	岐阜県現代陶芸美術館	多治見市	
	南飛騨健康増進センター	下呂市	
健康福祉課	健康福祉政	岐阜市他	学校教育法 第3条 第5条、第133条第1項
医療整備課	岐阜県立衛生専門学校(他、看護専門学校2校)	岐阜市	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項
保健医療課	岐阜県精神保健福祉センター	岐阜市	
障害福祉課(現、地域医療推進課)	岐阜県立希望が丘学園	岐阜市	
障害福祉課	岐阜県身体障害者更生相談所	岐阜市	身体障害者福祉法第11条第1項
	岐阜県知的障害者更生相談所	岐阜市	知的障害者福祉法第12条第1項
	岐阜県女性相談センター	岐阜市	売春防止法第34条第1項
子ども家庭課	岐阜県立わかあゆ学園	大野町	児童福祉法第35条、児童福祉法施行令第36条

商工労働部	産業技術課	国際た〜みアカデミー職業能力開発短期大学校 (他2施設)	美濃加茂市他	職業能力開発促進法第16条第1項、第2項
	情報産業課 (現、新産業振興課)	情報科学芸術大学院大学	大垣市	学校教育法第3条、第5条
農政部	農業経営課	岐阜県農業大学校	可見市	農業改良助長法第7条第1項第5号
	農業園芸課	岐阜県立国際園芸アカデミー	可見市	学校教育法 第3条、第5条
林政部	林政課	岐阜県立森林文化アカデミー	美濃市	学校教育法 第3条、第5条
都市建設部	下水道課	木曾川右岸流域下水道	岐阜市他9市町	岐阜県流域下水道条例第10条
	公共建築住宅課	県営住宅13施設	岐阜市他	公営住宅法第47条第1項、岐阜県県営住宅条例第49条
	水道企業課	東部広域水道事務所(浄水場3施設)	中津川市他	
教育委員会	教育財務課	県立学校 81校	岐阜市他	学校教育法 第3条、第5条
	社会教育文化課	岐阜県図書館、岐阜県博物館、岐阜県高山陣屋	岐阜市、関市、高山市	

(資料来源：岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン、所管課への調査結果)
 (注) 岐阜県県民文化ホール未来会館は、平成26年度は休止中でしたが、平成27年9月に「ぎふ清流文化プラザ」としてオープンしており、平成27年9月1日から指定管理者制度が導入されています。

(2) 個別の法律による管理主体の制約がない施設への指定管理者制度導入の可否の検討状況

表3-2-1に記載した公の施設のうち、個別の法律による管理主体の制約がない施設について、施設毎に、指定管理者制度を導入しない理由を所管課に質問するとともに、他自治体における導入事例を踏まえ、指定管理者制度導入の可否を検討しました。
 なお、他自治体における導入事例については、主に所管課に問合せた結果を記載しています。所管課では主に東海地方を中心に調査を行っており、同様の施設がない場合には東海地方以外の施設について調査を行っている場合もありました。

ア 岐阜県防災交流センター

(ア) 施設概要
 岐阜県防災交流センターは、県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行うことを目的として設置された施設です。
 大規模地震等で県庁舎が被災し、通信機能、災害対策本部機能等が麻痺した場合のバックアップ施設として平成11年6月29日にオープンしました。

(イ) 指定管理者制度を導入しない理由

大規模地震などで県庁舎が被災し、通信機能、災害対策本部機能が麻痺した際のバックアップ施設として位置づけられており、有事には、2階災害対策本部室など24時間防災対応の拠点施設となります。また、3階は情報企画課業務管理室として利用しています。
 3階建ての施設のうち2階、3階部分は行政機関の機能として活用しており、有事には防災対応拠点としての利用も必要となることから指定管理者制度を導入しないこととしています。

(ウ) 他自治体における導入状況

富山県の広域消防防災センターでは、施設の一部である四季防災館(学習棟)のみ指定管理者制度を導入しています。一方、同様の施設を有する愛知県、静岡県、滋賀県はいずれも指定管理者制度を導入していません。

(エ) 検討結果に基づく判断

学習施設部分は他の自治体で指定管理者制度導入実績もあり、指定管理者制度の導入自体は可能です。ただし、行政機関としての機能も併せ持っており、この部分について有事には県主導での利用が必要となることから、直営は施設設立の趣旨に沿っています。

イ 岐阜県広域防災センター

(ア) 施設概要
 岐阜県広域防災センターは、県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行うことを目的として設置された施設です。
 防災知識の普及向上や防災用資機材の備蓄等を目的として昭和57年に開設されました。

(イ) 指定管理者制度を導入していない理由
 所管課では、本施設の管理業務は県が直接実施すべき防災啓発や防災用資機材の備蓄等の業務と密接に関連しているため、体験型学習施設部分と行政機関とを分離することなく、県が直接管理することが施設の効用を図る上で望ましいと考えています。
 この考えに基づき、平成16年度に指定管理者制度導入の検討をした後は、指定管理者制度の導入は検討していません。

(ウ) 他自治体における導入状況
 富山県の広域消防防災センターでは、施設の一部である四季防災館(学習棟)のみ指定管理者制度を導入しています。

(エ) 検討結果に基づく判断
 学習施設については他の自治体で指定管理者制度導入実績もあり、指定管理者制度の導入自体は可能です。
 当該施設が行政機関としての機能を有しており、有事には県主導での利用が必要となることから、直営は施設設立の趣旨に沿っています。

ウ 南飛騨健康増進センター

(ア) 施設概要
 南飛騨健康増進センターは、県民の健康道場として県民が健康を増進するための場を提供すること等により、県民一人ひとりの健康づくりを支援し、もって健康な日常生活の実現に寄与することを目的として設置された施設であり、平成16年4月にオープンしました。
 当該施設は、南飛騨国際健康保養地構想における拠点施設として整備されましたが、行財政改革アクションプラン等による機能見直しの結果、現在では、県民の健康増進のための施設として位置づけられています。

(イ) 指定管理者制度を導入していない理由
 南飛騨健康増進センターは、平成22年3月の行財政改革アクションプラン策定時に、指定管理者制度を導入することにより本課駐在2名及び従業員数名で、必要最低限の維持管理のみを行うことで経費を削減する方針とされました。また、県民が健康を増進するための場の提供などの機能について、住民のニーズにより柔軟に対応するため、県主催の体験講座

の開催を取り止め、平成22年度から地元主導での開催に切替えることとに、下呂市、観光協会、地域住民等の地元関係者と体験講座の更なる魅力づくりを実施する方針のため、指定管理者制度は導入していません。

(ウ) 他自治体における導入状況
 調査により、近隣他自治体における類似施設で指定管理者制度導入事例はないことを確認しています。

(エ) 検討結果に基づく判断
 行財政改革アクションプランの閲覧により、地元主導による活用、必要最低限の施設維持の実施による経費節減、地元での有効利用を引き続き検討することにより、平成24年度にはコスト230,605千円の削減を図っており、一定の成果をあげていることは確認しました。

【意見】 指定管理者制度導入についての継続的検討
【健康福祉政策課】
 平成22年に行財政改革アクションプランが策定された後、その評価を平成25年度に実施していますが、アクションプラン策定後5年が経過しており、社会状況は変化している可能性があります。
指定管理者制度導入に関して、定期的に適用の可能性を検討することが望まれます。

エ 岐阜県立希望が丘学園

(ア) 施設概要
 岐阜県立希望が丘学園は、手足や体幹の機能に障がいがある18歳未満の児童を対象として、その社会的自立に向けて支援することを目的として設置された施設です。
 昭和32年8月から開設している児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設であるとともに、医療法に基づく病院でもあります。

(イ) 指定管理者制度を導入していない理由
 岐阜県希望が丘学園は、医療と福祉の機能を併せ持つ施設として、医師・看護師・療法士・保育士・心理士など様々な医療・福祉スタッフが連携して肢体不自由児・重症心身障がい児・発達障がい児の療育を行っています。また、県の障がい児療育の中核拠点として、障がい児が地域

で適切な療育が受けられるよう、市町村の福祉・保健・教育機関等と連携するとともに、地域の療育スタッフを育成する役割も担っています。これらの役割を継続して担うための人材を確保できる法人を指定管理者として選定することは非常に困難なこと、また、収益性を求める施設ではないこと等を勘案すると、県が直接実施することが適当であると所管課では考えています。

(ウ) 他自治体における導入状況

調査により、他自治体における類似施設で指定管理者制度導入事例はないことを確認しています。

(エ) 検討結果に基づく判断

当該施設は、県の障がい児療育の中核拠点として市町村と連携し、地域の療育スタッフを育成する役割も併せ持つことから、指定管理者制度は住民サービスと費用削減とのバランスから適用しないとする県の方針に合理性が認められます。

オ 国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校(他2施設)

(ア) 施設概要

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校他2施設は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得する岐阜県立の公共職業能力開発施設です。職業訓練を通じて、ものづくりに関する基礎的な知識と実践的な技能・技術から高度なものまでを学ぶことができ、国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校には2つの訓練科、同一敷地内に併設された職業能力開発校には3つの訓練科、木工芸術スクールには1つの訓練科を設置しています。

(イ) 指定管理者制度を導入しない理由

平成25年度第1回岐阜県職業能力開発審議会にて、指定管理者制度の導入は困難であると決定されたためとのことです。

(ウ) 他自治体における導入状況

職業能力開発校で指定管理者制度を導入している事例として、大阪府立夕陽丘高等職業技術専門学校があります。ただし、この学校は離職者を対象として、短期間(6か月)で経理や会計など事務系の職業訓練を行う施設であり、ものづくりに関する技能等を習得する県の職業能力開発校とは目的や対象者が異なります。

設であり、ものづくりに関する技能等を習得する県の職業能力開発校とは目的や対象者が異なります。

(エ) 検討結果に基づく判断

平成25年度第1回岐阜県職業能力開発審議会審議要旨を閲覧しました。この会議では指定管理者制度導入の可能性及び導入時の課題が話し合われ、更に他の自治体の導入事例を踏まえた議論がなされました。訓練科数が少なく制度導入が最も容易だと考えられる木工芸術スクールから検討がなされた結果、施設は教育の場であり、生活面の指導も必要となる他、ものづくり系の訓練科における導入事例は、他都道府県においてもないこと、及び木工芸術スクールは「飛騨の木工」という分野が特定されていることから、それに対応できる業者を見出し難いこと、更に公共職業能力開発施設は、セーフティネットの役目も担っており、公共性が高く、民間企業に委託した場合には、効率性が重視され、本来の目的が達成できないおそれがあることが述べられていました。

これらの検討の結果、職業能力開発施設に関しては、住民サービスの向上と経費削減とのバランスから指定管理者制度を導入しないとする県の方針に合理性が認められます。

カ 東部広域水道事務所(浄水場3施設)

(ア) 施設概要

東部広域水道事務所は、住民のくらしや産業を支えるために水源の確保と広域的な水道整備を目的に設置された施設であり、岐阜県東部地域7市4町に対して上水道用水を供給しています。また、可茂地域に立地している企業に対して工業用水を供給しています。

(イ) 指定管理者制度を導入しない理由

市町への水道水供給施設であることから、市町との連絡調整等が必要であり、県が責任を負うべき施設であると考えているためとのこととしました。

岐阜県では、今後の水需要減少も考慮して施設更新や予防保全的修繕計画を作成し、受水市町と調整の下、中長期的にも持続可能な事業運営の見通しを立てています。他県事例では指定管理者制度の導入により一定の効果も想定されていますが、長期間安定的に持続できる水道施設の維持管理や職員の技術力確保に支障をきたしかねないリスクもあり、基

轉的業務は県が直営で実施することとして指定管理者による管理は導入していません。

(ウ) 他自治体における導入状況

広島県で実施しています。広島県と民間企業が共同出資した会社を設立し、県営水道事業の一部を指定管理者が管理しています。

(エ) 検討結果に基づく判断

県営水道事業は、住民の重要なライフラインであり、市町との連携が必須となる事業です。また、水道料金設定の公平性や水道施設の長期的な修繕計画が必要となります。

このため、指定管理者制度は、管理者が営利を目的とする事業会社であったり、一定期間での契約の更新を前提とした場合には長期的な設備投資計画を立てづらい傾向にあることから、住民サービスと費用削減とのバランスの観点より適用しないとする県の方針に合理性が認められません。

キ 岐阜県美術館、岐阜県現代陶芸美術館

(ア) 施設概要

岐阜県美術館は、県民の美術に関する知識及び教養の向上に資することを目的として設置された施設です。「美とふれあい、美と対話する」をテーマに昭和57年11月3日に開館しました。

岐阜県現代陶芸美術館は、県民の陶芸美術に関する知識及び教養の向上並びに岐阜県の陶磁器産業の発展に資することを目的として設置された施設です。「陶磁器をテーマにした産業振興・文化振興・まちづくりの拠点」として誕生したセラミックパークMINO内に、平成14年に開館しました。

(イ) 指定管理者制度を導入していない理由

行財政改革アクションプラン(平成22年3月策定)の一環で、管理部門への指定管理者制度の導入検討を行った結果、導入は見送られました。主な理由としては、定数削減の効果は見込めないこと、管理経費の削減は、指定管理者制度を導入しなくても可能であること、直営部分と指定管理者の責任分担が不明確になることがあげられました。

(ウ) 他自治体における導入状況

管理部門及び学芸部門に指定管理者制度を導入している自治体には秋田県、高知県があります。また、管理部門のみを指定管理者が管理している自治体には、岩手県、富山県(2館)、山梨県、鳥根県(2館)、広島県、熊本県(分館のみ、本館は直営)があります。更に、管理部門を指定管理者で管理し、学芸部門を県と指定管理者で共同管理している自治体としては、沖縄県があります。

(エ) 検討結果に基づく判断

総務省が公表した「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」では、都道府県の文教施設(博物館・美術館等)に対する指定管理者制度の導入割合は、平成18年9月2日現在の460施設(41.2%)から平成21年4月1日現在の492施設(50.9%)へと増加しましたが、平成24年4月1日現在では480施設(46.6%)と減少が認められました。また、公の施設全体での導入割合が60%程度であることから、文教施設への指定管理者制度の導入は全体と比べても低い水準にあります。この背景として、指定管理者による経営効率を重視した管理運営による学芸部門の機能低下への懸念があります。

一方、美術館の管理について民間のノウハウを活用して新たな住民ニーズへの柔軟な対応が可能となったり、利用料金制を採用することで管理者が新規事業を実施することへのインセンティブとなり事業の多様化につながったりするなど、一定の効果は期待できます。

このため、住民サービスと経費負担とのバランス、指定管理者制度導入済の自治体の実態などを踏まえ、他県の動向を見ながら検討していくとする県の方針に合理性が認められます。

ク 岐阜県図書館、岐阜県博物館

(ア) 施設概要

岐阜県図書館は、県民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置された施設です。県の中核図書館としての役割、機能を果たすため、県内外の図書館と連携し、県民のニーズに応じた資料を提供しています。

岐阜県博物館は、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置された施設であり、岐阜県百年公園内に位置する総合博物館です。動物・植物・地学等に関する資料を展示する「自然展示室1・21

や、考古・歴史・民俗・美術工芸等に関する資料を展示する「人文展示室1・2」があり、郷土のすがたを紹介しています。また、県民の方の収集品等の展示を行う「マイミュージアムギャラリー」の施設もあります。

(イ) 指定管理者制度を導入していない理由

行財政改革アクションプラン(平成22年3月策定)の一環で、管理部門への指定管理者制度の導入検討を行った結果、導入は見送られました。主な理由として、定数削減の効果は見込めないこと、管理経費の削減は、指定管理者制度を導入しなくても可能であること、直営部分と指定管理者の責任分担が不明確になることがあげられました。

(ウ) 他自治体における導入状況

図書館について、管理部門のみを指定管理者が管理している自治体としては山梨県、愛知県、岡山県があります。また、管理部門及びサービス部門を指定管理者が管理している自治体としては、岩手県(県有複合施設内に図書館を併設)があります。

博物館について、管理部門のみを指定管理者が管理している自治体としては青森県、富山県があります。また、管理部門及び学芸部門を指定管理者が管理している自治体としては、岩手県があります。更に、管理部門を指定管理者で管理し、学芸部門を県と指定管理者で共同管理している自治体としては、沖縄県があります。

(エ) 検討結果に基づく判断

前述のとおり、都道府県の文教施設への指定管理者制度導入はあまり進んでいません。

これは、指定管理者による経営効率を重視した管理運営による、図書館のサービス部門、博物館の学芸部門の機能低下への懸念があることが要因としてあります。

一方、民間のノウハウを活用して新たな住民ニーズへの柔軟な対応が可能となったり、博物館においては利用料金制を採用することで管理者が新規事業を実施することへのインセンティブとなり事業の多様化につながったりするなど、一定の効果が期待できます。

このため、住民サービスと経費負担のバランス、指定管理者導入済の自治体の実態などを踏まえ、他県の動向をみながら検討していくとすると、県の方針に合理性が認められます。

ウ 岐阜県高山陣屋

(ア) 施設概要

岐阜県高山陣屋は、江戸時代に郡代・代官が治政を行った場所で、県民の教育という目的で保存されている施設です。当時の建物が残っているのは全国で唯一、高山陣屋だけあり、昭和4年には国史跡に指定されました。

(イ) 指定管理者制度を導入していない理由

当史跡は全国で唯一、陣屋建物が現存していることに特色があります。営繕手続職員を採用し、日々、文化財の価値を損なわないように屋根等の小修繕に対応するなど、建物の適切な維持管理により屋根全面葺き替えの時期を遅らせることができています。そのため、指定管理者制度導入により、専門の営繕手の雇用が継続できなくなった場合、営繕手による文化財の日々の適切な管理ができなくなり、結果として修繕等の程度が大きいものになり、県費の持ち出しが多くなることを考えられます。

また、当史跡は江戸時代の郡代役所であり、昭和44年まで飛騨地方の県の庁舎として使用されるなど、飛騨の人々の精神的な拠り所となっているため、県以外の民間による管理については、地元や地元の有識者からなる高山陣屋運営協議会で総意として反対された経緯があります。

なお、現状の管理方法については、高山陣屋運営懇話会(平成25年から名称変更)においても、肯定的な意見が得られています。

これらのことから、地元のコンセンサスが得られていない状況もあり、文化財を適切に保存し維持管理するためには現状の管理方法がよいと考えています。

(ウ) 他自治体における導入状況

岡山県の特別史跡日閑谷学校では、非公募で選定された財団法人が指定管理者となっています。

(エ) 検討結果に基づく判断

文化財を適切に保存し、管理運営するうえで現状の管理方法がよいとの判断ですが、史跡について、他の自治体で管理運営を指定管理者が行うケースもあります。

また、高山俣屋運営協議会で総意として指定管理者制度の導入が反対されたのは平成19年であり、その後の状況は変化している可能性があります。

【意見】 指定管理者制度導入についての継続的検討(再掲)

【社会教育文化課】

指定管理者制度導入について、定期的に適用の可能性を検討することが望まれます。

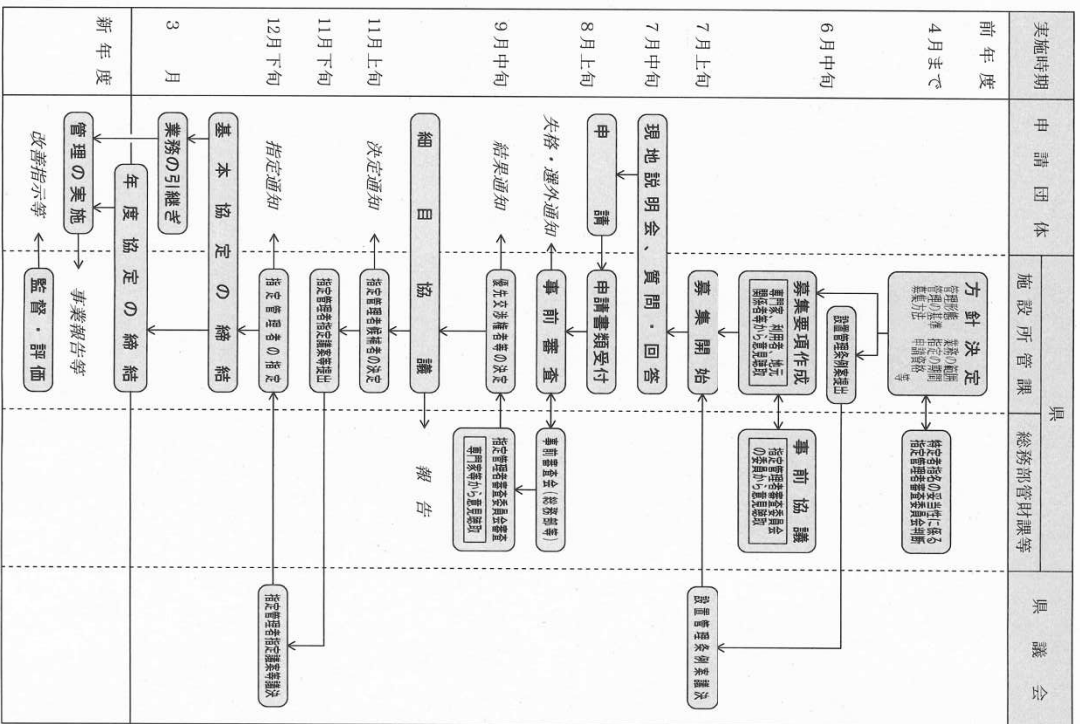
3 岐阜県における指定管理者制度導入の考え方

(1) 岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン

岐阜県では、指定管理者制度を導入するにあたっての事務手続及びその導入後の運用に関する基本的事項を定めることにより、指定管理者の指定手続の公平性及び透明性を確保するとともに、その導入する施設の設置目的をより効率的かつ効果的に達成し、提供する県民サービスの質の向上に資することを目的として、岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を制定しています。

指定管理制度に関する事務の流れは図 3-3-1のとおりであり、主な項目について、以下で説明します。

図 3-3-1 指定管理者制度に関する事務の流れ



(2) 指定管理者の募集

ア 指定管理者の募集方法

様々な経営資源や経営能力を有する団体が幅広く参加する中から、公の施設の設置目的を達成し、最も効果的かつ効率的な管理を行うことができる団体を指定できるように、指定管理者の募集は公募によることを基本としています。

ただし、特定の団体を選定することに合理的な理由が認められる場合には、特定の団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法（以下「特定者指名」という。）によることができます。合理的な理由が認められる場合として、次のような場合を例示しています。

* 岐阜県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、当該施設の効用が最大限に発揮される場合

* 公共団体又は公共的団体が無償又は低額で公の施設の管理運営を行い、当該施設の効用が十分に発揮される場合

イ 指定管理者の指定の期間

指定期間については法令上特段の定めはなく、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、それぞれの施設の設置目的や実情等を勘案し、適切な期間を設定する必要があるものと考えられることから、県では、次のとおり、目安となる基準を設けています。

* 単に施設の物理的な維持管理が業務の主体であるもの 3年

* ソフト事業など指定管理者の創意工夫に基づく業務の割合が高いもの 5年

ただし、当該基準により難しい特別な事情が認められる施設については、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定することとしています。

ウ 申請資格

指定管理者は法人その他の団体でなければならぬとされていることから（地方自治法第244条の2第3項）法人格を有しない団体であってもその指定に係る申請を行うことはできませんが、個人はその申請を行うことができません。また、複数の団体がグループを構成して申請することも認められません。

具体的な申請資格要件については、それぞれの公の施設について定める指定管理者の募集要項に記載するところによりますが、県では基本的事項を掲げたうえで、施設の特性や地域の実情などを考慮して、適切な要件を設定しています。

エ 募集要項

指定管理者の募集にあたっては、施設を担当する所管課において、その募集の内容、指定管理者候補者の選定手続等を記載した募集要項を作成します。

募集要項に定めるべき事項はそれぞれの施設の設置目的等により異なりますが、岐阜県における標準的な記載事項は図3-3-2のとおりです。なお、各項目の記載内容については、各課に対して、管財課が作成した施設指定管理者募集要項(準則)(以下「募集要項(準則)」)というものが提示されています。

図 3-3-2 指定管理者の募集要項

第1	施設の概要
1	名称
2	所在地
3	施設の設置目的
4	沿革
5	施設の内容
第2	募集の内容
1	指定管理者が行う業務の範囲（自主事業に関する事項を含む。）
2	指定管理者が行う管理の基準
3	県と指定管理者とのリスク分担
4	指定の期間
5	指定管理者が行う業務に要する経費等
第3	募集から決定までのスケジュール
第4	申請に係る事項
1	申請資格
2	申請手続
3	申請の取下げ
第5	指定管理者候補者の選定手続
1	審査方法
2	審査基準
3	優先交渉権者等の決定
4	指定管理者候補者の決定
第6	申請資格の喪失
第7	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項
第8	指定管理者による管理の開始
第9	公租公課の取扱い
第10	その他留意事項
第11	様式・添付資料
第12	問い合わせ先

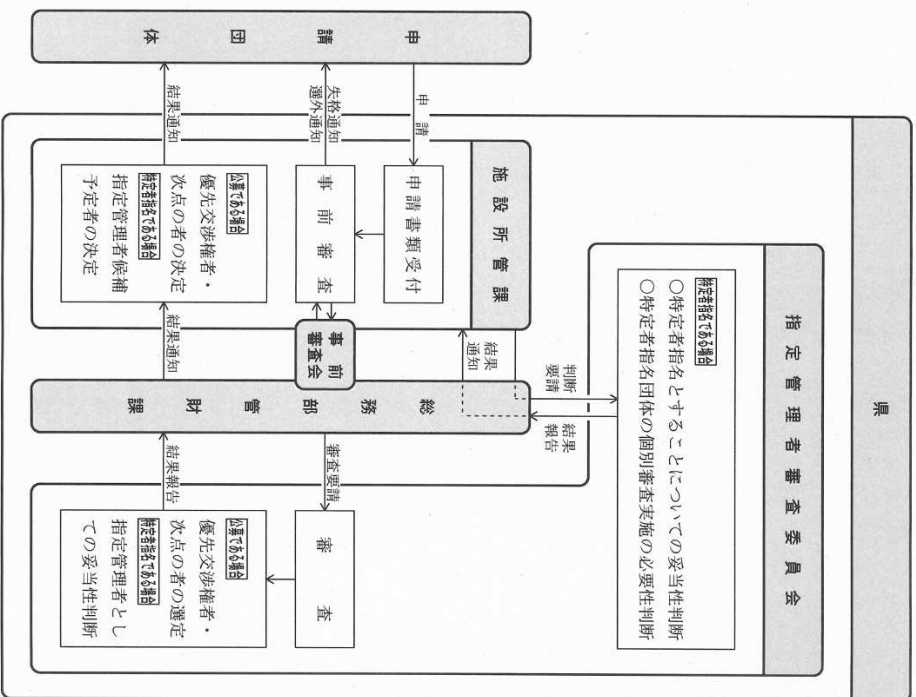
募集期間は、緊急を要するなどの特別な事情がない限り、1か月（30日）に満たない場合にあつては30日）以上の期間を設けることが基本とされています。

公募による場合には、岐阜県庁ホームページに募集要項一式を掲載するとともに、記者発表などにより広く周知を図っています。また、申請を希望する団体がその申請前に施設内を見学できるよう、現地説明会を開催しています。

(3) 指定管理者候補者の選定

岐阜県における指定管理者候補者の選定に関する審査手続は、図 3-3-3 のとおりです。

図 3-3-3 指定管理者候補者の選定に関する審査手続



ア 事前審査

(ア) 形式審査

募集要項に定める申請資格要件を満たしているか、申請書類に不足がないかなど、申請団体が申請にあたって満たすべき形式的要件の充足状況を確認するため、県の所管課が申請書類等に基づく審査を行います。

(イ) 内容審査

提案内容が募集要項に定める業務水準等の条件を満たしているか、提案内容に疑義を生ずる記載上の不備がないかなど、県指定管理者審査委員会の適正な審査に影響を及ぼすおそれのある申請上の不備の有無やその内容を事前に把握するため、施設の所管課において書面審査及びヒアリングを行った後、岐阜県指定管理者事前審査会設置要綱に基づき設置する県指定管理者事前審査会（総務部及び施設の所管部局の関係課長により構成する組織）において、その結果のとおりまとめを行います。

形式審査及び内容審査の要件を満たしていない申請団体は、次の県指定管理者審査委員会の審査手続に進むことはできません。

イ 県指定管理者審査委員会による審査

(ア) 県指定管理者審査委員会の設置

指定管理者候補者の選定手続、中でも審査手続には、客観性、専門性、公平性及び透明性が強く求められていることから、外部有識者により構成する「岐阜県指定管理者審査委員会（ ）」が審査を行います。

審査の透明性を確保する観点から、委員の氏名並びに所属団体及び役職は岐阜県庁ホームページにおいて公表しています。また、審査の公正性の観点から、審査手続開始前に委員及び申請団体に対して利害関係に関する確認調査が行われ、利害関係のあることが確認された委員は、その申請案件に係る審査手続への参加を認めません。

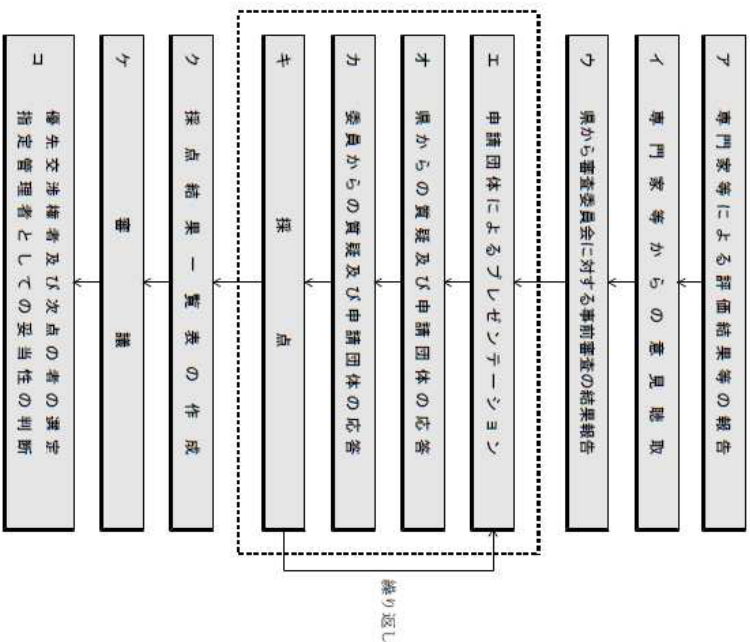
() 岐阜県指定管理者審査委員会

岐阜県附属機関設置条例（平成 25 年岐阜県条例第 1 号）に基づいて設置されている台議体の組織であり、その委員は知事が次のとおり任命しています。（岐阜県指定管理者審査委員会規則第 4 条及び第 5 条）

* 公の施設の管理運営という業務の性格に鑑み、公共政策、経営能力判

断、維持管理、施設経営、県民協働等の視点において、有識者から
 名を選任します。
 *委員の任期は2年とし、再任することができます。

(イ) 審査及び審議
 審査委員会の審査の流れは、概ね図3-3-4のとおりです。



注 点検枠内の審査手続は、申請団体ごとに一連の手続として行います。

審査においては、申請団体によるプレゼンテーション、県及び委員か
 らの質疑、申請団体の応答を経て、申請団体毎に採点が行われます。そ
 の採点手続は次のとおりです。

- a 申請団体が1団体である場合を除き、申請団体毎に募集要項に記
 載された審査基準に従い、審査委員が採点をを行います。
- b 各委員の採点結果を採点結果一覧表に集計します。
- c 委員別に申請団体ごとの合計得点を比較し、第1位に3点、第2
 位に2点、第3位に1点の順位点(同順位の申請団体が複数あると
 きは、当該順位及びその下位にあたる空位の合計点数を当該同順位
 となった申請団体の数で除して得られる点数とする。)を、それそれ
 付与します。
- d 順位点を採点結果一覧表に集計し、申請団体ごとの順位点合計を
 比較します。

審査委員会は、審査手続を踏まえ、審議を行います。

- a 公募により指定管理者を募集する場合
 申請団体が複数ある場合には、採点結果一覧表を基礎として、順位
 点合計が第1位の申請団体を優先交渉権者、第2位の申請団体を次点
 の者としてそれぞれ選定することについて審議します。順位点合計が
 同順位の団体が複数ある場合は、審査委員会の合議によりその優劣を
 決定します。

申請団体が1団体である場合にあつては、採点が行わず、優先交渉
 権者の選定に係る審議を行います。

- b 特定者指名により指定管理者を募集する場合
 申請団体の指定管理者としての妥当性について審議を行います。

(ウ) 優先交渉権者等又は指定管理者候補予定者の決定

県は審査委員会の委員長から審査結果の報告を受けた後、公募により
 指定管理者を募集する場合には優先交渉権者及び次点の者、特定者指名
 により指定管理者を募集する場合には指定管理者候補予定者をそれぞれ
 決定し、その決定内容を岐阜県庁のホームページにおいて公表します。
 併せて、所管課は、審査委員会による審査を行ったすべての申請団体
 に対し、それぞれの審査結果を通知します。

(工) 細目協議及び指定管理者候補者の決定

県は優先交渉権者又は指定管理者候補予定者との間において、指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行います。

優先交渉権者との間における細目協議が調われないときは、協議を中止し、県は改めて次点の者との間において細目協議を行います。中止の判断は、優先交渉権者が失格となり、又は申請を取り下げたこと、優先交渉権者による管理の業務の履行が困難であり、又は優先交渉権者にこれを履行させることが著しく不相当であると判断される事実が判明したことなど、協議を継続し得ない客観的な事実の発生を基礎に行われ、細目協議を中止するにあたっては、審査委員会に対し、その判断の適否に関する意見を求めることとなります。

細目協議が整い次第、県は、優先交渉権者若しくは次点の者又は指定管理者候補予定者を指定管理者候補者として選定することを決定し、施設の所管課はその旨を優先交渉権者等に通知するとともに、岐阜県庁のホームページにおいて公表します。

(4) 指定管理者の指定及び協定の締結

県は、指定管理者候補者を指定管理者として指定するため、その指定に係る議案を県議会へ提出し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を受けます。

また、指定管理料が発生する場合には、債務負担行為の設定に係る議案も併せて提出し、その議決を受けます。

県は、指定管理者の指定に係る県議会の議決を受けた後、速やかに指定管理者候補者に対してその指定に係る通知を行うとともに、併せて、設置管理条例の規定に基づき、その指定をした旨を公示します。

指定管理者の指定後は速やかに、県と指定管理者の間で指定の期間を通じた包括的事項に関する基本協定を締結します。

なお、基本協定書の標準的な様式は、管財課が各課に対して「施設の管理に関する基本協定書(準則)」を提示しており、その内容は定期的に見直しが行われています。

また、毎年度の指定管理料の額や事業計画書等について、基本協定とは別に年度協定を締結します。年度協定書の標準的な様式についても、管財課が各課に対して「年度の施設の管理に関する年度協定書(準則)」を提示しています。

(5) 指定管理者による管理運営

適正な管理運営を実施するため、次の事項について定められています。

- ア 不当利用拒否・差別的取扱いの禁止
- イ 第三者への委託の制限
- ウ 個人情報保護
- エ 情報公開
- オ 不服申立て

(6) 指定管理者に対する監督・評価

ア 指定管理者に対する監督

県は、地方自治法の定めるところにより、指定管理者から事業報告書の提出を受け、又は指定管理者に対して管理の業務若しくは経理の状況に関する報告を求め、若しくは実地について調査を行い、当該指定管理者による公の施設管理が適正に行われるよう監督します。主な監督項目は表3-3-1のとおりです。

表3-3-1 県の監督項目

項目名	実施時期	内容
事業報告書の提出	毎年度終了後2か月以内(注)	管理施設に係る業務の実施状況、利用状況、収支状況等
業務報告書の提出	毎月	管理施設に係る業務の実施状況、利用状況、収支状況等
業務実施状況の現地確認	少なくとも四半期ごと	管理施設に係る業務の実施状況の現地調査

(注) 指定管理者の決算が確定しないなどの事情がある場合には、当該期限を必要な期間延長するものとされています。

イ 利用者等の意見の把握

県及び指定管理者は、意見箱の設置、利用者に対するアンケート調査、ウェブページによる意見募集等適宜の方法により、施設の利用者等から広く意見の収集に努めるものとされています。

また、収集した意見の内容及びこれに対する県又は指定管理者の対応状況その他県民に周知すべきと考えられる情報については、施設内への掲示、ウェブページへの掲載等により公表するものとしています。

ウ 専門家等による評価

県は、指定管理者により公の施設の適正な管理に資するよう、原則として施設毎に、それぞれの施設を熟知した専門家等からの意見聴取の機会を設け、指定管理者による施設の管理運営に対する評価についての意見を伺うこととしています。

この意見聴取のための会合は、少なくとも毎年2回開き、管理の基準の充足状況、施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等を評価項目として、専門家等の意見を聴取することとしています。

県は、聴取した意見を踏まえて最終評価を行い、必要に応じて、指定管理者に改善の指示を行います。なお、最終評価の結果は、岐阜県庁のホームページに公表するものとしています。

(7) 指定管理者に対する監査

県監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事の要求があるときに、指定管理者が行う公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができます。また、包括外部監査人は、必要があると認めるときに、個別外部監査人は、知事の要求があるときに、同様に監査を行うことができます。

4 指定管理者制度導入施設

(1) 平成26年度において指定管理者制度を導入している公の施設

ア 概況

平成26年度において、岐阜県が設置する公の施設は165施設であり、そのうち、指定管理者制度を導入している施設は表3-4-1に示した42施設です。

ガイドラインによると、指定管理者の指定の期間について法令上特段の定めはなく、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、それぞれの施設の設置目的や実情等を勘案し、適切な期間を設定する必要があるものとしており、次のとおり目安となる基準を設け、その指定の期間を設定しています。

*単に施設の物理的な維持管理が業務の主体であるもの 3年

*ソフト事業など指定管理者の創意工夫に基づく業務の割合が高いもの 5年

ただし、当該基準により難しい特別な事情が認められる施設にあつては、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定することとしています。

平成26年度の指定管理者制度導入施設の指定管理期間は表3-4-2のとおりであり、指定期間が5年の施設が31施設と全体の7割程度を占めています。

平成26年度に指定管理者制度を導入している公の施設の指定期間満了年度とその割合は、表3-4-3のとおりです。地方自治法の改正により、公の施設に対して指定管理者制度が導入された後、施設毎に導入の可否が検討されるとともに、導入するにあたっては、施設の性質に応じて、指定の期間が設定されていることから、指定期間の完了年度にはばらつきが認められます。

表 3-4-1 平成 26 年度に指定管理者制度を導入している公の施設

所管部局	施設の名称	募集方法	指定管理者の名称	評価員会議の名称
清流の国推進部	スポーツ推進課	岐阜アリーナ(ヒマラヤアリーナ)	株式会社コパベン	岐阜県県有スポーツ施設指定管理者管理運営評価員会議
		岐阜メモリアルセンター	公益財団法人岐阜県体育協会	
		岐阜県グリーンスタジアム	各務原市	
		岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場	恵那市	
		岐阜県川辺漕艇場	川辺町	
		岐阜県長良川スポーツプラザ(SSTC業務)	公益財団法人岐阜県体育協会	
		(注)3		
		岐阜県長良川スポーツプラザ(宿泊施設業務)	株式会社技研サービス	
		岐阜県長良川球技場	公益財団法人岐阜県体育協会	
		岐阜県中部山岳国立公園乗鞍湖池駐車場	乗鞍国際観光株式会社	
環境生活部	自然環境保全課	岐阜県東海自然歩道開ヶ原ピクニックター	開ヶ原町	岐阜県自然公園等施設指定管理者評価員会議
		岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター	奥飛騨自然・文化協議会	
		岐阜県民ふれあい会館(ふれあい福祉会館)	ふれあいフアンシリティイース	
		飛騨・世界生活文化センター	飛騨コンソーシアム	
		岐阜県福祉・農業会館	ハヤツクス・太平ビルサービスクン	
健康福祉部	健康福祉政策課	岐阜県立寿楽苑	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立寿楽苑・飛騨寿楽苑評価員会議
		岐阜県立飛騨寿楽苑	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立飛騨寿楽苑・飛騨寿楽苑評価員会議
		岐阜県立飛騨寿楽苑	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立飛騨寿楽苑・飛騨寿楽苑評価員会議
健康福祉部	障害福祉課	岐阜県聴覚障害者情報センター	一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会	岐阜県聴覚障害者情報センター評価員会議

農政部	畜産課	岐阜県福祉友愛フォー	岐阜市	岐阜県福祉友愛フォー	岐阜県福祉友愛フォー
		岐阜県立サニービル	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立サニービル
		又みずなみ	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立サニービル
		岐阜県立はなの木苑	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立はなの木苑
		岐阜県立ひまわりの丘	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立ひまわりの丘
		岐阜県立みどり荘	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立みどり荘
		岐阜県立幸福苑	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立幸福苑
		岐阜県立三光園	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立三光園
		岐阜県立陽光園	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立陽光園
		岐阜県立千草寮	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立千草寮
商工労働部	産業技術課	岐阜県立白鳩学園	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立白鳩学園
		岐阜産業会館	岐阜市	一般財団法人岐阜県産業会館	岐阜県立白鳩学園
		岐阜県科学技術振興センター	岐阜市	株式会社三和サービス	岐阜県科学技術振興センター
		ソフトピアジャパン(第3別館を除く。)	岐阜市	伊藤忠アールパルクセンター(第3別館を除く。)	ソフトピアジャパン(第3別館を除く。)
		ソフトピアジャパン(第3別館に限る。)	岐阜市	株式会社ビル代行・株式会社ミライコムエネジー共同	ソフトピアジャパン(第3別館に限る。)
		セラムミックパークMINO	岐阜市	公益財団法人セラムミックパーク美濃	セラムミックパークMINO
		岐阜県東濃牧場	岐阜市	一般社団法人岐阜県農畜産公社	岐阜県東濃牧場
		岐阜県飛騨牧場	岐阜市	一般社団法人岐阜県農畜産公社	岐阜県飛騨牧場
		岐阜県立千草寮	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立千草寮
		岐阜県立陽光園	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立陽光園

都市 建設 部	街路公園課 (現、都市公園課)	養老公園	公募	イビゾングリーン	岐阜県さほう遊学館 遊学館管理運営 業務評価員 会議	
		岐阜県百年公園	公募	青協・吉村・昭和 業務特別共同企業 体		
		各務原公園	公募	株式会社技研サー ビス		
		花フエスタ記念公園	公募	花フエスタ記念公 園運営管理グルー プ		
		世界淡水魚園(水族館 の区域を除く。)	特定	株式会社オアシス パーク		
		世界淡水魚園水族館	特定	株式会社江ノ島ア リッコボーリーシ ョン		
		平成記念公園	公募	昭和村MCグルー プ		
		公共建 築住宅 課	公募	株式会社ビル代行 ・株式会社ミライ コミュニケーション ネットワーク共 同体		ソフトピアジ ヤパンセンタ ー等指定管理 者評価員会議
		社会教 育文化 課	公募	トータルメディア ・中電興業サイエ ンスワールド運営 グループ		岐阜県先端科 学技術体験セ ンター指定管 理評価員会議
		教育 委員 会				

- (注)1. 募集方法の「特定」は「特定者指名」を意味します。
 2. 所管課が複数にわたる2施設については、それぞれの所管課で施設として集計
 しています。
 3. 「SSTC」は「ススポーツ科学トレーニングセンター」の略称です。
 (資料源泉：ガイドライン、管財課からの入手資料)

表3-4-2 指定期間別の施設数とその割合

指定期間	2年	3年	5年	その他
施設数	2	9	31	2
割合	4.5%	20.5%	70.5%	4.5%

(注) 所管課が複数にわたる2施設については、それぞれの所管課で施設として集計
 しています。
 (資料源泉：ガイドラインより監査人集計)

表3-4-3 年度別の指定期間終了施設数とその割合

指定期間 終了年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	その他
施設数	13	22	4	4	1
割合	29.5%	50.0%	9.1%	9.1%	2.3%

(注) 所管課が複数にわたる2施設については、それぞれの所管課で施設として集計し
 ています。
 (資料源泉：ガイドラインより監査人集計)

イ 視察結果を踏まえた提言事項

(ア) 全般管理に係る事項

a 申請時事業計画書・協定書と年度事業計画書
 施設指定管理者事業計画書(以下
 「申請時事業計画書」という。)として指定期間に係る収支計画を含む
 事業計画等の書類を提出し、審査及び審議の結果、優先交渉権者等と
 して決定され、その後の細目協議を経て指定管理者候補者として決定
 され、県議会の議決を経て指定管理者として指定されます。
 その後速やかに、県と指定管理者の間で、指定の期間を通じた包括
 事項に係る基本協定を、また、年度毎の指定管理料の額、事業計画等
 について、指定期間中の各年度、基本協定とは別に年度協定を締結す
 るものとされています。

年度の事業計画書は、条例の定めにより、指定期間の各年度につい
 て作成するものとされ、年度の事業計画書を変更しようとするときは、
 条例の定めにより、予め変更後の事業計画書を県に提出しなければな
 らないこととされています。また、年度協定において定められる事業計画
 (以下「年度事業計画書」という。)は、指定管理者が提出した年度の
 事業計画書に定める事業について、県が実施を認めたものであることと
 なっています。

指定管理者の選定は、申請時事業計画書に基づいて審議されており、
 当該計画書は、指定期間の方向性を示すうえで、極めて重要な書類で
 す。

条例で作成を要請している年度の事業計画書は、基本的には、申請
 時事業計画書を年度に展開した計画であるという位置づけです。

県が指定管理者の業務の実施を管理監督するうえで、指定管理者
 が申請時事業計画書として提案した内容が年度の事業計画書に展開さ
 れ、年度事業計画書が確実に実施されているかを確認することが重要
 です。

しかし、視察を行った施設に関して、申請時事業計画書の提案項目の実施の可否・実施状況について、網羅的なチェックが行われていない事例も見受けられました。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認

【各所管課 各指定管理者】

指定管理者は、申請時事業計画書に記載した提案項目を実現する意志と能力があるとの審査における判断に基づいて、指定管理者として選定されており、県としては、申請時事業計画書に記載された内容を達成することが、公の施設にとって最適であると判断したとします。申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、指定期間中の各年度の業務に関して作成される文書であり、基本協定書(準則)では業務の実施状況、施設の利用状況、業務の収支状況のほか、県が指示する事項について記載するものとされ、あらかじめ報告を求めべき事項を整理し、報告書の様式を定めておくことが望ましいとされています。

視察を行った施設に関して、事業報告書の作成・提出は漏れなく行われていたが、年度事業計画書と事業報告書の記載項目について、必ずしも関連が図られていない部分がありました。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ

【各指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載にあたり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

c 月次業務報告書

月次業務報告書は、指定期間中の各月の業務に関して作成される文書であり、基本協定書(準則)では、業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収受状況のほか、県が指示する事項について記載するものとされ、あらかじめ報告を求めべき事項を整理し、報告書の様式を定めておくことが望ましいとされています。

視察を行った施設に関して月次業務報告書を確認した結果、収支報告は対象とされていませんでした。

また、月次業務報告書の提出期限は、基本協定書で施設毎に定められていますが、必ずしも、期限の定めが守られていませんでした。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認

【各所管課】

基本協定書(準則)では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関して、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

例えば、イベント等を取り扱っており、収支の変動が認められる施設では、主要イベントに係る計画収支と実績収支を報告する、変動項目が少ない場合には、修繕費等が発生した場合にその内容・金額を報告する、3か月毎に実施する現地確認の際に主要な収支項目の処理を確認する、決算日までに、直前までの収支の状況を確認するという対応が考えられます。

基本協定書(準則)では、その他県が指示する事項を記載することを要請していることから、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受けられる体制を整備することが望まれます。

d 評価委員会による評価

視察を行った施設に関して確認した結果、評価委員会による意見に対して、対応に向けた協議や、実施項目の実施状況が必ずしも明確に記録されていない状況がありました。

【意見】 評価員会議の評価結果への対応

【各所管課、各指定管理者】

評価員会議は、指定管理者による公の施設の適正な管理に資するよう、原則として施設毎に、それぞれの施設を熟知した専門家等からの意見聴取の機会を設け、指定管理者による施設の管理運営に対する評価についての意見を聴取するため、県が設けた制度です。

評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。

e 指定管理者交代に備えた対応の実施

視察を行った施設に関して確認した結果、前指定管理者からの業務の引継ぎのための協力は必ずしも十分に行われていなかったと思われ

ます。例えば、資産の引継ぎに関する業務が、スムーズに行われなかった事例も見受けられました。

【意見】 指定管理者交代の手続の明確化

【各所管課、管財課】

募集要項(準則)では、指定期間の終了又は指定管理者の指定の取消しにより、県又は次期指定管理者に管理の業務を引継ぐ必要が生じたときは、その円滑な引継ぎに協力することを要請しています。

また、基本協定書(準則)においても、指定期間の終了に際し、業務の引継ぎを円滑に行わなければならないと定めています。(基本協定書(準則)第37条)

実際に、業務を引継ぐにあたっては、県の定めるオペレーションの把握など、確認・対応すべき業務が相当量あると思われる。したがって、所管課が主体的に現指定管理者と次期指定管理者との間に入り、引継ぎが適切に実施できるように努めることが望まれます。

引継ぐべき項目について、確実に対応を行うためには、協定書に「引継ぎの項目については別途協議する。」等の条項を設け、実際に引継ぎ業務が発生した場合に、適時適切に関与することが望まれます。

f 稼働率の考え方

施設の稼働率を算定するにあたり、必ずしも明確な方針はなく、利用区分毎に把握するケースも、1日あたりで把握するケースも見受けられます。

例えば、1日が3区分になっており、そのうち、1区分のみが利用された場合、稼働率を1日あたりで計算する場合は稼働率が100%となりますが、利用区分毎で計算する場合は稼働率が33%となります。

前者のケースでは、実際には利用されていない時間帯があるにもかかわらず、稼働率のみを見れば、フル稼働しているという印象を受け

【意見】 稼働率算定の根拠の記載と定性情報による補足の実施

【各指定管理者】

施設の性質、利用形態は個々の施設により異なるため、一律的な対応はできないと思われませんが、稼働率をどのように算定しているかを注記する等の対応が望まれます。

また、定量情報としての記載が難しく、1日あたりでの稼働率を算定している場合であっても、例えば、夜間はほぼ利用されているが、日中の利用が十分でない、等の事実があれば、その状況について、報告・検討の対象とすることが望まれます。

(イ) 物品の管理に係る事項

指定管理者制度は公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために導入され、指定管理者は施設の管理運営に関する業務に携わっています。

県は、指定管理業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)を指定管理者に無償で貸与しています。指定管理者は、指定期間中、管理物件を常に良好な状況に保つよう努めなければならないとされています。基本協定書(準則)においては、管理物件のうち施設及び設備(以下「施設等」という。)の増築、改築又は改造は、原則として県が自己の責任及び費用において実施するものとされています。1箇所あたり60万円未満

である施設等の修繕(経年劣化等により施設等を本業務の用に供することができなくなった場合において、当該施設等に代わる物を新たに購入し、又は調達するときを含む。以下同じ。)は、指定管理者が自己の責任及び費用において速やかに行わなければならないとされていますが、それ以外の場合は、県が自己の責任及び費用において行うものとされています。

ます。ただし、県及び指定管理者の協議により、指定管理者が自己の責任及び費用において当該修繕を行うことを妨げないものとされています。指定管理者は管理物件を適切に管理し、有効利用する責務があります。が、設備の更新や廃棄に関する意思決定については、県がその権限を有しています。現在供用されている公の施設についても、老朽化が課題となつている施設もあり、電気設備、給排水設備など、施設全体の設備の更新については県が長期的な方向性を示す必要があります。計画的な設備の更新や修繕を実施していくうえで、県が施設の実態を適切に把握し、施設ごとの具体的な長期維持計画を策定することが重要です。

一方、備品の購入等に関しては、1物品あたり10万円未満である備品(本業務の用に供するものに限る。)の購入又は調達(1件あたり10万円未満である備品の修繕を含む。以下「購入等」という。)は、必要の都度、速やかに、指定管理者が自己の責任及び費用において行わなければならないとされていますが、それ以外の場合は、備品の購入等は、県が自己の責任及び費用において行うものとされています。ただし、県及び指定管理者の協議により、指定管理者が自己の責任及び費用において当該備品の購入を行うことを妨げないものとされています。

指定管理者は管理物件を良好な状態で保つことが要求されています。また、年1回、岐阜県会計規則第92条の3に基づく現物実査が行われます。

ガイドラインでは、管理物件に係る県と指定管理者の基本的なリスク分担を、表3-4-4のとおりとしています。

表3-4-4 県と指定管理者とのリスク分担

施設の維持管理	区分	リスク負担者	
		県	指定管理者
施設の修繕	1箇所あたり60万円以上 1箇所あたり60万円未満		
備品の維持管理等	1物品あたり10万円以上 1物品あたり10万円未満		

ガイドラインでは、指定管理期間を物理的な維持管理が業務の主体である施設管理については3年、ソフト事業など指定管理者の創意工夫に基づき業務の割合が高いものについては5年と設定しています。

指定管理者制度を導入する施設では、設定されている3年、5年といった指定管理期間毎に指定管理者の募集が行われることとなりますが、公

の施設は、指定管理者の変更の有無にかかわらず、良好な状況で管理運営される必要があります。

現状では、指定管理者が施設において使用する管理物件以外の備品については、指定期間が終了したときは、自己の責任及び費用において撤収しなければならぬものとされています。これらの指定管理者が任意に購入した物品、及び自主事業のために購入した物品は、指定管理者の募集時において、指定管理者募集要項に添付される管理物品一覧には含まれません。

また、指定管理期間が終了した場合には、自主事業のために購入した物品を撤去する必要があります。指定期間は3年、5年を基本としており、指定管理者の観点からは、積極的な投資を念頭に置いた場合、多くの備品の耐用年数は指定期間よりも長いものの、次の指定期間に指名される保証はないことから、投資の回収を考えた場合、利用者を増やすための積極的な投資に必ずしも踏み切れない状況にあります。

業務の引継ぎに関しては、基本協定書においても定められていますが、監査の過程において、指定管理者の引継ぎ状況を確認した結果、管理物件の特定、業務の引継ぎが必ずしも良好に行われていないと思われるケースが見受けられました。

指定管理者が変更となる場合、業務の引継ぎを円滑に行うことが、利用者に対するサービスを維持・向上させる上で、極めて重要ですが、指定管理者が業務を円滑に進めるため、自己の責任において購入した備品(POSレジなど)や自主事業のために購入した備品などについては、引継ぎの際の新旧指定管理者の協議が難航する事例もありました。県の所管課は、引継ぎにあたり、指定管理業務にかかわらず、施設として実施されている業務の撤退・継続の協議に関しても適切に関与し、指定管理者が交代する場合においても、施設が継続して遜色のないサービスを提供できるよう、調整を図ることが望まれます。

具体的には、指定管理者の募集にあたっては、指定管理業務と合わせ、指定管理者が自主的に行っている業務の情報等、申請団体が事業計画を策定するにあたり、参考となる情報を提供することが望まれます。

県の物品管理については、岐阜県会計規則第92条の3で、「収支等命令権者は毎年度1回以上その管理する物品(消耗品を除く。)を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧

表と照合しなければならぬ。」と定められています。
 岐阜県では、出納事務局長から、本庁各課の長、地方機関の長宛に現物実査の実施に係る文書を発出しており、物品の現物実査実施要領による旨の他、実施にあたっての留意事項を通知しています。

物品の現物実査実施要領では、現物実査は、本庁各課及び地方機関においてそれぞれ行うものとし、原則として、当該年度の5月末現在の物品一覧表を使用し、当該年度の6月末までに実施するものとしています。一般的な手順としては、実査担当者は、物品帳簿に記載されている物品について、供用主任者(供用主任者により難い場合は現場補助者)とともに、当該物品の存在、利用状況を調査し、現物があることを目視により確認することとしています。

現物実査の結果、遊休物品が存在すると判明したときは、物品一覧表に遊休物品の登録をするものとされています。

遊休物品については、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使用見込みがないものは、管理換えによる有効活用を図るものとされています。使用見込みがなく、管理換えにより有効活用を図ることができない場合は、不用決定後、処分(売却、廃棄)することとされています。

今回、視察を行った施設において、パソコンや無線機、VHSビデオテープなど、故障した物品や老朽化・陳腐化により使用見込みのない物品が倉庫や事務所に保管されている施設が複数確認されました。中には、前指定管理者の指定期間において既に使用不能となっていたパソコンが倉庫に保管され、物品一覧表に計上されている施設も見受けられました。

【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施 **【各所管課】**
 現物実査の結果、遊休物品が確認されたにもかかわらず、遊休物品の登録、使用見込みの判断、不用決定及び処分が実施されていませんでした。

遊休物品を正常品と区分しないまま長期にわたり保管する場合、毎年度実施する現物実査の対象にもなり、使用見込みのない物品の管理のために手間をかける必要があります。

また、本来、不用決定すべき物品が物品一覧表に含まれている場合、その内容が基本協定書に添付される管理物品一覧表に反映され、指定管理者に有効な物品の情報が提供されなくなります。特に、指定管理者の募集にあたっては、県が不正確な情報を提供し、それに基づいて提案を進めることとなることから、必要不可欠な物品が使用不能場合などは、

準備への影響を及ぼす可能性があります。

現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。

特に、使用期間が比較的短く、経済的に陳腐化しやすい電子機器などについては、有効利用の観点からは、遊休物品が発生した場合、早期に管理換えによる活用の有無を検討することが必要です。

更に、指定管理者の更新年度に遊休物品がある場合には、指定管理者の募集時に、管理物品一覧表において遊休物品の状況を提示し、実質的に有効な物品の情報を提供することが必要です。また、指定管理者との基本協定書の締結にあたっては、遊休物品を除外するか、物品の状況が明らかになった管理物品一覧表を作成し、管理対象物品を明確にすることが必要です。

(2) 視察実施施設

指定管理者制度を導入している施設について、所管課に対するヒアリングにより概況を把握したうえで、指定管理者の募集方法(公募か特定者指名か)、指定期間(3年か、5年か、それ以外か)、施設の目的、施設の収支、指定管理料の額、自主事業の状況、施設設置におけるPEI事業の導入の有無、指定管理者制度導入後の指定管理者の交還等の観点を考慮し、表3-4-5に記載した8施設について、現場視察を実施しました。

なお、視察先の選定にあたっては、平成27年度の監査委員の監査対象予定施設については、監査の重複を避ける観点から選定の対象外としました。また、平成27年度から指定管理者が交代となった施設についても、監査対象年度である平成26年度は指定管理者が異なることから選定の対象外としました。

表3-4-5 視察対象施設

施設名	所管課
岐阜メモリアルセンター	地域スポーツ課(注)1
岐阜県豊民ふれあい会館(ふれあい福寿会館)	文化振興課
岐阜県立陽光園	障害福祉課
岐阜県科学技術振興センター	産業技術課
セラミックパークMINO	地域産業課
花フエスタ記念公園	都市公園課(注)2
世界湯水鳥園水族館	都市公園課(注)2
平成記念公園	都市公園課(注)2

(注)1. 平成26年度の所管課は又スポーツ推進課でした。
2. 平成26年度の所管課は街路公園課でした。

視察実施施設について、施設の概要、収支の状況を把握するとともに、指定管理者の選定手続、指定管理者による施設の管理運営の実施状況を検討しました。

検討にあたっては、「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。」という指定管理者制度の趣旨に適ったものとなっているかについて、次の観点から検討しました。

- 指定管理者の選定手続は条例・ガイドラインに従って行われているか。
- 指定管理者は、事業計画書に記載された事業内容を確実に実行しているか。

- 指定管理者による施設の使用許可は適切に行われているか。
- 利用料金制導入施設の場合、利用料金の設定、利用料金の収受は適切に行われているか。
- 施設条例に規定する業務と業務の範囲外において指定管理者が自己の責任及び費用において実施する業務(自主事業)は明確に区分されているか。
- 会計区分及び収支科目が適切に設定され、処理されているか。
- 管理物品は適切に管理されているか。
- 指定管理者による利用者等の意見の把握が行われ、対応状況その他県民に周知すべきと考えられる情報は、随時公表されているか。
- 指定管理者から県に対する報告は、適時・適切に行われているか。
- 指定管理者に対する監督・評価は適時に実施されているか。その結果は、管理運営に反映されているか。

ア 岐阜メモリアルセンター

(ア) 施設の概要

施設名称	岐阜メモリアルセンター		
所在地	岐阜市長良福光大野 2675-28		
所管課	地域スポーツ課		
根拠法令	岐阜県都市公園条例、岐阜県都市公園条例施行規則		
施設の設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の日常的な健康、体力づくりに寄与する。 ・県民の競技水準を向上させ、選手の強化育成に努める施設を提供する。 ・全国的、国際的競技大会の招致、開催を可能とする。 ・都市公園として、より一層充実した環境を近隣住民にも提供する。 		
設置年月(開園日)	平成3年4月		
面積	土地 231,669.08㎡、建物 50,588.63㎡(延床面積)		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	(公財)岐阜県体育協会(以下「県体協」という。)	H25.4.1~H30.3.31	特定者指名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を管理すること。 ・公園の利用者への便宜の供与に関する事。 ・公園の利用の促進に関する事。 ・岐阜県都市公園条例第6条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 ・知事が定めること。 		
利用料金制の有無	有	利用料金の所属先	指定管理者
利用料金の内容	利用料金(各施設)		
指定管理料の支払の有無	有		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	自動販売機収入、スポーツイベント		
営業料の納付の定めの有無	有		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	長良川球技場駐車場の仮設トイレ設置業務(平成26年度のみ)		

(注) 平成24年度までは、当該施設は直営施設でした。

項目	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	稼働率の報告によるため N/A	
指定管理料の額(千円)	実績	859,222
	当初	1,015,526
営業料の納付額(千円)(納付の定めがある場合)	確定額	443,418
	確定額	443,299
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(千円)	187,105	455,965
	-	210,116
	-	858

(注) 平成24年度までは直営であり、運営体制が異なることから、平成24年度の数値は記載していません。

(イ) 指定管理者の選定に係る事項

指定管理者による平成26年度を含む施設の管理期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であり、岐阜メモリアルセンターの指定管理者である県体協は、岐阜メモリアルセンター・岐阜県長良川球技場・岐阜県長良川スポーツプラザ(スポーツ科学トレーニングセンター)に係る指定管理者として、特定者指名によって選定されました。岐阜メモリアルセンター・岐阜県長良川球技場・岐阜県長良川スポーツプラザ(スポーツ科学トレーニングセンター)に係る指定管理者のうち、岐阜県長良川球技場については、平成18年4月から指定管理者制度が導入されていましたが、その他の施設は平成25年3月までは、直営で運営されていきました。

平成23年度に策定されたガイドラインでは、募集は基本として公募によることとしていますが、特定の団体を指定管理者として選定することについて合理的な理由が認められる場合については、公募によることなく、その団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法(以下「特定者指名」という。)によることが認められています。

今回、特定者指名とされた理由として、従来、これらの3施設は、財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団(以下「ES事業団」という。)が一体的に管理運営することで、施設の効用を高めてきたこと、岐阜県行政改革アクションプランにより、ES事業団が平成24年度末に解散する予定であること、ぎふ清流国体・清流大会の成果を活かした一層のスポーツ振興を図るために、これらの3施設を「競技スポーツの中核的拠点」と位置づけ、一体的に運用し、本県スポーツ人材の養成や、競技力向上を最優先の目的として、全国的・全県的スポーツイベントの開催等により、施設の有効利用を図っていくこととしていること、施策目的と、施設の管理運営を両立するには、県と同程度の高い公益性をもちつつ、県内のあらゆる競技団体等と連携が可能で、かつ事業を安定的・

継続的に進めることのできる団体が管理者となる必要があること、施設等の管理運営に必要なこととなるノウハウは、ES事業団から異体協が引継ぐ予定であり、ES事業団に代わって県の又ポーヅ振興方針に則り、管理運営を長期的な視点から展開できる団体は、異体協のみと考えられることとされてきました。

特定者指名を採用するにあたり、平成24年7月10日に開催された「岐阜県指定管理者審査委員会」において、特定者指名とすることが妥当であると判断されました。また、個別審査を実施する必要があるものと判断されました。

これを受けて、平成24年10月23日に「岐阜県指定管理者審査委員会」が開催され、選定基準への適合性及び内容の妥当性等の総合審査が行われ、異体協が指定管理者として受当であると判断されました。

なお、審査基準は示されていますが、特定者指名のため、採点は行われていません。

(ウ) 収支の状況

平成25年度と平成26年度の収支の状況は、表3-4-6のとおりです。
平成26年度は平成25年度と比べて、収入が37,771千円、支出が30,090千円増加しています。

収入増加の主な要因は、消費税増税分の増額により指定管理料が12,388千円増加、コンサートや中学校校体育連盟の大会が開催されたことにより利用料金収入が23,010千円増加したことに加え、受講料収入が7,225千円増加したためです。受講料収入は自主事業として実施している又ポーヅ教室の受講料であり、指定管理者となった平成25年度は参加者が伸び悩んだものの、平成26年度は教室の認知度が高まったことにより増加しています。又ポーヅ教室の運営は外部に委託しており、受講料が目標を下回ると不足額を委託業者から受領することになっています。平成26年度の雑収入が5,286千円減少しているのは、受講料収入について、目標未達成分を受領する委託契約となっており、受講料収入の増加により、目標未達相当額の受領が減少したためです。

支出増加の主な要因は、人員減少に伴い人件費が8,880千円減少したものの、修繕実施などにより施設管理費が33,075千円増加したこと、また、東京五輪開催を見据えジュニアアスリート発掘のための体力測定会を実施したことなどによりその他支出が6,352千円増加したためです。

表3-4-6 平成25年度から平成26年度の収支の状況（岐阜メモリアルセンター）
（収入）

区分	内訳	平成25年度		平成26年度	
		実績	事業計画	実績	実績
指定管理料	指定管理料	443,299	455,965	455,687	455,687
指定管理料	利用料金収入	187,106	182,392	210,116	210,116
管理業務	その他収入	2,326	898	2,728	2,728
自主事業	受講料収入	9,857	15,743	17,082	17,082
	手数料収入	2,998	3,000	3,030	3,030
	雑収入	8,424	2,500	3,138	3,138
	収入計	654,010	660,498	691,781	691,781

〔支出〕

区分	内訳	平成25年度		平成26年度	
		実績	事業計画	実績	実績
指定管理業務	人件費	169,808	166,228	160,928	160,928
	施設管理費	439,624	455,922	472,699	472,699
	その他支出	23,297	17,105	29,649	29,649
自主事業	教室運営委託費	16,167	15,743	17,968	17,968
	旅費交通費	-	-	6	6
	諸謝金	-	-	66	66
	利便性向上事業費	2,598	2,759	2,784	2,784
	本社管理費	2,516	2,741	-	-
	支出計	654,010	660,498	684,100	684,100

〔注〕平成24年度までは直営であり、運営体制が異なることから、平成24年度の数は記載していません。

(エ) 視察における発見事項

a 申請時事業計画書と年度事業計画書
指定管理者は、申請時事業計画書の提案項目について、チェックリストを利用して実施状況の進捗状況のチェックをしていますが、所管課では、年度事業計画書の承認において、申請時事業計画書の提案項目が実施されているかについての網羅的なチェックが行われていませんでした。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲)

【地域スポンサー】

申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、ウェブサイト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、管理運営実施報告書記載事項に従い、事業計画に対する対応状況を記載することになっており、詳細な記載になっていませんが、年度事業計画書は、申請時事業計画書の提案項目を意識した具体的な計画になっていません。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)

【指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載にあたり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的な計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

c 月次業務報告書

月次業務報告書は、イベント等の日別の詳細な実施内容を報告していますが、月次の利用団体数、会場等の利用人数等の合計や、各月の推移、前期実績や計画数値との比較などの記載がなく、月次の業務の概要の報告になっていません。

また、報告内容も事業報告書と比較すると、報告項目が少なく、事業報告書での説明が途中経過としての月次の報告になっていません。

なお、基本協定書によれば、年度事業報告書では、業務の実施状況、施設の利用状況、業務の収支状況等を、月次業務報告書では業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収支状況等を報告することになっています。現状では、具体協は翌月20日までには収支状況も把握していることから、月次業務報告書において収支状況を報告することは

可能な状況にあります。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲)

【地域スポンサー】

基本協定書では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

基本協定書では、その他県が指示する事項を記載することを要請していることから、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受けるとの体制を整備することが望まれます。

d 利用料金収入に関連する帳簿類の記入

関連帳簿の閲覧の結果、一部において、鉛筆書きのもの、訂正にあたって訂正印が押印されていないもの、受私の記入欄が誤っているもの、受私の記載漏れが見受けられました。

なかでも、「駐車場利用券受払簿」にあつては、年間を通して受私の実績の記載漏れや記載誤りが複数あり、また、金庫で保管されている駐車場利用券が受払簿に記載されておらず、実際の枚数と帳簿残高が乖離していました。

更に、駐車場利用券は毎年度末に実査されているとのことでしたが、帳簿上、実査を行った際の確認印は押印されていませんでした。

普段から帳簿数量と実際の数量に差異が生じている場合、受払簿の信頼性が損なわれており、帳簿管理の方法に問題があります。

【意見】 帳簿記載の変更状況の把握と責任の明確化 【指定管理者】

基本となる帳簿類は、取引の発生に基づいて内容を確定させることが重要であることから、書換え不能の筆記具を利用して記載するとともに、訂正を行うにあたっては、誰の責任において訂正したかが判別できるよう、訂正印を押印することが望まれます。

【意見】 駐車場利用券受払簿の確認と実査の体制 【指定管理者】

駐車場利用券は金券であることから、現金預金に準じて管理することが望まれます。

帳簿記録の信頼性を確保するうえでは、受払簿の記録は、定期的に

管理者による内容の確認を受けるとともに、牽制の意味からも、管理者が適宜、残高の実査を行う体制を整備することが望まれます。
また、管理者による確認の際は押印を実施し、その履歴がわかるようにしておくことが望まれます。

e 駐車場利用券の再利用時の対応
メモリアルセンターでは、回収した駐車場利用券のうち、状況が良好なものについては、駐車場利用券として再利用を行っています。

駐車場利用券は課金機データと回収した枚数との突合がされた後、再利用される駐車場利用券は駐車場利用券受払簿において受入記録が行われていたが、残りについて、どれだけの枚数かどのような方法で破棄されたかについては、把握されていませんでした。

【意見】 回収した駐車場利用券の処理の第三者確認 【指定管理者】
駐車場利用券は金券であることから、回収利用券の再利用の判断にあたっては、管理者の確認を受けたうえで、再利用分は利用分として受入処理を行うとともに、破棄分は再利用できないように破棄等の処理を行うことが望まれます。

f 会計帳簿に係る事項
事業報告書の収支は試算表を組替えて作成していますが、スポーツドクター、看護師への謝金（勘定科目：諸謝金）これらの振込手数料（勘定科目：手数料）派遣社員の派遣元への支払（勘定科目：委託料）が人件費として報告されていました。

【指摘】経費の勘定科目誤り 【指定管理者】
スポーツドクター、看護師への謝金、これらの振込手数料、派遣社員の派遣元への支払は具体協の職員でない者に関する支払であるため、人件費以外の勘定科目を使用することが必要です。

g 報告書の記載に係る事項
物品の現物実査実施要領では、出納員から指定された実査担当者は、現物実査の結果を出納員に報告し、当該報告を受けた出納員はその内容を確認した後、「年度現物実査の結果について（報告）」により、現物実査実施機関の長（所管課の課長）に対して報告するものと定められています。

平成26年度に提出された報告書「年度現物実査の結果について（報告）」を確認したところ、平成27年1月に報告書を提出した後、修正事項が生じ、2月に不突合原因の件数及び日付の記載内容を修正していました。しかし、修正にあたっては、取消線を引き、その上部に訂正事項を記載することとまっております。誰が修正を行ったか、また、修正内容について、出納員の確認を受けているかが不明瞭な状況にありませんでした。

【意見】報告書の修正時の対応 【地域スポーツ課】
報告書の訂正を行う場合には、訂正印を押印することにより、誰の責任において変更を行ったかを明確にするか、報告書を再作成のうえ、所定の承認を得て提出することが望まれます。

イ 岐阜県民ふれあい会館(ふれあい福寿会館)

(ア) 施設の概要

施設の名称	岐阜県民ふれあい会館		
所在地	岐阜市数田南5丁目14番53号		
所管課	文化振興課		
根拠法令	岐阜県民ふれあい会館条例、岐阜県民ふれあい会館条例施行規則		
施設の設置目的	県民のふれあいと交流の促進を図ること及び県民文化の発展に寄与すること。		
設置年月(開園日)	平成6年4月		
面積	土地 20,641.67㎡(敷地面積)、建物41,184.92㎡(延床面積)		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	ふれあいFNS 共同体	H18.4.1~H23.3.31	公募(4)
	県民ふれあい会館DN 運営共同体(注)	H23.4.1~H24.3.31	公募(3)
	ふれあいフアシリテ イヌ	H24.4.1~H29.3.31	公募(5)
	指定管理業務の概要	(1)会館の維持管理に関すること。 (2)県民文化の振興に資する公演等の事業の企画及び実施に関すること。 (3)利用者への便宜の供与に関すること。 (4)利用の促進に関すること。 (5)そのほか、知事が別に定めること。	
利用料金制の有無	有	利用料金の帰属先	指定管理者
利用料金の内容	会議室、コンサートホール、楽屋、リハーサル室、屋内イベント広場及び屋外イベント広場、付属施設設備等		
指定管理料の支払の有無	有		
自主事業の有無	有		
自主事業の内容	無料シャトルバス		
営業料の納付の定め の有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、 有る場合は主な内容	無		

(注) 当初の指定期間はH23.4.1~H28.3.31でしたが、構成員であったトルフィンソンの指定取消の申出があり、H24.4.1からは、新たな指定管理者に切替えが行われました。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業日数(日)	事業計画	357	357
	実績	357	357
利用者数(人)	事業計画	872,450	903,000
	実績	800,898	839,446
指定管理料の額(千円)	当初	313,740	302,640
	確定額	313,740	302,640
営業料の納付の有無	無	無	無
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(円)	無	無	無

(イ) 指定管理者の選定に係る事項

指定管理者による平成26年度を含む施設の管理期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であり、指定管理者は公募により募集されました。

優先交渉権者、次点の者の選定のための岐阜県指定管理者審査委員会は平成24年1月30日に開催されました。

専門家からの意見聴取においては、所管課や委員の質問に対し、維持管理や安全性については、現状においては特に問題点はないと感じていること、サラソカホールについては、ホールらしい独自性のある公演が催されていること、今現在は知名度が高くなくても有望な演奏家を見い出す、評価基準は利用率のみに限定せず、ジャンルなどこのバランスもある程度考慮する必要があると思われること、県民に親しみを持っていただく点については、親子が参加できるファミリーコンサートや子供の入場範囲を区分したコンサート、気軽に来場できるワゴンコンサートなどの開催が必要と思われることなどが述べられました。

申請団体は5団体であり、岐阜県指定管理者審査委員会の採点結果の概要は、表3-4-7のとおりでした。

表 3-4-7 採点結果の概要

審査項目	ふれあいフラスリテイズ						合計	A	B	C	D
	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員 F					
施設管理の基本方針	4	4	4	4	3	4	23	24	24	21	16
類似施設の管理実績	4	4	4	5	2	4	23	22	24	21	15
利用者サービス向上	24	24	24	24	18	24	138	126	132	120	84
施設の維持管理	6	6	8	8	4	6	38	46	46	46	32
収支計画	12	12	12	12	9	9	66	72	45	57	48
組織・体制	9	12	9	15	9	12	66	60	69	60	48
危機管理	8	6	8	10	4	10	46	42	40	40	34
経営基盤	4	4	3	4	3	4	22	20	23	23	13
地域連携	3	3	3	4	3	4	20	21	25	21	13
合計得点	74	75	75	86	55	77	442	433	428	409	303
委員別合計得点順位	2	2	1	2	2	4		1~4	1~4	1~4	4~5
順位	2	2	3	2	2	0	11	10.5	9.5	5	0

(注) 各審査項目のうち最高得点のものの背景を薄い灰色にしています。

なお、募集要項(準則)では、審査基準に関しては「施設の特性、地域の実情、経費削減等を十分に考慮し、最小の県民負担で施設管理条例に定める施設の設置目的をより効率的かつ効果的に達成できる団体を選定するうえで最適と考えられる審査基準を設定すること」とされており、当該施設の募集要項では、審査基準の配点が、表 3-4-8 のとおり変更されています。

表 3-4-8 審査基準の配点変更箇所

項目	募集要項(準則)の配点	募集要項の配点
類似施設の管理実績	10	5
利用者サービス向上	25	30
施設の維持管理	5	10
収支計画	20	15
組織・体制	10	15
地域連携	10	5

(資料源泉：岐阜県民ふれあい会館指定管理者募集要項)

選定されたふれあいフラスリテイズは、募集要項(準則)及び募集要項でもっとも最も配点の高い利用者サービスの向上について、順位が第1位でした。また、募集要項(準則)と比較して募集要項で配点が高くなっている組織・体制については、次点の評価でした。

審査項目別に見た場合、得点順位が第1位となった項目は、ふれあいフラスリテイズは業者A、業者Bより少なかったものの、配点が高い利用者サービスの向上の項目で最高点を獲得するとともに、委員別合計得点で1名を除き、第1位又は第2位の評価を得て、ふれあいフラスリテイズは各委員の総合評価で第1位となり、県との優先交渉権者に選定されました。

その後、県と優先交渉権者との間における細目協議が整ったことから、県議会の議決を経て、ふれあいフラスリテイズが指定管理者に指定されました。

(ウ) 収支の状況

平成24年度から平成26年度の収支の状況は表3-4-9のとおりです。

事業収入は、自主企画事業の実施状況、チケットの売行きにより変動する傾向があります。平成26年度はサラマソカホール20周年の記念コンサート等もあり、チケット収入が好調であったこともあり、指定管理事業の事業収入等が増収となっています。

表 3-4-9 平成24年度から平成26年度の収支の状況(ふれあい会館)(収入) (単位：千円)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績	実績	事業計画	実績	実績	実績
指定管理料	313,740	302,640	325,894	325,894	325,894	325,894
指定管理業務	81,569	84,974	86,030	83,057	83,057	83,057
利用料金収入等	20,884	17,903	21,673	29,248	29,248	29,248
事業収入等	416,194	405,517	433,597	438,199	438,199	438,199
合計						

〔支出〕 (単位：千円)

区分	内訳	平成	平成	平成26年度	
		24年度 実績	25年度 実績	事業計画	実績
維持管理費	光熱水費	101,480	108,563	117,829	120,822
	施設管理費	109,272	101,772	102,090	102,089
	保守点検費	63,822	62,817	58,941	58,940
	施設設備等修繕費	6,742	4,158	7,700	5,316
	備品消耗品費	4,805	4,738	4,000	2,913
企画事業費	サテライトホール 企画事業費	47,620	38,450	50,810	59,341
	ふれあい会館企画 事業費	9,000	9,000	9,000	8,999
人件費		67,800	74,252	67,500	67,500
事務費	事務消耗品費	699	973	1,000	688
	事務機器リース料	1,431	1,545	1,825	1,630
	通信費	1,555	1,577	2,000	1,779
	租税公課	184	144	864	114
	保険料	755	581	800	539
	その他費用	11,539	8,291	12,000	8,986
	合計	2,740	2,761	2,762	2,786
その他(注)	423,968	414,103	433,597	436,876	

(注) ふれあい会館内で指定管理の対象となっていない箇所に係る光熱水費等についても、指定管理者がまとめて支出してはいますが、ふれあい会館としての収支状況を表すため、簡便的に「その他」にて一括控除していることから、マイナスとなっています。

(工) 視察における発見事項

a 申請時事業計画書と年度事業計画書
所管課では、年度事業計画書の承認において、申請時事業計画書の提案項目の網羅的なチェックが行われていませんでした。
しかし、平成26年度事業計画書に関しては、平成25年度事業計画書との比較を実施し、変更箇所に関してはヒアリング等により内容を確認しており、また申請時事業計画書の各項目が、平成26年度事業計画書に反映されていることを担当者が確認していました。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲)

【文化振興課】

担当者により、申請時事業計画書の確認は行われていますが、必ずしも体系的な対応となっていない状況にあります。
申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェック

クを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書の記載について、年度事業計画書の各項目に対応した構成となっていないことから、年度事業計画書の各項目が適切に実施されたかどうかの確認が困難な状況となりました。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)

【指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載にあたり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

c 月次業務報告書

月次業務報告書では、収支報告などは対象とされていませんでした。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲)

【文化振興課】

基本協定書では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

基本協定書では、その他県が指示する事項を記載することを要請しています。ふれあい会館の場合、事業の実施状況・チケットの売行きにより収支が変動することから、主要イベントに係る計画収支と実績収支を報告するなど、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受けられる体制を整備することが望まれます。

d 利用料金規程に係る事項
 指定管理者は利用料金規程の原案を作成していましたが、県からの提出の要請がなかったことから、県に対して利用料金規程の提出が行われていませんでした。

【指摘】 利用料金規程の県への未提出

【文化振興課、指定管理者】

岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定第 26 条第 5 項及び第 6 項の定めに基づき、指定管理者は、利用料金の額及び納付方法の詳細(減免の基準を含む。)について定めた利用料金規程を整備するとともに、利用料金規程を指定期間の開始前に県に届け出ることが必要です。

また、県は、届出事項について、届出が行われているかを確認することが必要です。

e 未交付チケットの取扱いに関する事項

チケットの発券はシステムによって管理されていることから、基本的には発券枚数に基づいて収入金額が検証できる構造となっています。しかし、当日キャンセルが発生した場合、未交付チケット分について収入金額に差額が発生しますが、未交付チケットが「販売伝票」に添付されておらず、未交付の事実が確認できない状況でした。

【意見】未交付チケットの販売伝票への貼付

【指定管理者】

チケットの販売枚数と収入金額の関連を網羅的に把握するうえで、当日キャンセルとなったチケットを販売伝票に貼付し、キャンセル分として綴っておくことにより、チケット販売と収入額の検証を網羅的に行うことが望まれます。

f 無料シャトルバス運行に関する事項

コンサートなどのイベントを開催する際、駅からの無料シャトルバスの運行にあたり、指定管理者を構成する共同体の代表構成員である会社で使用されていないバスを利用しており、運行に関する書面のやりとりは交わさず、口頭でのやりとりに基づいて運行を行っています。運行会社が共同体を構成する会社であるとはいえ、双方の認識の相違により予定どおりにシャトルバスが運行されず、利用者に迷惑がかかる状況も考えられます。

【意見】 無料シャトルバスの運行に係る合意書面未整備

【指定管理者】

無料シャトルバスの運行内容について、指定管理者と運行会社間で、書面での日時や本数等の合意を行うことが望まれます。

また、今後、その他の事項についてグループ会社間でのやりとりが発生する場合にも、合意の内容を書面として残しておくことが望まれます。

無料シャトルバスの運行については、収入はなく、費用はシャトルバスを所有している運行会社が負担する形となっていることから、指定管理者は人件費や運行に係る燃料費等を負担していません。そのため、どの程度の費用がかかっているかも把握していませんでした。

【指摘】 無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切

【指定管理者】

ふれあい会館の無料シャトルバスは、自主企画事業であるコンサートの実施日のみ運行されており、指定管理業務のために運行しているのですが、当該運行経費を指定管理者を構成するグループの代表構成員である会社が負担しており、指定管理業務に係る経費として扱っていません。

無料シャトルバスの運行は本来、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業であり、運行経費は指定管理者が負担することが必要です。

g 預金口座の取扱いに関する事項

預金口座は、事業内容毎に区分して管理されています。口座の使用状況を確認したところ、1年以上使用されておらず、残高がない口座が1件あり、使用目的を確認したところ、今後の使用可能性は低いと判断されるものでした。

【意見】使用見込みのない銀行口座の整理

【指定管理者】

不要な銀行口座を保持する場合、適切な管理が行われない場合、不正に使用されるリスクがないとはいえません。長期にわたり使用されていない口座については、今後の使用見込みの有無の判断を行うとともに、使用が見込まれない場合には、解約すること望まれます。

h 遊休及び使用不能の物品に係る事項
 物品の現物実査実施要領では、物品の現物確認時に利用状況についても確認することが定められています。現物実査の結果、遊休物品が存在すると判明したときは、物品一覧表に遊休物品の登録をするものとされています。

遊休物品については、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使用見込みがないものは、管理換えによる有効活用を図るものとされています。使用見込みがなく、管理換えにより有効活用を図ることができない場合は、不用決定後、処分（売却、廃棄）することとされています。

ところが、サンダルによる現物実査を実施したところ、型落ちしたVHSビデオデッキが長期にわたり収納ラックで保管されていました。遊休物品の登録はされておらず、使用見込みの判断に基づき管理換えの検討、不用決定はされないうままでした。また、破損して使用できない演台や椅子がまとめて倉庫に積まれましたが、これらについても、遊休物品の登録を経て、不用決定の上処分すべきところ、何ら対応が行われていませんでした。また、使用不能物品には、前指定管理者から使用不能の状態が引継がれた物品も含まれていました。

当該施設では、机や椅子を多数保有していることを理由として、県の所管課でも現物実査において現物と突合せできない物品の存在を許容しており、本来、実施すべき不用決定・廃棄の対応が長期にわたり行われていませんでした。（不突合物品の報告に関しては、「i 物品の現物確認に関する報告書」の項目参照）

【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 【文化振興課】
 現物実査の結果、遊休物品が確認されたにもかかわらず、遊休物品の登録、使用見込みの判断、不用決定及び処分が実施されていませんでした。

遊休物品を正常品と区分しないまま長期にわたり保管する場合、毎年度実施する現物実査の対象にもなり、使用見込みのない物品の管理のために手間をかける必要があります。

また、本来、不用決定すべき物品が物品一覧表に含まれている場合、その内容が基本協定書に添付される管理物品一覧表に反映され、指定管理者に有効な物品の情報が提供されなくなります。特に、指定管理者の募集にあたっては、県が正確な情報を提供し、それに基づいて

提案を進めることとなることから、必要不可欠な物品が使用不能な場合などは、準備に影響を及ぼす可能性があります。
 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。

特に使用期間が比較的短く、経済的に陳腐化しやすい電子機器などについては、有効利用の観点からは、遊休物品が発生した場合、早期に管理換えによる活用を検討することが必要です。

更に、指定管理者の更新年度に遊休物品がある場合には、指定管理者の募集時に、管理物品一覧表において遊休物品の状況を提示し、実質的に有効な物品の情報を提供することが必要です。また、指定管理者との基本協定書の締結にあたっては、遊休物品を除外するか、物品の状況が明らかになった管理物品一覧表を作成し、管理対象物品を明確にすることが必要です。

i 物品の現物確認に関する報告書

岐阜県会計規則第92条の3では、「毎年度1回以上その管理する物品(消耗品を除く。)を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならぬ。」と定められています。

岐阜県では、出納事務局長から、本庁各課の長及び地方機関の長宛に現物実査の実施に係る文書を発行しており、物品の現物実査実施要領による旨の他、実施にあたっての留意事項を通知しています。

物品の現物実査実施要領では、現物実査は、本庁各課及び地方機関においてそれぞれ行うものとし、原則として、当該年度の5月末現在の物品一覧表を使用し、当該年度の6月末までに実施するものとしていいます。一般的な手順としては、実査担当者は、物品帳簿に記載されている物品について、供用主任者(供用主任者により難しい場合は現場補助者)とともに、当該物品の存在、利用状況を調査し、現物があることを目視により確認することとしています。

また、県は指定管理者の募集に際し、ふれあい会館の管理運営仕様書において、備品については、毎年度、その現物確認を行うための実査を県とともに実施する旨を定めています。

指定管理者が物品管理用に作成している現物実査の結果一覧表(現物確認のチェック表)では、平成26年度は現物と突合せできなかった

物品が4件ありました。

現物と物品帳簿に差異があるとき又は会計書類と不整合があるときは、その事実、原因及び物品帳簿の訂正の必要の有無を「現物実査結果報告書」により実施機関の出納員（実施機関の物品の保管責任者）に報告するとともに、出納員はこれを確認し「年度現物実査の結果について」で、現物実査実施機関の長（所管課の課長）に報告することになっていきます。

しかし、出納員が現物実査実施機関の長へ提出した報告書「平成26年度現物実査の結果について（報告）」では、物品一覧表から削除していなかった廃棄済みの物品1件が不突合結果として報告されていただけで、現物と突合せできない物品が存在している旨の報告はありませんでした。

この差異について県の所管課に確認したところ、物品数が1,000点以上と大量にあり、貸館やイベントなど机や椅子の移動も多くあるため、現物実査で突合せできない物品が存在する場合には、年間を通じて指定管理者に引き続き探してもらい、翌年度の現物実査において再度突合せを行うこと、また、現物実査後に物品が見つかることもあり、すぐに処分手続等を実施できないため、突合せできない物品として報告していないとの回答でした。

現物実査は、物品一覧表と現物を突合せることにより、その存在を実際に確かめる手続です。

現物と突合せできない物品がある場合には、物品の現物実査実施要領に従い、実査担当者は「現物実査結果報告書」を作成し、現物と物品一覧表とが突合せできない原因を記載し、出納員に報告する必要があります。出納員は、これを確認し、その結果を「年度現物実査の結果について（報告）」として実施機関の長に報告する必要があります。

実施機関の長は、理由を特定できない物品があるときは、「対応報告書」に物品固有番号や品目名、及び突合しない理由、所属長へ報告後の対応状況を記入して、提出を受けた関連書類の写しを添えて、出納管理課へ提出する必要があります。

これらの手続により、実査担当者、出納員、実施機関の長、出納管理課は、突合せできない物品の情報及び所属長報告後の対応状況について情報の共有が図られることとなります。

また、岐阜県の会計規則第203条（事故報告）では、物品を亡失し、又は損傷したときは、別に定める場合を除き、直ちにその事実を詳細

に記載した報告書により、知事及び会計管理者に報告しなければならぬとしていきます。

平成26年度にふれあい会館で突合せできなかった物品4件のうち、3件は平成25年度から突合せできない物品、残り1件は平成23年から突合せできない物品でした。

貸館やイベントなど机や椅子の移動があるとしても、年間を通じて指定管理者が引き続き探しているのであれば、連続して現物の突合せできない物品は亡失の可能性が高いと思われまます。

【指摘】 現物実査で突合せできなかった物品の報告未実施

【文化振興課】

現物と物品一覧表との突合せができなかった物品については、「物品の現物実査実施要領」に基づいて、その都度、実査担当者は「現物実査結果報告書」により現物実査実施機関の出納員に不突合の事実、原因について報告し、報告を受けた出納員はその内容を確認し、「年度現物実査の結果について」により現物実査実施機関の長に報告を行うことが必要です。

また、継続調査を要する場合であっても、例えば、3回連続して突合せできない場合には、亡失したものととして処理するなど、施設の状態に応じて明確なルールを設けることが必要です。

ウ 岐阜県立陽光園

(ア) 施設の概要

施設の名称	岐阜県立陽光園		
所在地	美濃市立花 1155-5		
所管課	障害福祉課		
根拠法令	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年岐阜県条例第1号)		
施設の設置目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の管理運営を行い、身体障害者に施設入所支援等の障害福祉サービスを行うことを目的とする。		
設置年月(開園日)	昭和51年4月1日		
面積	土地 20,198.25㎡(敷地面積)、建物 5,108.66㎡(延床面積)		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法(公募の場合、応募数)
	(社福)岐阜県福祉事業団(以下「県福祉事業団」といふ。)	H18.4.1~H23.3.31	特定者指名
	県福祉事業団	H23.4.1~H28.3.31	特定者指名
指定管理業務の概要	(1)施設の運営業務 利用者処遇業務 運営業務(施設の広報、地元自治体等との連絡調整、緊急・救急対応、警備業務及びボランテニア等との協働業務等) (2)施設維持管理業務 建物、敷地上的の工作物及び植栽等の維持管理業務		
利用料金制の有無	有	利用料金の帰属先	指定管理者
利用料金の内容	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス提供に対する利用料金(私の有無)		
指定管理料の支払の有無	有		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	指定居宅介護支援事業、日中一時支援事業		
営業料の納付の定めの有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	DV被害者等の保護を行う緊急一時保護事業 在宅の重症心身障がい児等に対し支援を行う重症心身障がい児等療育支援事業		

項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	営業日数(日)	事業計画 実績	365	365	365	365	365	365	365
利用者数(人)	入所支援 実績	900	900	900	900	900	900	900	
	短期入所 実績	899	893	893	873	873	873	873	
指定管理料の額(千円)	事業計画 (定員75名)	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	
	実績 (定員4名)	791	608	608	397	397	397	397	
指定管理料の納付の有無	当初	-	-	-	-	-	-	-	
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(千円)	確定額	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	
		-	35	35	35	35	35	180	

(注) 事業計画の利用者数：入所支援は定員×月数、短期入所は定員×365日。

(イ) 指定管理者の選定に係る事項

指定管理者による平成26年度を含む施設の管理期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であり、指定管理者は特定者指名により、決定されています。今回の指名においては、当該施設を含む11施設の指定管理者として、県福祉事業団が特定者指名されています。特定者指名の理由としては、サービスの継続性の確保、サービスの質の向上、最小のコストの3点が示されました。各視点の具体的な視点は、次のとおりです。

サービスの継続性の確保

* 社会福祉施設の管理運営の主たる目的は入所者への福祉サービス提供にあること。

* 施設利用者へのサービス提供は、施設職員との長年の信頼関係に基づき行われており、管理職員の異動(交替)を伴うことになると、提供する福祉サービスの継続性を確保できず、入所者への心理的影響が懸念され、サービスの低下を招くこと。

サービスの質の向上

* 指定管理者評価委員会において「協定書等に基づき適切に行われている」との評価を得ていること。

* 福祉サービス第三者評価事業など第三者の評価を受けるとともに利用者満足度調査など業務改善に積極的に取り組んでいること。

最小のコスト

* 社会福祉施設の運営収入(県の費用)は介護保険法等で基準額が定められており、運営主体による格差は生じないこと。

* 県福祉事業団は施設運営について独立採算制を採用しており、県から財政支援は行っていないこと。

岐阜県指定管理者審査委員会は平成22年10月15日に開催され、特定者指名について、妥当であるとの判断がされたことを開催結果の議事録により確認しました。

なお、ガイダンス(平成26年4月)では、特定者指名により指定管理者を募集する場合、個別審査実施の必要性を判断し、必要性がない場合には、当該審査を省略するものとされていますが、選定が行われた平成22年度には全庁的なガイダンスは整備されておらず、個別審査は実施されていませんでした。

平成22年度においては、管財課で作成された「公の施設における指定管理者制度の導入について(平成18年6月13日現在)」が適用されており、1者しか応募がなかった場合(特定者指名による場合も含む。)であっても、そのものが指定管理者として適切かどうかを確認する必要があるため、審査委員会に諮るものとする旨が記載されています。

(ウ) 収支の状況

平成24年度から平成26年度の収支の状況は、表3-4-10のとおりです。収入計、支出計ともに減少傾向にあり、収支差額は平成24年度が3,988千円のマイナス、平成25年度が10,968千円のプラス、平成26年度が16,603千円のプラスと増加しています。

平成25年度は平成24年度と比べて、収入が24,180千円、支出が39,137千円減少しています。

収入減少の主な要因は、短期入所利用者が他の施設に入所したことによる利用日数の減少、支援内容の変更に伴う利用時間の減少により、自立支援費等収入が9,411千円、新体系定着支援加算の終了により補助事業等収入が10,510千円、平成24年度に介護浴槽購入のために設備整備補助金を受領していた反動でその他の収入が4,511千円減少したためです。支出減少の主な要因は、人件費が5,648千円増加したものの拠点区分間繰入金費用の減少によりその他の支出が44,408千円減少したためです。

平成26年度は平成25年度と比べて、収入が6,528千円、支出が12,163千円減少しています。

収入減少の主な要因は、生活介護利用者の入院外泊日数の増加や、居室の工事に伴う短期入所の受入制限により利用日数が減少し、自立支援費等収入が7,437千円減少したためです。支出減少の主な要因は、固定

資産購入額が減少したことによりその他の支出が13,502千円減少したためです。

表3-4-10 平成24年度から平成26年度の収支の状況(陽光園)
(収入)
(単位：千円)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績	実績	実績	実績	実績	実績
自立支援費等収入	396,814	387,403	371,855	379,966		
指定管理	385,989	381,675		375,377		
自主事業	10,825	5,727		4,589		
日中一時	-	-		-		
補助事業等収入	11,327	1,305	1,264	1,485		
指定管理	10,510	-		-		
自主事業	427	688		1,081		
日中一時	390	617		404		
委託事業収入	-	35	26	180		
指定管理	-	35		180		
経営経費補助金収入	18	17	16	16		
指定管理	18	17		16		
寄付金収入	127	116	579	579		
指定管理	127	116		579		
施設事業収入	2,136	1,879	1,309	1,330		
指定管理	2,136	1,879		1,330		
その他の収入	5,025	514	644	1,183		
指定管理	5,025	514		1,183		
収入計	415,450	391,270	375,693	384,742		
指定管理	403,808	384,237		378,668		
自主事業	11,252	6,415		5,670		
日中一時	390	617		404		

(支出) (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	実績	実績	事業計画	実績
人件費支出	262,933	268,581	268,450	266,476
指定管理 居宅	258,217	264,095		262,269
自主事業 日中一時	4,325	3,868		3,802
事務費	390	617		404
指定管理	13,921	13,859	15,556	14,537
事業費	13,921	13,859	15,556	14,537
指定管理	47,548	47,233	52,703	50,000
その他の支出	47,548	47,233	52,703	50,000
指定管理	95,035	50,627	37,546	37,125
支出計	95,035	50,627	37,546	37,125
指定管理	419,439	380,302	374,255	368,139
自主事業	414,723	375,816		363,932
日中一時	4,325	3,868		3,802
	390	617		404

(工) 視察における発見事項

a 申請時事業計画書と年度事業計画書

所管課では、年度事業計画書の承認において、申請時事業計画書の提案項目との網羅的な確認及び現地調査時における申請時の提案内容が履行されていることの確認がされていましたが、チェックリスト等による統一の確認が行われていませんでした。

しかし、後日チェックリストを作成のうえ、点検を実施し、申請時事業計画書の提案項目は、年度事業計画書に概ね網羅的に記載され適切に実施されており、また、具体的に明記されていない項目についても、現地調査時に申請時の提案内容が履行されていることを確認しています。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲)

【障害福祉課】

申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、年度事業計画書の各項目について報告がされており、年度事業計画書の実施の状況が明瞭に説明されています。ただし、一部の項目について、前項目の内容が重複して記載されています。

【意見】 事業報告書の記載内容の確認 【障害福祉課、指定管理者】
事業報告書に関しては、指定管理者が責任を持って確認したうえで提出するとともに、所管課、評価委員などの関係者も、事業報告書の記載内容を十分に吟味することが望まれます。

c 月次業務報告書

月次業務報告書は、翌月10日までに提出することになっていますが、当該報告書に提出日の記載欄がありませんでした。いつ、誰が報告を行ったかを示すことは報告における基本的要件事項です。

また、利用料金の状況については、単月の金額のみとなっております。

【意見】 月次業務報告書の様式の検討 【障害福祉課】

月次業務報告書には提出日の記載がありませんでしたが、期限内に適時に報告されたことを明確にする意味でも、提出日を記載することが望まれます。

また、行事や会議など月により実施状況が異なる項目については、実施未実施の状況確認が容易にとれるよう書式の統一を図ることが望まれます。

更に、利用料金の状況については、年度計画に対する進捗状況を確認する観点からは、単月の金額だけでなく累計額も報告することが望まれます。

d 利用料金に係る県の承認

岐阜県社会福祉施設利用料金条例第3条第1項において、利用料金は次に掲げる基準により算定した費用の額の範囲内において、指定管理者が定めるものとされており、陽光園の場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項の規定により政令で定められた指定障

害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用の額に係る基準となります。

岐阜県社会福祉施設利用料金条例第3条第2項により、指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、知事に申請し、その承認を受けなければならないものとされています。これを踏まえ、岐阜県立陽光園管理運営協定書第26条において、指定管理者は、利用料金の決定及び改定について事前に県の承認を受けなければならないとしています。

しかし、現状では、県立社会福祉施設の利用料金に係る食事の提供に要した費用、居住に要する費用及び滞在に要する費用についての利用料金については、書面による申請に基づいて承認が行われていたが、施設の利用料金に関しては、条例に定めるとおり「厚生労働大臣が定める基準額」を利用料金として設定しているもの、県に対する書面による承認申請が確認できませんでした。

【指摘】 施設利用料金の書面による承認の実施

【指定管理者、障害福祉課】

条例に定めるとおり、「厚生労働大臣が定める基準額」を利用料金として設定しているものの、岐阜県立陽光園管理運営協定書に従って、利用料金について書面による県の承認を受けることが必要です。

もし、厚生労働大臣が定める基準額を利用料金として設定することについて、あらかじめ双方が合意しているのであれば、基本協定書において、その旨を明記しておく必要があります。

e 申請書類と運用書類の様式に係る事項

指定管理者の申請において、提案書に添付された「人員配置計画書」の配置実人員に係る職種別の記載と、施設のローテーションシヨンの記載との関連が必ずしも明確でないことから、提案時における配置実人員を充足しているかどうかについて、確認しづらい部分がありました。

【意見】 申請書類と運用書類の関連性の確保

【指定管理者】

指定管理者が申請にあたって提案した事項が達成されているかについては、指定管理者も、県も状況を把握することが管理運営上望まれます。

そのため、申請時の書式と実際の施設管理に利用している書式を可能な範囲で共通化するとともに、書式が異なる場合には、その関連が

確認しやすい形で運用を進めることが望まれます。

f 事業・資金区分に係る事項

仕様書では「指定管理者は、社会福祉法人会計基準に従い、経理規程を定め、自立支援給付費についての各種通知を遵守したうえで経理事務を行うこと」とされています。

社会福祉法人会計基準では、「社会福祉法人は財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の区分（以下「拠点区分」という。）を設けなければならない」、「社会福祉法人は、その拠点で実施する事業内容に応じて区分（以下「サービスクラス」という。）を設けなければならない」となっており、拠点区分別・サービスクラス別の会計単位設定が求められています。

【指摘】 サービス区分別会計単位の未設定

【指定管理者】

指定管理者である県福祉事業団においては、社会福祉法人会計基準が求める会計区分のうち拠点区分は設けられていますが、サービスクラスは設けられていません。

当該事業団は複数の施設を運営しており、施設毎に会計単位を分けて管理を行っています。指定障害福祉サービス事業とその他の事業が一つの会計で管理されているため、会計基準に従ってサービスクラスを設定することが必要です。

なお、当該事項は、「平成26年度 社会福祉法人に関する県指導監査の結果について」でも指摘事項となっており、今後の対応としては、平成27年度においてサービスクラス設定方法を検討し、平成28年度から段階的に実施していく予定となっています。

g 自主事業の経費に係る事項

経費はその性質に応じた勘定科目を使用する必要がありますが、選択が適切でないものがありました。

【指摘】 経費の勘定科目誤り(再掲)

【指定管理者】

平成26年度の事業報告書上、自主事業である日中一時支援事業に関する経費は全額人件費(404千円)でしたが、当該人件費の算出資料においては、内訳は人件費(396千円)と給食費(8千円)でした。

本来、給食費は人件費でなく事業費として処理・報告すべきであり、正しい科目で処理することが必要です。

h 基本協定書の賠償責任保険に係る内容の記載
基本協定書（準則）では、加入すべき賠償責任保険について保険内容「対象、補償内容、支払限度額金額（身体賠償 1 名 千万円）」を記載することが定められています。

しかし、陽光園の基本協定書では、第 28 条（保険）で施設賠償保険と第三者賠償保険に加入することが定められています。が、保険内容の記載がありませんでした。

その理由について確認した結果、陽光園の基本協定書は、平成 23 年 3 月に締結されており、当時の基本協定書の様式は、保険内容を明記しないものであったことよるとの回答でした。

保険内容の記述は、保険対象や補償内容を明確にするため、平成 25 年 4 月 1 日の改訂において記載することとなったことは所管課も把握しており、次回の指定管理者の更新時には、最新版の基本協定書（準則）に従って、保険内容を記載する予定であることを確認しました。

i 備品台帳の承認手続

陽光園では、基本協定書により、備品等は県と協議のうえ、指定管理者が自己の費用で購入することが定められています。

県福祉事業団の経理規程により、取得価額が 10 万円以上の備品については固定資産として固定資産台帳に登録されます。一方、2 万円以上 10 万円未満の備品は備品費で費用処理されますが、備品台帳に登録のうえ、現物の管理を実施しています。

平成 26 年度に取得した 2 万円以上 10 万円未満の備品について、総勘定元帳の備品費の明細と、備品台帳との整合性を確認したところ、備品台帳に電気洗濯機 1 台が記載されていませんでした。また、備品費の総勘定元帳計上額と備品台帳の計上額の整合性を確認する手続がとられていませんでした。

【指摘】備品台帳の正確性未確認

【指定管理者】

県福祉事業団の経理規程では、2 万円以上 10 万円未満の備品を取得した場合には、取得に関する伝票処理の承認を受けるとともに、備品台帳に登録して、管理を行うものとされています。

備品台帳は総勘定元帳の補助簿に相当する帳簿であり、県福祉事業団の経理規程に基づき、備品台帳と総勘定元帳との整合性を確認することが必要です。

例えば、備品取得に係る伝票起票にあたり、会計伝票に備品台帳への登録番号や登録日付を記載し、伝票の承認者に対して、備品台帳に正しく登録したことを示すことにより、取引伝票と備品台帳の記録の整合性を図ることができます。また、少なくとも年度単位では、管理者が総勘定元帳と備品台帳の記録の整合性を確認することが必要です。

工 岐阜県科学技術振興センター

(ア) 施設の概要

施設の名称	岐阜県科学技術振興センター(以下「センター」という。)		
所在地	岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地		
所管課	産業技術課		
根拠法令	岐阜県科学技術振興センター条例、岐阜県科学技術振興センター条例施行規則		
施設の設置目的	科学技術に関する研究開発及び産学官の交流を推進し、県民へ科学技術の情報提供を行うことにより県民生活の向上及び地域産業の高度化に寄与するとともに、岐阜県の科学技術の振興に貢献することを目的として設置。		
設置年月(開園日)	平成11年2月		
面積	土地 23,675㎡(敷地面積)、建物 7,946㎡(延床面積)		
指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)	
テクノプラザ・フレイ ス共同 テクノプラザ・フレイ ス共同 トルフィン(株)	H18.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H23.3.31 H23.4.1~H24.3.31	公募(3) 公募(2) 公募(5)	
(株)三和サービス	H24.4.1~H30.3.31	公募(2)	
(1)利用者への便宜の供与に関する業務 (2)科学技術図書資料室管理運営業務 (3)貸出施設運営業務 (4)施設管理運営業務 (5)庭園管理業務			
利用料金制の有無	有	利用料金の帰属先	指定管理者
利用料金の内容	貸会議室施設利用料・付属設備利用料		
指定管理料の支払の有無	有		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	・ みんなで体験「サイエンスショー」 ・ サイエンスものづくり教室 ... プラズマまで遊ぼう、 サラダ油キャンパドル ・ 災害体験シミュレーション ・ 仮想世界体験コースモス ・ みんなで社会見学 他		
営業料の納付の定めの有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	無		

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業日数(日)	事業計画	293	294
	実績	293	294
利用者数(人)	事業計画	未設定	
	実績	32,872	31,621
指定管理料の額(千円)	当初	70,212	69,912
	確定額	70,212	69,912
営業料の納付の額(千円)	無	無	無
(納付の定めがある場合)	無	無	無
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(千円)	無	無	無

(イ) 指定管理者の選定に係る事項

指定管理者による平成26年度を含む施設の管理期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であり、指定管理者は公募により募集されました。
申請団体は5団体であり、平成24年1月23日に実施された岐阜県指定管理者審査委員会の採点結果の概要は、表3-4-11のとおりでした。

表3-4-11 平成23年度の採点結果の概要

審査項目	㈱三和サービス					A	B	C	D
	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E				
1 施設管理の基本方針	4	3	3	4	4	18	19	15	16
2 類似施設の管理実績	8	4	8	10	8	38	32	24	28
3 利用者サービスの向上	12	9	12	12	9	54	51	42	45
4 施設の維持管理	4	4	4	4	3	19	18	17	15
5 収支計画	24	18	18	24	24	108	96	108	72
6 組織・体制	8	6	6	8	6	34	32	30	28
7 危機管理	6	6	6	8	6	32	34	28	32
8 経営基盤	4	2	3	3	4	16	17	8	17
9 地域連携	8	6	6	8	6	34	34	30	30
合計得点	78	58	66	81	70	353	333	302	283
委員別合計得点順位	1	4	1	1	2	1~	2~	2~	3~
順位	3	0	3	3	2	11	11	4,5	5

(注) 各審査項目のうち最高得点のもの背景を薄い灰色にしています。

なお、募集要項(準則)では、審査基準に関しては「施設の特長、地域の実情、経費削減等を十分に考慮し、最小の県民負担で施設管理条列に

定める施設の設置目的をより効率的かつ効果的に達成できる団体を選定するうえで最適と考えられる審査基準を設定すること」とされており、当該施設の募集要項では、審査基準の配点が、表3-4-12のとおり変更されています。

表3-4-12 審査基準の配点の変更箇所

項目	募集要項(準則)の配点	募集要項の配点
利用者サービスの向上	25	15
収支計画	20	30

選定された㈱三和サービスは募集要項(準則)では最も配点の高い利用者サービスの向上に関して得点が最も高く、募集にあたって配点が重視された収支計画も、同点一位の評価でした。

審査委員会における採点結果では、㈱三和サービスも同一団体が第一位となりましたが、審査委員会において、㈱三和サービスを第1位とした委員が5名中3名いたこと、また、㈱三和サービスによる指定管理料の提案額がもう1団体よりも低額であったことから、㈱三和サービスが優先交渉権者として選定されました。

その後、県と優先交渉権者との間における細目協議が整ったことから、県議会の議決を経て、指定管理者に指定されました。

平成26年度においては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間の指定管理者が公募で募集され、優先交渉権者、次点の者の選定のための岐阜県指定管理者審査委員会は、平成26年9月11日に開催されました。

所管課である産業技術課から、平成26年3月に実施した評価委員会議における委員からの意見として、指定管理者の取組みの結果、昨年度に比べ施設の管理状況が非常に向上していること、一方、利用者増加につながっていないことから、利用者目線で工夫すること、また、他施設との違いのPRや学校の社会見学誘致等による施設の周知に努めてもらいたいこと、が報告されました。

また、県の評価はAからCの3段階評価でA評価であること、次期指定管理者にも引き続き、施設の安全管理に万全を期するとともに、県民目線で運営し、多くの方が身近に感じるような施設運営を行ってほしい

いどの報告がありました。

専門家からの意見聴取においては、図書資料室については、新たに本を購入しない形であることから、今後、利用者の求めに応えられるかが気がかりであること、地域の利用者や近隣の関連では、施設は環境的には良いと思うが、市の中心部から離れており、指定管理者はよくやっているが、利用者が余りにも少ないこと、今の指定管理者は事業企画に関してはマニュアルに沿った活動を粛々とやっている印象であること、工業会としては施設を利用者として利用する機会がほとんどなく、新しい科学技術の振興のために何かをするということは本当に難しいと思うことが述べられました。

これと合わせて、県からは、指定管理者に対して、建物管理に加えて、自主事業といった形で、一歩踏み込んだ提案を期待していること、当初は組織としての科学技術振興センターがこの建物に入っていたが、組織としての科学技術振興センターは廃止され、研究開発課にその業務が引き継がれ、平成26年度からは、業務は各部で担当することとなった旨の発言がありました。

平成26年9月11日に実施された岐阜県指定管理者審査委員会の採点結果の概要は表3-4-13のとおりであり、申請団体2者から、平成26年度の指定管理者である㈱三和サービスが優先交渉権者として選定されました。

平成26年度の選定においても、審査における配点は前回と同じ設定であり、募集にあたって配点が重視された収支計画に係る㈱三和サービスの得点は、他の申請団体よりも高い数値でした。

表 3-4-13 平成 26 年度の審査結果の概要

審査項目	㈱三和サービス					合計	合計
	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E		
1 施設管理の基本方針	4	4	5	5	4	22	23
2 類似施設の管理実績	10	9	8	8	8	42	40
3 利用者サービスの向上	12	9	12	12	12	57	63
4 施設の維持管理	5	4	5	5	4	23	22
5 収支計画	24	24	24	24	24	120	108
6 組織・体制	6	8	10	8	10	42	38
7 危機管理	8	8	10	8	8	42	42
8 経営基盤	4	5	5	4	4	22	23
9 地域連携	8	10	8	8	8	42	40
合計得点	81	80	87	82	82	412	399
委員別合計得点順位	1	2	1	1	1	1~2	1~2
順位点	3	2	3	3	3	14	11
順位	1						2

(注) 各審査項目のうち最高得点のものの背景を薄い灰色にしています。

県との細目協議、県議会の議決を経て、平成 26 年 12 月 26 日(㈱三和サービス)が指定管理者として指定されました。

(ウ) 収支の状況

平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況は表 3-4-14 のとおりです。特記すべき収支の変化はありませんが、予算対比において、平成 26 年度の利用料金収入は前年度を上回ったものの当初予算の 90%弱にとどまっています。

表 3-4-14 平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況 (科学技術振興センター) (収入) (単位：千円)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	実績	実績	実績	事業計画	実績	
指定管理料	70,212	69,912	71,601	71,601	71,601	
利用料金収入	7,333	6,791	8,434	8,434	7,451	
指定管理業務	678	633	925	925	595	
合計	78,224	77,336	80,960	80,960	79,647	

(支出)

(単位：千円)

区分	内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		実績	実績	事業計画	実績
指定管理業務	人件費	13,878	16,761	16,000	17,027
	需用費	21,777	20,945	23,976	21,629
	役務費	2,105	1,705	1,822	1,732
	委託料	34,586	34,635	35,986	35,370
	施設維持管理費	191	193	462	242
	使用料及び賃借料	-	-	102	-
	備品購入費	-	-	-	-
	負担金補助及び交付金	37	37	37	37
	公課費	172	61	1,130	1,752
	多目的ホール映像音響設備保守点検業務	629	629	648	647
	情報システム保守管理業務	246	154	108	153
	貸出施設運営業務	-	1	-	-
	貸出施設公課費	4	-	-	-
研究交流サロン整備費	93	97	105	101	
科学図書需用費	-	161	108	4	
資料保管業務	176	132	137	136	
運送業務	332	329	339	338	
備品購入費	62	-	-	-	
消費税	899	1,047	-	-	
合計	75,192	76,892	80,960	79,174	

(エ) 視察における発見事項

a 公の施設の設置目的と現状

岐阜県科学技術振興センター条例第 1 条では、「科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び地域産業の高度化に寄与するとともに、岐阜県の科学技術の振興に貢献するため、各務原市に岐阜県科学技術振興センターを設置するものとする。」とされています。

センターの 4 階部分のうち、VR ラボラトリー及び開放研究室(4 室)は県が直接管理しています。

カイトラインでは、指定管理者の指定の期間について目安となる基準を設けており、単に施設の物理的な維持管理が業務の主体である場合は 3 年となっており、センターの指定管理者の指定の期間は 3 年が適用されています。

基本協定書による指定管理者の業務の範囲においても、(1)センターの維持管理に関すること、(2)利用者への便宜の供与に関すること、(3)利用の促進に関すること、(4)その他仕様書等(「岐阜県科学技術振興センター管理運営業務仕様書」及び「岐阜県科学技術振興センター管理運営業務実施要領」)に定めること、となっており、現状では、施設の維持管理が主となっています。

仕様書においては、管理運営業務の基本方針として、(1)センターを広く県民の健全な利用に供することと適正な管理、(2)センターの設置目的(科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び地域産業の高度化に寄与することともに、岐阜県の科学技術の振興に貢献すること)の達成を目指した管理運営があげられています。

しかし、実態としては、設置目的の達成を目指した管理運営が行われているとは必ずしもいえない状況であるといえます。

センターに関しては、指定管理者評価においても、センターの役割を十分に活用し、地域に欠かせない施設として充実していただきたい旨の意見が出されています。

【意見】 施設利用状況の設置目的との合致状況の検証

【産業技術課】

公の施設である以上、施設の存在を認知してもらい、利用してもらうことも重要ですが、公の施設は設置目的が明確にされていることから、設置目的にかなった利用がなされているかについて、検証を行うことが望まれます。

b 貸出施設の利用率

センターの貸出施設については、利用者の制限は設けられておらず、会議室の利用は、科学技術と関連がないユーザーの方が多いにもかかわらず、平均の利用率(利用可能日数より算出した利用率)は30%強にとどまっています。

このような状況を踏まえ、審査委員会においても、専門家の意見聴取において、利用者が少ないことが指摘されています。

アクセスの便が必ずしもよくないこと、プラザホールを使用した場合駐車場が不足することから、他の会議室が使えなくなるなどの要因もあることですが、現状では、既存施設の有効利用の視点に基づいた管理運営が行われているにもかかわらず、利用率の改善は図りき

れていないのが実情です。

【意見】 貸出施設のあり方の検討の実施

【産業技術課】

施設の設置目的を踏まえ、必要となる貸出施設の決定を行ったものと思われませんが、現状では、設備過剰といえる状況です。

開館から15年が経過し老朽化も進んでおり、施設の設置の趣旨を尊重する趣旨からは、会議室の絞り込み・転用についても検討することが望まれます。

なお、現在は、利用可能日数から算出した利用率によっていることから、利用可能な時間帯毎の利用率を算定すると、更に利用率が低く算定されることとなります。

c 図書資料室の方向性

センターには、図書資料室があり、当初は、科学技術に関する国内外の図書、雑誌、専門新聞、情報の提供拠点として、民間企業等の技術開発や製品に関する研究支援を行うべく整備されました。

しかし、県の行財政改革アクションプランにおいて、図書資料室はあり方の見直しの対象となり、平成23年度からは、新規購入は停止され、資料に関してはJIS規格書の追録の購入にとどまっています。

視察時点においても、パソコンや科学技術関連の書籍、週刊誌については古い雑誌が前面に置かれている状況にあり、科学技術の進歩及び時代の変化に対応できていない状況でした。

指定管理者は企画展示の実施、平成27年からは貸出しの実施といった工夫をすすめており、短期的には効果が認められているものの、図書資料室自体が当初のコンセプトを失っていることは否めません。また、新規の購入が行われていないこともあり、時を経るにつれ、図書資料室の魅力はますます失せることが懸念されます。

【意見】 図書資料室及び資料の活用方法の検討

【産業技術課】

現状の図書資料室は、施設の設置目的に基づいた利活用が行われているとはいえない状況です。

行財政改革アクションプランから既に5年が経過しており、当センターの設立の趣旨である科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことを充足するうえで、資料室の継続を含め、今後の方向性について再検討が望まれます。

施設目的を重視するのであれば、現状の蔵書は、他の技術関連施設

に移管するなどの形で利用の促進を図るとともに、現行スペースの利用方法を改めて検討することも考えられます。

d 申請時事業計画書と年度事業計画書

所管課では、年度事業計画書の承認において、申請時事業計画書の提案項目の網羅的なチェックが行われていません。

申請時事業計画書の提案項目のうち、年度事業計画書に反映していない項目が多くありました。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲)

【産業技術課】

申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

e 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、年度事業計画書の各項目に対応した報告になっていないため、年度事業計画書の各項目が適切に実施されたかどうかのチェックが困難な状況にあります。

年度事業計画に反映していない項目のうち、結果として実施されている項目もありましたが、実際に実施されていない項目が多く残っていました。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)

【指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載にあたり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を作成するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的な計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

f 月次業務報告書

月次業務報告書は、翌月5日までに提出することになっていますが、4月分は5月8日、5月分は6月10日、6月分は7月8日、9月分は10月6日に提出されていました。

また、月次業務報告書では、収支報告などは対象とされていない状況にあります。

【指摘】 月次業務報告書の提出遅延

【指定管理者】

年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲)

【産業技術課】

基本協定書では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえで、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

基本協定書では、その他県が指示する事項を記載することを要請していることから、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受け体制を整備することが望まれます。

g 利用料金後納申請書作成状況

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則第8条において、利用料金後納の取扱いについて定められています。

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則では、指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱いの承認をするものとされています。また、承認を受けようとするものは、利用料金後納申請書を指定管理者に提出しなければなりません。

現状では、4つの相手先が利用料金の後納を行っているものの、前指定管理者からの引継ぎはなく、利用料金後納申請書が保管されていませんでした。その理由について、現指定管理者に確認したところ、県有施設予約システムによる運用が行われており、利用者が支払方法の登録を行う形で運用されていることによるものと思われるとの回答でした。

【指摘】 利用料金後納申請書の未作成

【指定管理者】 岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めに従って、利用料金後納申請書に基づいた承認を行うことが必要です。岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めが、本来あるべき運用に合致していない場合には、規則の変更を行うことが必要です。

h 運営協議会の開催状況

岐阜県科学技術振興センターの管理に関する基本協定書第42条では、県、指定管理者、入居団体等により構成する岐阜県科学技術振興センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置し、指定管理者が必要に応じてこれを開催するものとされています。

また、基本協定書第42条第2項では、運営協議会の詳細については、県及び指定管理者が協議のうえ定めるとされています。

実施体制図においては、運営協議会に係る記載がありましたが入居団体であっても、対象団体と対象外団体があり、その理由は把握されていませんでした。

運営協議会について質問したところ、協議会の構成員・協議内容等を定めた規定等はなく、現状の指定管理者である㈱三和サービスとして、運営協議会を開催したことはないとの回答でした。

【指摘】 運営協議会の未設置

【指定管理者、産業技術課】 基本協定書において、運営協議会の設置を要請している以上、運営協議会に関して必要な取決めを行うとともに、目的を踏まえて運営協議会を開催することが必要です。運営協議会自体が不要であると判断されるのであれば、基本協定書の見直しを行うことが必要です。

i 自主事業の定義の明確化と関連収支の把握

管理運営業務仕様書では、自主事業について、「指定管理者は、この仕様書に定める業務の範囲外において、自己の責任及び費用により、センターの設置目的に合致し、かつ、当該仕様書に定める業務の実施を妨げない範囲内で、利用者サービスの向上や施設の効率を高めるための自主事業を行うことができます。」としています。

また、基本協定書第8条第2項においては、「指定管理者は、申請書類に記載した別表2に定める自主事業(駐車場の借上、各務原市内の小中学生を対象として体験型イベントの実施、館内のレストランから会議

室への飲食物のデリバリーサービスの実施)を実施しなければならぬ。」としています。

これらの業務は、施設の利用者の利便性の向上や知名度アップに繋がることから、間接的なメリットは認められますが、実施による直接的な収入は伴いません。

一方、事業報告書の提出においては、指定管理業務に係る収支報告のみが求められており、指定管理者が指定管理業務以外の業務により、どのような負担をしているかが明確にされていません。

指定管理業務に関連して、収支を伴う業務を実施している場合には、実施事業により、収支のバランスをとることが可能ですが、駐車場の借上のように、指定管理業務の利便性向上のために実施しており、収入を伴わないサービス(支出)については、本来、指定管理業務から得られる収入により賄う必要があることから、状況によっては、当該負担部分について、指定管理業務の範囲で認められる費用への付替えを行う誘引となりかねません。

【指摘】 自主事業の位置づけの検討

【産業技術課】

基本協定書で、自主事業は、「指定管理者が自己の責任及び費用において実施する業務をいう。」とされています。

センターでは、駐車場の借上(6台分)が実施する自主事業とされていますが、もともと、現在の駐車場台数では、プラザホルルの利用があった場合に駐車場台数が不足して、利用を断らざるを得ない状況を踏まえた対応であると思われる。

本来、自主事業は指定管理業務の範囲外で、自己の責任において行う業務であり、本来、指定管理者としては、収支のバランスを考慮したうえで実施することが必要です。

駐車場の確保は、指定管理業務のために行っているものであり、費用負担のみが発生します。駐車場の借上は、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業です。

また、営業料が設定されている場合、指定管理業務が自主事業かの区分によって、指定管理者に属する収支の額は影響を受ける可能性があります。このような観点からも、自主事業の位置づけを再検討することが望まれます。

【意見】 施設全体の収支の把握
施設全体の業務の状況の把握の視点からは、指定管理業務とされていない業務を含め、指定管理者がどのような業務を実施しているか、施設全体の収支がどうなっているかを把握することが望まれます。また、全体を把握することは、次回以降の指定管理者選定時における判断材料としても有効です。

1 事業報告書計上額と総勘定元帳計上額の不一致
岐阜県科学技術振興センター財務会計に関する規程第2条において、岐阜県科学技術振興センター会計については、自社会計と区別して記録管理しなければならないと規定されています。
事業報告書の収支に係る各勘定科目の計上額を、会計記録である総勘定元帳計上額と照合したところ、人件費において総勘定元帳における計上額が2,119千円少なく、両者は不一致でした。この差は主として総勘定元帳への入力漏れであり、総勘定元帳への伝票入力を行う指定管理者の本社事務部門における処理ミスが要因でした。

【指摘】 所管課による事業報告書計上額の確認 【産業技術課】
事業報告書により正確な事業の実態を把握するためには、正しい会計記録に基づき事業報告書が作成されることが必要です。
所管課は、指定管理者が会計記録に基づき適切に事業報告書を作成していることを確認することが必要です。

m 貸室代金の回収管理
貸室代金の回収状況を指定管理者に質問したところ、予約システム画面で定期的に確認しているとのことでした。
監査時点の未収状況を確認するため、未入金一覧表を予約システムより出力し閲覧したところ、平成24年度に発生した未収金が1件計上されています。前指定管理者時代に発生したものであり、実際には回収されているとのことでした。
これ以外には滞留が認められるものではありませんでした。

【意見】 未入金一覧表に基づく債権管理 【産業技術課 指定管理者】
債権の滞留状況の実態が予約システムに正しく反映されるよう、実態と異なるデータは速やかに削除する必要があります。
また、岐阜県科学技術振興センター財務会計に関する規程第4条に、

指定管理者が整備しておくべき帳簿として、備品管理簿と在庫管理簿が定められています。債権も備品や在庫と同様に、指定管理事業において管理すべき資産と認められます。債権管理に関する帳簿である未入金一覧表も整備しておくべき帳簿に含め、債権管理を適切に実施することが望まれます。

n 使用不能の物品に係る事項
物品の現物実査実施要領では、現物実査の一般的な手順として、実査担当者は、物品帳簿に記録されている物品について、供用主任者(供用主任者により難しい場合は現場補助者)とともに、当該物品の存在、利用状況を調査し、現物があることを目視により確認することとしています。現物実査の結果、遊休物品が存在すると判明したときは、物品一覧表に遊休物品の登録をするものとされています。
遊休物品については、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使用見込みがないものは、管理換えによる有効活用を図るものとされています。使用見込みがなく、管理換えにより有効活用を図ることができない場合は、不用決定後、処分(売払い、廃棄)することとされています。

ところが、サンブルによる現物実査を実施したところ、使用不能のパソコンが事務所にありましたが、遊休物品の登録はされておらず、使用見込みの判断に基づく管理換えの検討、不用決定はされていませんでした。使用不能物品には、前指定管理者から使用不能の状態を引継がれた物品も含まれており、現指定管理者は、廃棄料の負担を懸念して物品の廃棄を先延ばししており、長期間にわたり処分が実施されなままの状態でした。

【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 【産業技術課】
現物実査の結果、使用不能物品が確認されたにもかかわらず、遊休物品の登録、使用見込みの判断、不用決定及び処分が実施されていませんでした。
使用不能物品を正常品と区分しないまま長期にわたり保管する場合、毎年度実施する現物実査の対象にもなり、使用見込みのない物品の管理のために手間をかけることが必要になります。
また、本来、不用決定すべき物品が物品一覧表に含まれている場合、その内容が基本協定書に添付される管理物品一覧表に反映され、指定管理者に有効な物品の情報が提供されなくなります。特に、指定管理

者の募集にあたっては、県が不正確な情報を提供し、それに基づいて提案を進めることとなることから、必要不可欠な物品が使用不能な場合などは、準備に影響を及ぼす可能性があります。

現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。

特に使用期間が比較的短く、経済的に陳腐化しやすい電子機器などについては、有効利用の観点からは、遊休物品が発生した場合、早期に管理換えによる活用の有無を検討することが必要です。

更に、指定管理者の更新年度に遊休物品がある場合には、指定管理者の募集時に、管理物品一覧表において遊休物品の状況を提示し、実質的に有効な物品の情報を提供することが必要です。また、指定管理者との基本協定書の締結にあたっては、遊休物品を除外するか、物品の状況が明らかになった管理物品一覧表を作成し、管理対象物品を明確にすることが必要です。

オ セラミックパークMINO

(ア) 施設の概要

施設名称	セラミックパークMINO		
所在地	多治見市東町4丁目2番地の5		
所管課	地域産業課		
根拠法令	セラミックパークMINO条例、セラミックパークMINO条例施行規則		
施設の設置目的	地域における陶磁器にかかわる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資するため、多治見市にセラミックパークMINOを設置する。		
設置年月(開園日)	平成14年10月12日		
面積	土地 173,132.55㎡(敷地面積)、建物 14,459.23㎡(延床面積)		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	パーク美濃	H18.4.1～H30.3.31	特定者指名
	3年毎更新(H27.4.1～4期目)		
	指定管理者は、H25.6に公益法人化		
指定管理業務の概要	(1) セラミックパークMINOの使用の許可に関する業務 (2) セラミックパークMINOの維持管理に関する業務 (3) セラミックパークMINOの利用者への便宜の供与に関する業務 (4) セラミックパークMINOの利用の促進に関する業務 (5) 陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に関する業務 (6) その他セラミックパークMINOの設置目的を達成するための事業の実施に関する業務		
利用料金制の有無	有	施設利用料	利用料金の帰属先
利用料金の内容			指定管理者
指定管理料の支払の有無	無(必要となる経費は、利用者から収受する利用料金及び財団の収入(負担金等)で賄う。)		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	ショップ運営		
営業料の納付の定めの有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	無		

項目	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	事業計画 実績	359		359		359		359	
営業日数(日)	359		359		359		359		
展示ホール	事業計画	50.0%		50.0%		50.0%		50.0%	
	実績	38.7%		35.9%		52.4%		52.4%	
国際会議場	事業計画	50.0%		50.0%		50.0%		50.0%	
	実績	23.1%		18.9%		35.7%		35.7%	
イベントホール	事業計画	50.0%		50.0%		50.0%		50.0%	
	実績	42.3%		32.0%		42.3%		42.3%	
小会議室	事業計画	50.0%		50.0%		50.0%		50.0%	
	実績	59.1%		56.0%		49.9%		49.9%	
屋上広場	事業計画	20.0%		20.0%		20.0%		20.0%	
	実績	20.9%		21.4%		32.6%		32.6%	
茶室	事業計画	30.0%		30.0%		30.0%		30.0%	
	実績	11.7%		13.9%		18.1%		18.1%	
指定管理料の額 (千円)	当初	-		-		-		-	
	確定額	-		-		-		-	
県直営管理費 (千円)	予算額	-		1,470		367		367	
	決算額	-		1,470		367		367	
県直営管理費 (千円)	予算額	-		-		4,057		4,057	
	決算額	-		-		3,326		3,326	
営業料の納付の額(千円) (納付の定めがある場合)	当初	-		-		-		-	
	確定額	-		-		-		-	
指定管理業務以外の県からの委託事 業等の金額(千円)	当初	20,710		20,710		20,710		20,710	
	確定額	20,710		20,710		20,710		20,710	
負担金の額(千円) (美術館を除く県分)	当初	20,710		20,710		20,710		20,710	
	確定額	20,710		20,710		20,710		20,710	

(イ) 指定管理者の選定に係る事項

指定管理者による平成26年度を含む施設の管理期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であり、指定管理者は特定者指名により決定されています。

セラミックパークMINOは東濃西部地域の地場産業である陶磁器産業の育成を目的とした極めて地域性の高い施設であることから、地元3市(多治見市、瑞浪市、土岐市)の意見を反映しながら、県の施策と密接な連携を取って運営するため、県及び地元3市及び地元商工会議所の出捐により、その役割を施設の管理運営に特化した(財)セラミックパーク美濃が平成11年に設立されており、平成14年の施設の開館以来、同財団法人が管理受託者・指定管理者となっています。

特定者指名の理由は、地元3市が経費の2/3、県が1/3を負担するスキームが確立しており、地元3市も引き続き同財団法人を特定者指名すべきとの意向であること、施設の運営を民間等他団体が担うこととな

た場合、県と地元3市による運営スキームが維持できなくなり、県の運営負担の増加に繋がる恐れが出てくるとともに、地元陶磁器産業の育成という本来の目的が果たせなくなる恐れもあること、(財)セラミックパーク美濃による施設運営については、経費縮減と利用者サービス向上の成果が認められるとともに、幅広いネットワークを活かし、市域を超えて活動する当団体ならではの陶磁器産業支援事業も展開し、利用者・来館者や外部評価員による評価も良好であるため、現状の運営スキームを維持することが最善であること、とされています。

当該期間の指定申請に関しては、平成23年10月11日に開催された平成23年第5回岐阜県指定管理者審査委員会において、(財)セラミックパーク美濃が指定管理者として受当である旨の審査が行われたことを、審査結果の通知により確認しました。

当該施設に関しては、これに続く指定期間(平成27年度から平成29年度)についても、特定者指名となっています。

平成26年度の選定に係る岐阜県指定管理者審査委員会は平成26年6月12日に開催され、特定者指名について、受当であるとの判断がされました。また、岐阜県指定管理者審査委員会における審査(指定管理者としての受当性を判断することをいう。)を実施する必要があるものと判断され、平成26年10月23日に開催された平成26年度第7回指定管理者審査委員会において、(公財)セラミックパーク美濃が指定管理者として受当であると判断されたことを、開催結果の議事録により確認しました。

なお、審査基準は示されていますが、特定者指名のため、採点は行われていません。

(ウ) 収支の状況

平成24年度から平成26年度の収支の状況は、表3-4-15のとおりです。セラミックパークMINOでは、3年毎に国際陶磁器フェスティバルが開催され、平成26年度が国際陶磁器フェスティバルの開催年であったことから、展示ホール、国際会議場を中心として稼働率が高くなっており、施設運営事業収益が増加するとともに、シヨツパの取扱いも増加したこと、対応する事業費も増加したことから、平成26年度は収入計、支出計ともに大幅に増加しています。

表 3-4-15 平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況（セラミックパークMINO）
（収入） 金額(千円)

区分	内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		実績	実績	事業計画	実績
指定管理料	指定管理料	-	-	-	-
	施設運営事業収入	36,695	35,008	43,459	45,585
	益				181
物販を除外	広報宣伝事業収入	272	254	300	181
事業	自主事業収入	16,780	15,133	12,153	14,991
	受取負担金	107,955	108,498	111,349	113,076
	その他	130	101	129	56
	投資活動収入	-	40,000	-	3,338
	小計	161,833	198,997	167,390	177,230
物販	物販事業収入	11,899	14,375	15,000	30,261
事業	経常収益	22	0	-	7
	その他	11,922	14,375	15,000	30,269
	小計	173,755	213,372	182,390	207,499
	計				

（支出） 金額(千円)

区分	内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		実績	実績	予算	実績
物販を除外	事業費	156,267	149,702	153,992	170,682
事業	管理費	10,318	8,156	12,048	9,295
	その他	373	1,020	-	537
	投資活動支出	-	40,548	1,350	935
	小計	166,960	199,428	167,390	181,450
物販	事業費	11,693	13,649	14,326	24,633
事業	管理費	-	-	-	-
	その他	2	12	-	522
	投資活動支出	-	-	-	720
	小計	11,695	13,662	14,326	25,875
	計	178,656	213,090	181,716	207,326

(エ) 視察における発見事項

- a 申請時事業計画書と年度事業計画書
 指定管理者は、申請時事業計画書の提案項目について、チェックリストにて実施状況の進捗状況についてチェックをしていますが、所管課では、年度事業計画書の承認において、申請時事業計画書の提案項目が実施されているかについての網羅的なチェックは行っていませんでした。
- また、指定管理者も、申請時事業計画書チェックリスト等を利用し

た網羅的なチェックは実施していませんでした。

年度事業計画書は、申請時事業計画書の提案項目を意識した具体的な計画書になっていません。

本来、年度事業計画書は、提案項目に記載した事項について具体的な対応策を記載すべきですが、申請時事業計画書の方が詳細な記述になっていました。

例えば、貸館施設の目標稼働率は、毎年、同じ目標稼働率が設定されており、国際陶磁器フェスティバルの開催の影響を踏まえた目標稼働率の設定にはなっていませんでした。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲)

【地域産業課、指定管理者】

申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、年度事業計画書に従って対応状況を記載すべきですが、一部、年度事業計画書に記載した項目について漏れがありました。本来は、申請時事業計画書の提案項目を具体的な対応を記載した年度事業計画書に基づき、具体的な対応状況を事業報告書に記載すべきです。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)

【指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載にあたり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的な計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

c 月次業務報告書

年次協定書では、月次業務報告書は、翌月20日までに提出することになっていますが、3か月まとめて、四半期に1回提出しており、月次の報告は行われていません。

また、月次業務報告書は事業報告書の報告内容とは異なり、例えば、維持管理経費の削減に向けた取り組み等の記載がなく、利用料金の金額も正確な報告がされていません。

アンケート調査等の報告等も月次でタイムリーに報告すべきです。

【指摘】 月次業務報告書の提出遅延(再掲) 【指定管理者】
年次協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 【地域産業課】

基本協定書では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況についても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

基本協定書では、その他県が指示する事項を記載することを要請していることから、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受けられる体制を整備することが望まれます。

d 管理運営業務評価委員会による評価

平成26年度第1回の管理運営業務評価委員会議の議題は、平成25年度の事業報告等でしたが、翌年度の事業計画書の提出期限である平成26年9月30日より後の平成26年11月13日に開催されていました。

また、会議のための資料を作成し、事業報告書に記載の内容とは内容的に異なる資料で説明していますが、わざわざ説明用資料を作成するのでなく、事業報告書の内容を充実させ、事業報告書により説明することが合理的です。

【意見】 管理運営業務評価委員会議開催の早期化と事業報告書の記載項目の検討 【地域産業課】

前年度の事業報告書に係る評価において認識された改善項目等は、翌年度の事業計画書において対応すべきものであることから、管理運営業務評価委員会議は、条例による年度の事業計画書の提出期限が基本協定により9月末と定められていることを踏まえ、7月末までには開催することが望まれます。

また、事業報告書に管理運営業務評価委員会議でも必要とされる項目を盛り込み、正式文書である事業報告書で説明責任を果たすことが望まれます。

e 月次業務報告書の記載内容に係る事項

セラミックパークMINOの管理に関する基本協定書では、指定管理者は、指定期間中、各月の指定管理業務に関する業務報告書を作成し、当該月の翌月20日までに県に提出しなければならずとされています。月次業務報告書に記載すべき事項として、利用料金の収受状況に関する事項がありますが、その記載に関して、基礎資料との整合性が確認できない部分、基礎資料の信頼性が確保できていない部分があります。

【指摘】利用日数の報告数値の不一致

【指定管理者】

月次業務報告書で報告される利用日数は、利用実績の把握資料である予約管理台帳(確定版)に基づいて記載すべきものですが、視察時において、平成26年10月、平成27年3月の検討を実施した結果、2か月ともに、メッセ施設の利用日数が一致していませんでした。

管理資料の正確性を確認したうえで、報告資料に反映させることが必要です。

【指摘】使用料金管理資料と報告資料の整合性の確認未実施

【指定管理者】

会計処理上、施設使用料収益に含めているコピー代が、施設使用料金の表計算資料(月次業務報告書の基礎となる使用料金管理資料として提示を受けたもの)において施設使用料金として集計されています。また、キャンセルが発生した場合、使用料金管理資料の集計では補正が行われていないなど、報告資料作成にあたっての処理誤りがありました。

使用料金管理資料に基づいて県に利用料金の収受状況の報告を行うにあたっては、指定管理者は、作成資料の正確性の確認を行うとともに、会計帳簿との整合性の確認を行うことが必要です。

【指摘】 利用料金の収受状況の報告のための管理資料の保管不適切

【指定管理者】

県への利用料金の収受状況の報告にあたり、指定管理者は予約管理台帳の利用データに基づいて、施設使用料金の表計算資料（エクセルシート）を作成し、この表計算資料に基づいて報告を行っているとの説明でしたが、平成26年度に関しては、9月以前の利用料金の収受状況の報告の基礎となる資料が確認できない状況にありました。

報告資料の基礎データについては、データの根拠を整理と説明できる形で、相当期間保管しておくことが必要です。

また、指定管理者として、資料の保管期間・保管方法を取決めしておくことが必要です。

平成26年の8月から10月にかけて実施された国際陶磁器フェスティバルをサンプルとして、ネット利用に係る県への報告記録と請求資料との整合性の確認を実施したところ、資料間の数値の不整合が認識されました。

ただし、9月以前については、前述のとおり、県への利用料金の収受状況の報告の基礎となる施設使用料金の表計算資料（エクセルシート）のうち、使用料部分のデータが残されていないことから、実施可能であった10月分についてのみ、検討を実施しました。

【指摘】 施設使用収入の報告数値の不一致

【指定管理者】

平成26年10月の月次業務報告書の施設使用収入に関する根拠資料を確認したところ、国際陶磁器フェスティバル利用に関する茶室の利用記録がないなど、月次業務報告書の基礎として作成されている施設使用料金の表計算資料の数値と、10月の利用実績を示す予約管理台帳（確定版）の数値に表3-4-16のとおり差異がありました。

月次業務報告書の基礎となる使用料金管理資料は、利用の事実に基づいて把握・集計されるべきものであり、利用実績と整合させることが必要です。

表3-4-16 施設利用料金の表計算資料と利用実績の差額 (単位:千円)

	施設利用料金の表計算資料 (月次業務報告書の基礎資料)	利用実績 (予約管理台帳)	差額
展示ホール全面	2,401	2,847	446
国際会議場	281	438	156
茶室	-	111	111

フ 利用料金の設定に係る事項

セラミックパーク MINO 条例第8条第2項、セラミックパーク MINO の管理に関する基本協定書第24条第2項では、利用料金は条例(別表)に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定めるものとしています。指定管理者は、セラミックパーク MINO の利用料金等に関する規程において施設等利用料金を定めています。

県の条例では、施設自体の利用料金の他は附属施設設備等で区分され、冷暖房設備(空調設備)とその他の附属施設設備等となっており、その他の附属施設設備等の利用料金は「1回の利用につき15,430円」となっています。

一方、指定管理者の利用料金等に関する規程では、設備・備品の意義を「施設に付随する附属設備のうち、空調設備、映像・音響機器など利用料金の対象となるものをいう。」としており、利用料金は個々の項目毎に定められています。また、設備・備品の利用料金は、施設の利用区分1区分毎の徴収(2区分以上にわたり利用する場合は減額あり)となっています。

所管課に条例の解釈について、確認したところ、条例には規定はないが、午前・午後・夜間に該当する1区分の利用毎に1回として取扱っているとの回答でした。また、附属施設設備等の利用料金については、1品あたりの利用料金として15,430円としているとの回答でした。

セラミックパーク MINO 条例では、セラミックパーク MINO の利用料金は、例えば午前・午後・夜間・全日等のように、時間帯が重複する形で設定されており、条例で定める1回という文言が、何を意味しているのが明確であるとはいえません。

【意見】 附属施設設備等の利用料金の定め不適切

【地域産業課、指定管理者】

県は附属施設設備等の利用料金については、1品あたりの利用料金の上限である15,430円のみを定めています。これに対して、今年度の監査において視察した施設のうち、貸与備

品がある岐阜メモリアルセンターや岐阜県民ふれあい会館(ふれあい福寿会館)等の施行規則においては、個々の附属施設に係る料金が定められるとともに、利用料金の単位に関して岐阜メモリアルセンターでは一時間・一式等の単位を示す形で、岐阜県民ふれあい会館(ふれあい福寿会館)では午前、午後、及び夜間の各利用時間区分毎に徴収する旨が明記されていました。

県における条例、指定管理者の定める規程は、明確に判断ができませんことなく運用できる形で定めることが望まれます。県は個々の備品に係る利用料金及び適用の単位を、指定管理者は適用区分を明確にする形で利用料金を定め、利用者等に対してわかりやすい形で提示することが望まれます。

8 作陶館の取扱いに係る事項

セラミックパークMINO管理運営業務仕様書では、作陶館は貸出対象施設に含まれており、使用申込み受付、使用許可(取消しを含む。)、付随する附属設備等が指定管理者の業務内容として示されています。また、指定管理者はセラミックパークMINOの利用料金等に関する規程において、施設等の利用料金の額として、作陶館の利用料金を定めています。

しかし、セラミックパークMINO条例においては、利用料金が設けられていません。その要因について、所管課への質問を実施したところ、作陶館に係る利用料金は体験料であるとの判断に基づき、利用料金を定めていないとの回答でした。

また、月次で県に提出される業務報告書に記載すべき事項として、利用料金の収受状況に関する事項がありますが、指定管理者が作成している平成×年×月分セラミックパークMINOの運営実績においては、作陶館に係る報告は日数及び利用者人員のみであり、利用料金の収受状況の報告は行われていませんでした。

【意見】 作陶館の位置づけの明確化

所管課の判断では、作陶館は貸出施設でないことですが、作陶館は管理運営業務仕様書において、貸出対象施設として区分されています。

作陶館の位置づけを明確にするとともに、統一した取扱いを行うことが望まれます。

なお、現在は、平成×年×月分セラミックパークMINOの運営実績の

様式において、作陶館の徴収金は県に対する報告対象に含まれていませんが、貸出対象施設であるならば、利用料金の収受状況を報告することが必要です。

h 指定管理者内部での会計間の取引に係る事項

指定管理者は施設の管理運営業務の他、自主事業としてショッパでの物販を行っています。

自主事業会計から施設の管理運営業務会計に対して施設運営事業費を支払っており、自主事業会計では支払負担金を計上し、対象事業会計では受取負担金を計上しています(平成26年度は634千円)。事業報告書上、当該負担金は内部取引として相殺消去すべきものですが、消去されていませんでした。

【指摘】施設の管理運営業務と自主事業間の取引の消去漏れ

【指定管理者】

自主事業会計から施設の管理運営業務会計へ支払う負担金は指定管理者内部での取引であり、外部に対する支出ではありません。

自主事業の支出、施設の管理運営業務の収入として計上したうえで、指定管理者全体の収支としては消去する必要があります。

i 使用不能の物品に係る事項

物品の現物実査実施要領では、物品の現物確認時に利用状況についても確認することが定められています。現物実査の結果、遊休物品が存在すると判明したときは、物品一覧表に遊休物品の登録をするものとされています。

遊休物品については、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使用見込みがないものは、管理換えによる有効活用を図るものとされています。使用見込みがなく、管理換えにより有効活用を図ることができない場合は、不用決定後、処分(売払い、廃棄)することとされています。

ところが、サンプルによる現物実査を行ったところ、プラウン管テレビが倉庫の棚に1台、デスクトップパソコンがサーバー室に複数台まとめておいてありました。これらは使用不能にもかかわらず、不用決定に基づいた処分が実施されていませんでした。

指定管理者は、これらの物品は使用不能であるとの認識の下、県の所管課に対して廃棄申請を行いたい旨を報告していましたが、廃棄の

ための予算がないという理由で廃棄処分が却下され、長期間にわたり、施設内に置かれたままになっていました。

【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 【地域産業課】
 現物実査の結果、使用不能の物品が確認されたにもかかわらず、不用決定及び処分が実施されていませんでした。

使用不能の物品を正常品と区分しないまま長期間にわたり保管する場合、毎年度実施する現物実査の対象となり、使用見込みのない物品の管理に手間をかける必要があります。

また、本来、不用決定すべき物品が物品一覧表に含まれている場合、その内容が基本協定書に添付される管理物品一覧表に反映され、指定管理者に有効な物品の情報が提供されなくなります。特に、指定管理者の募集にあたっては、県が正確な情報を提供し、それに基づいて提案を進めることとなることから、必要不可欠な物品が使用不能な場合などは、準備に影響を及ぼす可能性があります。

現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。

特に使用期間が比較的短く、経済的に陳腐化しやすい電子機器などについては、有効利用の観点からは、遊休物品が発生した場合、早期に管理換えによる活用の有無を検討することが必要です。

更に、指定管理者の更新年度に遊休物品がある場合には、指定管理者の募集時に、管理物品一覧表において遊休物品の状況を提示し、実質的に有効な物品の情報を提供することが必要です。また、指定管理者との基本協定書の締結にあたっては、遊休物品を除外するか、物品の状況が明らかになった管理物品一覧表を作成し、管理対象物品を明確にすることが必要です。

イ 各事業への費用の配賦処理

セラミックパーク MINO では、事業別の損益計算書を作成しており、事業に共通する費用については配賦処理を行っています。

指定管理事業に係る費用の配賦処理について質問したところ、会計処理に関しては、その一部を税理士事務所に委託しており、的確な説明が得られませんでした。

【意見】 共通費用の事業への配賦方針の明確化と結果の確認

【指定管理者】
 事業別の損益計算書を作成するにあたっては、事業に共通する費用の配賦方針を明確にすることが望まれます。

経理担当者の理解が不十分な場合、組織、事業変更等に際して配賦基準の見直しが行われず、正確な決算が行われない可能性があります。そのため、税理士事務所と勉強会をするなど、配賦方針を理解するとともに、委託作業の結果についても確認する体制を整備することが望まれます。

カ 花フエスタ記念公園

(ア) 施設の概要

施設の名称	花フエスタ記念公園		
所在地	可児市瀬田		
所管課	都市公園課		
根拠法令	都市公園法、都市公園条例施行規則		
施設の設置目的	本公園は、自由時間の増大やレクリエーション需要の多様化に対処し、心の豊かさや生活の潤いを求める声に応えることを目指して整備されました。 また、バラをテーマとして整備された公園であり、世界有数のバラ園の特色を活かし、バラ園の管理水準を維持し、安全安心で魅力豊かな公園を目指して地元や国外の団体と連携した管理運営が求められます。		
設置年月(開園日)	平成元年4月29日		
面積	土地 80.7ha、建物 14,539.01㎡(延床面積)	募集方法 (公募の場合、応募数)	
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	(財)花の都ぎふ花 と緑の推進センター	H18.4.1～H21.3.31	特定者指名
	(財)花の都ぎふ花 と緑の推進センター	H21.4.1～H23.3.31	特定者指名
	花フエスタ記念公園 運営管理グループ	H23.4.1～H28.3.31	公募(5)
指定管理業務の概要	(1)本業務全体のマネジメント (2)企画運営業務 (3)施設・設備管理業務 (4)植物管理業務 (5)地域連携		
利用料金制の有無	有	利用料金の所属先	指定管理者
指定管理料の支払の有無	有		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	自動販売機設置による収入		
営業料の納付の定めの有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	バラまつり広報費		

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績
営業日数(日)	316	315	316	315	317	315
利用者数(人)	370,000	360,870	380,000	311,240	380,000	346,713
指定管理料の額(千円)	当初 180,000 確定額 180,000	180,000	180,000	180,000	185,142	185,142
営業料の納付の有無	無		無		無	
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(千円)	3,580		3,843		16,782	

(注) 平成26年度の指定管理業務以外の県からの委託事業の金額の増加要因は、県観光課より各種広報関係事業を受託したことによるものです。

(イ) 指定管理者の選定に係る事項

指定管理者による平成26年度を含む施設の管理期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であり、指定管理者は従来は特定者指名でしたが、今回は公募により募集されました。

申請団体は5団体であり、平成22年8月9日に実施された岐阜県指定管理者審査委員会における評価項目、各申請団体の採点結果の概要は、表3-4-17のとおりでした。

表3-4-17 審査委員会における評価項目及び採点結果の概要

評価項目	満点	配点
類似施設の管理運営の実績	5	優=5点、良=3点、可=1点、不可=0点
基本的な管理運営方針	3	優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点
施設運営に係る収支計画	5	優=5点、良=3点、可=1点、不可=0点
施設管理の実施体制	3	優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点
利用者のニーズ把握、苦情対応等の考え方	3	優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点
地域の関連団体との連携	5	優=5点、良=3点、可=1点、不可=0点
施設整備等の方針	3	優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点
施設・植栽の維持管理	5	優=5点、良=3点、可=1点、不可=0点
災害時等の対応	3	優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点
環境保護・保全の考え方	3	優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点
合計点数	38	

審査項目	可児造園協同組合・東濃建物管理共同団体		花フエスタ記念公園運営管理グループ		A		B		C	
	合計	順位	合計	順位	合計	順位	合計	順位	合計	順位
1 類似施設の管理運営の実績	38		36		31		32		38	
2 基本的な管理運営方針	23		23		22		20		21	
3 施設運営に係る収支計画	19		25		32		28		35	
4 施設管理の実施体制	26		22		21		20		20	
5 利用者のニーズ把握、苦情対応等の考え方	21		23		18		19		21	
6 地域の関連団体との連携	40		30		26		24		22	
7 施設整備等の方針	25		24		19		21		20	
8 施設・植栽の維持管理	38		34		28		32		20	
9 災害時等の対応	25		22		22		21		20	
10 環境保護・保全の考え方	26		24		22		19		19	
合計得点	281		263		241		236		236	
委員別合計得点順位	1~5		1~5		2~5		1~5		1~5	
順位点	20		18		10		9		8	
順位	1		2		3		4		5	

(注) 各審査項目のうち最高得点のものの背景を薄い灰色にしています。

(資料源泉：指定管理者点数比較表を監査人が加工)

平成22年8月9日に開催された岐阜県指定管理者審査委員会における審査の結果、可児造園協同組合・東濃建物管理共同事業者が優先交渉権者、花フエスタ記念公園運営管理グループが次点の者として決定されました。

優先交渉権者である可児造園協同組合・東濃建物管理共同事業者と次点の者である花フエスタ記念公園運営管理グループの委員別の採点結果は、表3-4-18のとおりでした。

表3-4-18 委員別の採点結果

審査項目	団体名										合計			
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				
1 類似施設の管理運営の実績	可	3	3	5	5	5	5	5	5	3	3	3	38	
2 基本的な管理運営方針	可	2	3	3	2	3	3	3	3	2	1	2	23	
3 施設運営に係る収支計画	可	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	2	23	
4 施設管理の実施体制	可	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1	25
5 利用者のニーズ把握、苦情対応等の考え方	可	1	3	3	2	3	3	2	2	2	2	2	1	21
6 地域の関連団体との連携	可	2	2	3	3	3	3	2	1	2	2	3	23	
7 施設整備等の方針	可	5	3	5	5	5	5	3	5	3	3	3	40	
8 施設・植栽の維持管理	可	1	3	3	5	5	5	3	1	3	3	5	30	
9 災害時等の対応	可	2	3	3	2	3	3	3	3	2	2	2	25	
10 環境保護・保全の考え方	可	2	2	2	3	3	3	2	2	1	2	2	22	
順位点	可	2	2	3	3	3	3	2	2	3	3	2	26	
順位	可	1	3	3	2	3	3	2	3	3	2	0	20	

(注) 1. 表中における団体名は、可児造園協同組合・東濃建物管理共同事業者を「可」、花フエスタ記念公園運営管理グループを「花」としています。

- 各委員毎の順位に応じて、1位=3点、2位=2点、3位=1点の順位点が申請団体に与えられ、各委員の順位点を合計して得られた順位点を基に再度、審査委員会で討議されることとされています。
- 可児造園協同組合・東濃建物管理共同事業者と花フエスタ記念公園運営管理グループで審査員の得点が異なる項目は太字で表記しています。
- 各審査委員の採点合計の差が4点の審査項目は背景を薄い灰色に、5点以上の審査項目は背景を灰色にしています。

岐阜県指定管理者審査委員会の審査結果に基づいて、両者の特徴を整理すると、可児造園協同組合・東濃建物管理㈱共同事業体は施設管理の実施体制、地域の関連団体との連携、施設・植栽の維持管理の項目で高い評価を得ていました。一方、花フエスタ記念公園運営管理グループは施設運営に係る収支計画の項目で高い評価を得ていました。

県は優先交渉権者である可児造園協同組合・東濃建物管理㈱共同事業体との間で行われた4回にわたる細目協議の過程で業務の履行が困難であると判断したことから、平成22年10月1日付で協議打ち切りの通知が行われました。

その後、優先交渉権者から除外する事由に係る県の判断の妥当性を確認するとともに、優先交渉権者が意見を述べる機会を設けるため、平成22年10月22日に指定管理者審査委員会(審査員の参加は固定委員のみ)が開催されました。

更に、今回の問題を検証したうえで、平成23年1月13日に指定管理者審査委員会を開催し、慎重を期して審査委員の意見を再聴取したうえで、同日付で次点の者である花フエスタ記念公園運営管理グループに対して指定管理者の協議に係る通知が行われました。その後、細目協議、県議会の議決を経て、花フエスタ記念公園運営管理グループが指定管理者として指定されました。

花フエスタ記念公園運営管理グループはイビデングループ株式会社、株式会社日本ライオン花木センター、グリーンパーク株式会社により結成された花フエスタ記念公園管理運営業務に関する特定共同体であり、イビデングループ株式会社代表を務めています。

共同体の経理事務は、代表であるイビデングループ株式会社の総合管理システムにより一元的に行う形とされています。

なお、平成23年1月13日開催の審議において、事前評価や評価のあり方など制度運用について見直しを図ること、との意見がありました。これを踏まえ、県では、細目協議までに申請内容をチェックする審査過程がなかったことが問題であると判断し、この事実を受け、審査委員会開催前に申請内容をチェックする審査過程(ヒアリング、事前審査会)が設けられたとの回答を得ました。

(ウ) 収支の状況

平成24年度から平成26年度の収支の状況は表3-4-19のとおりです。収入計は、入園者数の増減に影響を受ける利用料金収入の増減によりばらつきがあります。支出は入園者の増減に影響を受ける運営補助等外注スタッフに関する経費等の影響で増減しています。

平成25年度は平成24年度と比べて、収入が18,222千円、支出が45,334千円それぞれ減少しています。

収入減少の主な要因は、直営売店営業を開始したことによりその他収入が9,638千円増加したものの、入園者数減少により入園料が22,235千円減少、入園者が減ったことによる売店売上減少のため出店者収入が5,054千円減少(売上に応じた料率納付のため)したためです。支出減少の主な要因は、業務の効率化による事務所スタッフの減少、閑散期のシフト調整と、日々雇用職員の雇用形態の変更による経費削減、入場ゲート等の運営体制の効率化や入園者数減による運営補助等外注スタッフに関する経費等の減少等により運営費が34,460千円減少した他、バスマニージング、植栽管理費も効率化の取組み等により減少したためです。

平成26年度は平成25年度と比べて、収入が24,062千円、支出が9,972千円それぞれ増加しています。

収入増加の主な要因は、入園者数増加及び入園料改定により入園料が12,635千円増加、売店売上増加のため出店者収入が2,355千円増加、直営売店営業の拡大によりその他収入が5,962千円増加したためです。支出増加の主な要因は、業務の効率化による事務所スタッフの減があったものの、入園者数増により運営補助等外注スタッフによる経費が多くなったことや直営売店の仕入が増加したことにより運営費としては微増となり、その他、天候の影響により雑草の伸びが早く除草作業の経費がかさんだこと等によりバスマニージング、植栽管理費がそれぞれ3,633千円、3,772千円増加したためです。

入園者数はバスマニージング実施期間の天候に大きく左右されますが、自主事業の拡大や経費削減の取組みも功奏し、収支差額に改善が認められます。

表 3-4-19 平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況(花フェスタ記念公園)
(収入) (単位: 千円)

区分	内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		実績	実績	実績
指定管理料	指定管理料	171,428	171,428	171,428
指定管理業務	人園料	153,526	131,291	165,732
	ポツポツ	3,992	4,275	8,330
自主事業	茶室	363	342	300
	茶券販売	3,255	2,860	3,300
	茶券販売	32,241	27,187	32,000
収入計	自動販売機	5,435	4,997	5,500
	その他	9,559	19,197	30,000
	収入計	379,799	361,577	416,590

(支出) (単位: 千円)

区分	内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		実績	実績	実績
バリア管理	業務管理費	11,250	13,526	12,500
	材料購入費	9,037	9,892	9,400
植栽管理	バリア管理費	30,850	25,686	33,200
	業務管理費	9,015	12,855	14,100
施設管理費	材料購入費	16,261	9,110	12,100
	植栽管理費	37,998	31,717	33,100
運営費	清掃費	9,576	10,550	11,500
	保守点検費	8,656	7,305	8,706
一般管理費	警備費	4,644	6,601	7,053
	修繕費	6,512	6,595	7,000
支出計	労務費	69,472	63,137	55,200
	労務費(日雇)	68,533	54,106	60,000
運営費	雇用職員)	38,454	41,611	46,000
	光熱水費	8,682	11,619	13,500
支出計	イベント費	76,186	56,394	70,983
	事務所運営	18,990	18,078	20,829
支出計	経費	424,116	378,782	415,171
	支出計			388,754

(工) 視察における発見事項

a 申請時事業計画書と年度事業計画書
指定管理者は、申請時事業計画書の提案項目について、チェックリストにて実施状況の進捗状況についてチェックをしていますが、所管課では、年度事業計画書の承認において、申請時事業計画書の提案項目が実施されているかについての網羅的なチェックが行われていませ

んでした。
結果として、申請時事業計画書の提案項目のうち、次の項目が未実施でした。

- * 管理運営目標(入園者数、有料入園者数、指定管理料の縮減)
 - * 自主事業の利益還元による経費縮減への貢献
 - * ご意見箱等による「お客様の声」の迅速な収集と対応
 - * 「花のミュージアム」屋上緑化の改修提案
 - * 「バリアのチークカーテン」デッキ部分等の壁面緑化の改修提案
- また、指定管理者は、事業計画書(申請時)チェックリストにより、申請時事業計画書の記載項目について年度事業計画書に落とし込む形で履行状況を確認していますが、災害時、緊急時の対応、環境保護・保全計画等の項目が網羅されていませんでした。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲)

【都市公園課、指定管理者】

申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえで、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、年度事業計画書の各項目について報告がされており、年度事業計画書の実施の状況が明瞭に説明されています。

なお、事業報告書には、利用者からの意見についての項目がありませんが、年度事業計画書には利用者の意見についての項目がありませんでした。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)

【指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載に当たり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

す。

【意見】 月次業務報告書

月次業務報告書は、翌月5日までに提出することになっておりますが、5日が土曜日や日曜日の場合、5日までの提出が行われておらず、6月分は7月7日の月曜日、9月分は10月6日の月曜日、3月分は4月6日の月曜日に提出していただきました。

また、報告様式が定められ報告されていますが、年度事業報告書の項目と比べた場合、例えば、収支報告などは対象とされていませんでした。

【指摘】 月次業務報告書の提出遅延(再掲) 【指定管理者】

年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。

実務上、5日が休日になった場合は提出が不可能であれば、翌月の5営業日を期限とするなど、県と協議のうえ、実施可能な期限を設定するとともに、これを遵守することが必要です。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 【都市公園課】

基本協定書では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況、重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

基本協定書では、その他県が指示する事項を記載することを要請していることから、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受けられる体制を整備することが望まれます。

d 評価員会議による評価

平成26年度第2回の評価結果の結論として、「主な意見を踏まえ、適正な管理運営に努めること」との記載がありました。主な意見に対する対応が十分でないと思われる状況にありました。

例えば、入場者数計画値40万人の実現性、料金体系、年間パスポートの利用者を増やす工夫などについて、具体的な対応に関しての協議が十分に行われていませんでした。

【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲)

【都市公園課 指定管理者】

評価員会議は、指定管理者による公の施設の適正な管理に資するよう、原則として施設毎に、それぞれの施設を熟知した専門家等からの意見聴取の機会を設け、指定管理者による施設の管理運営に対する評価についての意見を聴取するため、県が設けた制度です。

評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどとして、具体的な対応、効果などを随時確認できるような体制づくりが望まれます。

e 利用収入調書の計上額と会計帳簿との整合性

指定管理者は利用収入調書を利用して、利用料金収入及び自主事業収入の集計を行っています。

帳簿は特定共同体の代表を務めるイビデングリーン株式会社により記帳されています。年度末(3月31日)付で、いわゆる会計システム上の収入計上額と利用収入調書に基づく収入計上額との差額(1,727千円)が補正計上されていましたが、その発生要因が把握されていませんでした。

差異の発生要因に係る調査の結果、主な内容は秋の花火コンサート協賛金の計上漏れ(1,230千円)、企画券(パス、入園券のセット券)の計上漏れ(974千円)、春の熱気球体験に係る売上納付金の二重計上(268千円)、旅行会社観光券の発券集計システムと請求書入力の二重計上(112千円)、旅行会社観光券の手数料10%の計上漏れ(54千円)であったことが判明しました。

本来、収入は計上根拠資料に基づいて帳簿計上すべきものです。平成26年度においては、計上資料と帳簿の計上額の整合性について、確認を行わないまま、収入の管理資料上、差額を補正計上してしま

【指摘】 利用収入の計上額の妥当性の検証未実施 【指定管理者】

収入の計上は、個別業務の種上げに基づいて行われるべきものであり、指定管理施設において把握されている情報と会計帳簿との整合性を適時に確かめることが必要です。差異が生じている場合には、その要因を検証のうえ、必要な補正手続を実施することが必要です。

f 観光券に係る利用収入調書の記載誤り
平成27年3月度の旅行会社に対する観光券の収入計上について、収入調書への金額記載誤りが認識されました。

【指摘】収入計上に係る根拠資料との整合性の確認未実施

【指定管理者】

資料の作成にあたっては、根拠資料との整合性を適時に確認することが必要です。

g 利用収入調書における作成者・確認者の明確化

現在の収入調書には、作成者・確認者の押印がなく、誰が作成し、誰の確認・承認を受けているかが明確になっていません。

【意見】主要帳票の作成者・確認(承認)者の明確化

【指定管理者】

利用収入調書は、収入の把握・管理に係る総合的な資料であり、重要な管理資料であることから、他の収入関連の書類と同じく、作成者・確認(承認)者及び各自が実施すべき事項を明確にするとともに、所定の手続が行われたか否かを書類上も明確にしておくことが望まれます。

h 利用料金の免除に係る処理及び様式の明確化

指定管理者は花フェスタ記念公園利用料金の免除に関する取扱い要綱で対象者を明記したうえで利用料金の免除を行っています。

しかし、現状では、要綱において免除割合が記載されておらず、日報販売では免除申請者の区分で処理されている岐阜国際アカデミーの関係者と可茂学園の関係者の利用について、免除申請はそれぞれ入園料免除届、入園料免除届書により運用されていますが、申請にあたって使用する書式は定められていません。

また、平成26年度に開催されたキッズンカーグラウンプリは入園者数集計表では入園無料の旨が記載されていましたが、入園割引状況には記載がありませんでした。

【意見】要綱の改定と統一的な取扱い実施

【指定管理者】

要綱において、減免割合、申請書式等の基本的項目を定め、おくことが望まれます。また、管理のための作成資料については、統一的な取扱いを行うことが望まれます。

i 利用人数及び利用区分の明確化

施設の利用者は区分別に把握・集計されていますが、例えば、可茂学園の利用者について、身障者及びその同伴者として集計することが適切と思われるところ、免除申請者として集計されました。

また、平成26年度入園料割引状況においては、参加人数に日報販売ではその他に集計すべき関係者が含まれていたことから、当表の無料イベントの参加人数を集計しても、日報販売における無料感謝デーの区分とは人数が一致していませんでした。

【意見】利用区分の位置づけ明確化と統一的な取扱いの実施

【指定管理者】

利用者の利用区分を明確に位置づけ、あるべき区分で利用者数を把握するとともに、関連する資料間の数値の整合性にも配慮することが望まれます。

j 特別入園者の入園料等の取扱いの明確化

花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書の「業務の内容」では、「公園において、県又は県内市町村及び地元関係団体等が開催するイベントへの支援、協力を行うこと。」とされ、(参考)として、地元団体等が開催している主なイベントを記載しています。

指定管理者は、これを受けて、前指定管理者が作成した「平成21年度 特別入園者に対する入園料等の扱いについて」を参考にし、催し物に関しては、所長の口頭承認を得て運用しているとの回答でしたが、入園料等、どのような形で支援、協力を行うかについて、指定管理者として意思決定を行った文書が残っていません。

また、平成27年1月に開催されたキッズンカーグラウンプリ(入園無料)に関しては、入園者数集計表には、無料の旨が記載されていたものの、平成26年度入園料割引状況の資料には記載がされていませんでした。

【意見】特別入園者に対する取扱いの明確化

【指定管理者】

指定管理者として、特別入園者に対する減免の方針を明確にするか、その都度、特別入園者としての取扱いに係る決裁資料を残しておくことが望まれます。

k 施設利用申請書の未記載項目への対応
 イベントに関する申込みは、施設利用申請書(イベント)により行われ
 ています。
 申請書様式では、受付日・担当者など、当該施設利用に関する公園
 側の管理情報を記載する欄がありますが、受付日・担当者など、未記
 入となっている項目が散見されました。

【意見】申請書類の記載事項の適切な運用 【指定管理者】
 施設利用申請書の記載項目のうち、いつ、誰が受付の許可を行った
 かなどについては、施設の管理上、先方とのやり取りにおける責任関
 係を明確にするうえで不可欠な情報であると思われることから、申請
 書様式の〔公園記入欄〕は、必要に応じて様式を見直したうえで、漏
 れなく記載することが望まれます。

1 閑散期イベントに係る施設利用申請書の未作成
 公園における閑散期のイベントは主に、指定管理者からの依頼に基
 づいて実施されていることから、施設利用申請書が作成されておらず、
 資料としては、期間・メモ程度の開催概要があるにすぎない状況のイ
 ベントがありました。

【意見】施設利用申請書の未作成 【指定管理者】
 指定管理者から持ちかけたイベントであっても、双方の間で、どの
 ような内容で合意したかについて、記録を残すことが適切であると思
 われることから、施設利用申請書(イベント)によるかどうかを含め、
 イベント実施にあたり、管理上必要な事項をどのような様式で残して
 おくかを検討することが望まれます。

m 制限行為許可に係る指定管理者への通知
 県営公園管理事務の手引においては、岐阜県都市公園条例第4条に
 規定する制限行為の許可を行う場合、申請を許可した場合には、速や
 かに指定管理者に通知するものとされていますが、現状では、必ずし
 も県から指定管理者への通知は行われていません。

【指摘】 制限行為許可の指定管理者への通知漏れ 【都市公園課】
 県と指定管理者との情報のやり取りが適切に行われていない結果、
 利用者が施設を利用するにあたり、心証を書いたり、スムーズに利用

手続ができないといった弊害も起こりうることから、県営公園管理事
 務の手引に従い、指定管理者に対する通知を確実に行うことが必要で
 す。

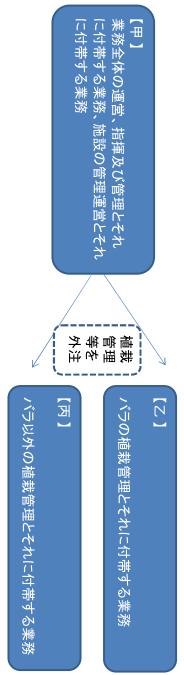
n 会計帳簿に係る事項
 収入は施設の管理運営業務と自主事業に区分されていますが、支出
 は区分されていません。例えば、直営売店の仕入が事務所運営経費に
 含まれています。

【指摘】 施設の管理運営業務と自主事業の区分 【指定管理者】
 施設の管理運営業務と自主事業の収支を区分把握し、事業ごとの証
 価が行えるよう、収入だけでなく支出についても区分することが必要
 です。

なお、当該事項については県からも口頭で指導を受けたことがあり、
 今年是指定管理期間の最終年度であることから、次期指定管理者に選
 定された場合には区分する予定であるとの回答でした。

最終年度でもあり、年度途中からの変更は見送るという指定管理者
 の対応は止むを得ない面もありますが、そもそも指定管理期間の最初
 の年度である平成23年度の事業計画書が提出された段階で、所管課で
 ある都市公園課側で自主事業の支出が区分されていない旨を指摘し、
 改善を求めるべきです。

o 共同体構成員間の取引金額に係る事項
 事業報告書において報告されるべき支出は、指定管理者である花フ
 エスタ記念公園運営管理グループ(以下「共同体」という。)としての
 支出です。しかし、現状は、事業報告書はイビデソングリーツツク株
 (以下「甲」という。)の工事台帳(共同体の運営に要する経費を管理
 するための帳簿)に基づいて作成されています。つまり、甲の支出額
 が共同体の支出額として報告されています。その際、甲の支出額が共
 同体の支出額となるよう確認作業を実施していれば問題はありませ
 んが、実際には、確認がなされていませんでした。
 具体的な状況は、次のとおりです。
 共同体は、甲の他、㈱日本ライオン花木センター(以下「乙」という。)
 グリーソングラス(以下「丙」という。)の3者で構成されており、
 構成員の役割分担は、次のとおりです。



甲は乙や丙に対して植栽管理等を外注しています。
 乙・丙が当該業務に要する材料購入費等を甲に請求する際に、共同
 体外部への支払額と同額を請求すれば甲の支出＝共同体の支出となり
 ます。
 ただし、仮に乙・丙が共同体外部への支払額に利益を上乗せして請
 求したような場合には、甲の支出＝共同体の支出とはならずなりま
 ず。
 乙・丙は原価で甲に請求するという暗黙の了解があるようですが、
 現状、甲において、乙・丙からの請求に関して、乙・丙が共同体外部
 から仕入を行った際の請求書等との照合は行われていません。

【意見】 共同体構成員間の取引金額の根拠資料との照合未実施
 【指定管理者】
 県への報告数値の正確性を担保するため、共同体構成員間の取引金
 額について根拠資料と照合することが望まれます。

p 遊休及び使用不能の物品に係る事項
 物品の現物実査実施要領では、物品の現物確認時に利用状況につい
 ても確認することが定められています。現物実査の結果、遊休物品が
 存在すると判明したときは、物品一覧表に遊休物品の登録をするもの
 とされています。
 遊休物品については、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使
 用見込みがないものは、管理換えによる有効活用を図るものとされて
 います。使用見込みがなく、管理換えにより有効活用を図ることがで
 きない場合は、不用決定後、処分（売却、廃棄）することとされて
 います。
 ところが、センサーによる現物実査を行ったところ、新機種のデジ
 タルカメラへの買換えの結果使われなくなった旧型のビデオカメラや

デジタルカメラが事務所のキャビネットに置かれていましたが、これ
 らは、遊休物品の登録、管理換えの判断の検討、不用決定が行われて
 いませんでした。
 当該施設では、破損したベンチなど大型の使用不能物品は、施設内
 のスベアが確保できないこともあり、指定管理者から、年1回、定
 期的に廃棄申請が行われ、処分が実施されていましたが、使用不能の
 無線機など、小型の使用不能物品は、不用決定に向けた手続がされて
 いませんでした。

【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 【都市公園課】
 現物実査の結果、遊休物品が確認されたにもかかわらず、遊休物品
 の登録、使用見込みの判断、不用決定及び処分が実施されていま
 せんでした。
 遊休物品を正常品と区分しないまま長期にわたり保管する場合、毎
 年度実施する現物実査の対象にもなり、使用見込みのない物品の管理
 のために手間をかける必要があります。

また、本来、不用決定すべき物品が物品一覧表に含まれている場合、
 その内容が基本協定書に添付される管理物品一覧表に反映され、指定
 管理者に有効な物品の情報が提供されなくなります。特に、指定管理
 者の募集にあたっては、県が不正確な情報を提供し、それに基づいて
 提案を進めることとなることから、必要不可欠な物品が使用不能な場
 合などは、準備に影響を及ぼす可能性すらあります。

現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、
遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見
 込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行
 うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。

特に使用期間が比較的短く、経済的に陳腐化しやすい電子機器など
 については、有効利用の観点からは、遊休物品が発生した場合、早期
 に管理換えによる活用の有無を検討することが必要です。
 更に、指定管理者の更新年度に遊休物品がある場合には、指定管理
 者の募集時に、管理物品一覧表において遊休物品の状況を提示し、実
 質的に有効な物品の情報を提供することが必要です。また、指定管理
 者の基本協定書の締結にあたっては、遊休物品を除外するか、物品
 の状況が明らかになった管理物品一覧表を作成し、管理対象物品を明
 確にすることが必要です。

q 土木事務所の業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)について
 県営公園管理運営協定書第20条第3項では、指定管理者は業務報告書を毎月提出することが定められており、指定管理者は可茂土木事務所に業務報告を実施しています。当該報告を受け、可茂土木事務所は、指定管理者からの業務報告及び指定管理者への指導内容について業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)を作成し、都市公園課へ報告しています。
 可茂土木事務所が都市公園課に提出した報告書を閲覧したところ、平成27年3月度の施設修繕金額の年度累計欄は、千円単位で記載すべきところを円単位で記載がされていました。

【指摘】業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施

【都市公園課】

土木事務所が作成した業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)における記載誤りは単純なミスによるものであり、担当者が報告書を作成した後に上位者による査閲又は第三者確認を受けていれば、防げる内容です。

土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であることを確認することが必要です。

キ 世界淡水魚園水族館

(ア) 施設の概要

施設名称	世界淡水魚園水族館		
所在地	各務原市川島笠田町1453		
所管課	都市公園課		
根拠法令	都市公園法 都市公園条例、都市公園条例施行規則		
施設の設置目的	「木曾三川・長良川の源流から河口までと世界の淡水魚」をテーマに水辺環境を緻密に再現し、魚類だけでなく昆虫、鳥類、小動物、水生植物等を総合的に展示する水族館として整備されました。		
設置年月(開園日)	平成16年7月		
面積	建物 8,400 m ² (延床面積)		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	(株)江ノ島エリソン ーボレーシヨン	H16.7.14-H46.3.31	特定者指名
指定管理業務の概要	(1)公園を管理すること。 (2)公園の利用者への便宜の供与に関すること(水族館関連飲食施設及び物販施設の運営を含む。) (3)公園の利用の促進に関すること。 (4)都市公園条例第6条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。		
利用料金制の有無	有	利用料金の帰属先	指定管理者
利用料金の内容	入館料		
指定管理料の支払の有無	無(必要となる経費は、公園の利用者から收受する利用料金及びその他飲食提供、物品販売等により得られる収入により賄う)		
自主事業の有無	有		
自主自主事業の内容	自動販売機設置による収入		
営業料の納付の定めの有無	有		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	県営公園誘客推進事業委託業務(イベント開催に係る委託業務)		

* 飼育業務

* 共通版ツール作成・ツアー商品企画

申請時事業計画書の事業収支シミュレーションの平成26年度の収入は473,051千円、利益 41,560千円に対して、実績は、収入が608,485千円、利益71,541千円と大幅に増収・増益となりました。

指定管理期間は平成45年度までであり、20年近くを残していることから、事業計画と実績とに大幅な乖離が認められたことを踏まえ、平成28年度以降の残り18年間の事業収支シミュレーションを改めて実施する必要がないかを検討することが望まれます。

また、協定書の第11条において、指定管理者は維持管理チェック業務を行うことになっていますが、年度事業計画書の項目としては記載されていませんでした。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲)

【都市公園課】

申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

【意見】 事業収支シミュレーションの見直しの実施 【指定管理者】
申請時事業計画書の事業収支シミュレーションと比べて、平成26年度の実績は、収入・利益ともに大幅に増加しています。

当初のシミュレーションから大幅な乖離が認められることを踏まえ、事業収支シミュレーションの見直しの要否を検討するとともに、必要と認められた場合は、協定書の見直しについても検討することが望まれます。

また、岐阜県指定管理者審査委員会の審議において、主な意見として5つの意見が述べられていますが、そのフォローは実施されていたものの、意見に対する対応記録は残されていませんでした。

【意見】 指定管理者審査委員会の意見への対応

【都市公園課 指定管理者】

指定管理者審査委員会は、県の公の施設を行う指定管理者の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関する事項についての調査審議に関する事務を行うべく、岐阜県附属機関設置条例(平成24年度までは岐阜県指定管理者審査委員会設置要綱)に基づいて設置され、外部の有識者により構成されています。

指定管理者審査委員会の意見は、専門家により審査の過程で認識された事項であることから、適宜、県と指定管理者とで協議を行うとともに、その対応について、記録に残しておくことが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、年度事業計画書の各項目について報告がされており、年度事業計画書の実施の状況が明瞭に説明されています。

しかし、飼育管理業務に関しては、年度事業計画書の記載項目にはなっていませんが、事業報告書では記載されていました。

事業報告書におけるアンケート実施結果に関する記載では、高い評価を受けている旨の記載が充実していますが、申請時事業計画書に記載された周辺住民のニーズ調査などは行われておらず、繁忙期の来場者アンケートしか行われていませんでした。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)

【指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載にあたり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

【意見】 アンケート手法の検討

【指定管理者】

本来、アンケートの目的は社会ニーズを取り入れサービスの向上に役立てるために実施するものです。

繁忙期の来館者へのアンケートのみでは、アンケートの本来の目的は達成できないことから、申請時事業計画書に記載したとおり、周辺住民のニーズ調査を実施するなど、業務改善のヒントとなるような意

見の収集を意識したアンケートを実施することが望まれます。

c 月次業務報告書

月次業務報告書は、翌月5日までに提出することになっていますが、4月分は5月8日、7月分は8月8日に受領しています。また、1月は1日に提出された記載されていますが、業務報告書を受取る側の休日に提出することは必ずしも適切な対応ではないと思われま

す。所定の報告様式に基づいて報告が行われていますが、年度事業報告書の記載項目と比べると、例えば、収支の報告などは報告対象とされ

ていません。また、利用者対応業務実績の報告は、対応欄は例外なく、詳細をメール・電話にて対応（他軽微な問合せ合計）と記載されているだけで、必ずしも十分かつ適切な報告とはいえません。利用者からの意見に関しては、具体的な内容とその対応に関するコメントを月次において報告すべきと考えます。

なお、都市公園課の管理ファイルには10月分の業務報告書がアップルされています。業務報告書の管理にも留意が必要です。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲)

【都市公園課】

基本協定書では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進捗状況、重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

基本協定書では、その他県が指示する事項を記載することを要請していることから、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受け体制を整備することが望まれます。

d 評価員会議による評価

平成26年度第2回の評価結果の結論に、主な意見を踏まえ、適正な管理運営に努めることとの記載がありましたが、例えば、外国人観光客に関する諸施策、今後の施設リニューアルの指定管理者への要請など、具体的な対応に関する協議が十分に行われていないなど、主な意見に対する対応が十分でない部分がありました。

【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲)

【都市公園課 指定管理者】

評価員会議は、指定管理者による公の施設の適正な管理に資するよう、原則として施設毎に、それぞれの施設を熟知した専門家等からの意見聴取の機会を設け、指定管理者による施設の管理運営に対する評価についての意見を聴取するため、県が設けた制度です。

評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどとして、具体的な対応、効果などを随時確認できるような体制づくりが望まれます。

e 施設の展望への対応

指定管理者から、アクラ・トトギス20周年への展望について、県への提案が行われましたが、この提案の各項目に関して、関係機関による協議が進んでいない状況にあります。

【意見】 施設の展望に関する協議の実施

【都市公園課 指定管理者】

公の施設を、魅力ある施設として維持・発展させていくうえでは、ハート及びビュートの画面から、長期ビジョンの下に業務を遂行することが望まれます。

例えば、大人数収容可能なレクチャールームの新設、バックヤードのオーブン化とツプラーの充実などについて、提案の実施の可否、投資に関する具体的な負担等について、両者の協議を進めることが望まれます。

f 前売券販売の際の取扱い書式の検討

前売券販売を行う場合、営業メモに基づいて見積書・請求書の発行を行っています。

また、前売券を引渡し、請求書を送付した時点で売上が計上されており、通常、前売券の引渡後、所定の期間内に支払いを受ける、いわゆる、掛売りになっています。

前売券を販売する場合の社内承認の取扱いは、組織・団体と入館料金の割引利用契約を締結する場合には、営業施策申請を、入館料金が後払になる場合には入館料金後払申請書を利用して、所定の承認を得ていることと比べて、手続が簡略化されており、指定管理者の組織に

において、どのような経緯を経て取引条件が決定されたかも明確になつていません。

【意見】 前売券販売の取扱いの明確化 【指定管理者】
前売券販売についての取扱いを明確に定め、運用するとともに、前売券販売の履歴を確認しやすい体制を整え、会社として提示する条件に合理性が認められないようならばつきがないかを確認できるようにすることが望まれます。

g 前売券販売の際の売上基準の検討
前売券販売を行う場合、入館料金は、取引先に対する引渡基準で売上が計上されています。

しかし、例えば、3月の期末近くに前売券を発行し、有効期間が夏休み期間までで設定されている場合など、売上は3月に全額が計上されますが、入館による役務の提供は、多くが翌期(4月以降)となり、売上の計上と役務の提供が期をまたいで発生することとなります。

【意見】 前売券販売の場合の売上計上時期の検討 【指定管理者】
販売された前売券について、返金の義務はないことから、チケットの引渡しをもって売上を計上していますが、本来の役務の提供は入館利用により行われること、レストラン利用の場合はチケット引渡し時点では前受金で処理し、利用に応じて売上を計上していることとの整合性を図る意味からも、入館券の売上計上基準を検討することが望まれます。

h サポーター制度の取扱い
世界淡水魚園水族館では、個人サポーター会員制度が設けられており、その概要は、表3-4-21のとおりです。

表 3-4-21 個人サポーター制度の概要

項目	内容		
会員資格	アクア・トト岐阜の活動趣旨に賛同・支援くださる全ての方		
会員特典	1. 何度でも入館可能 2. エントランスに名札プレート掲出 3. 無料入館券3名様分プレゼント 4. 同伴者の入場料10%off 5. 館内売店で5%off		
会費料金	区分	大人	キッズ(小学生以下)
	新規サポーター (初年度1年間)	9,000円	5,700円
	更新料 (2年目より1年間)	7,000円	3,700円
申込方法	水族館チケット窓口にて申し込み		

現在、個人サポーター会費料金収入は入館料収入として取扱われています。

岐阜県都市公園条例第9条の9では、利用料金を定めるときは、条例の定める額の範囲内において、指定管理者が定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならぬとされています。

しかし、利用料金にかかる申請書において、個人パスポートに係る記載は行われていませんでした。

指定管理者の考え方を確認したところ、他の管理施設でも同様の制度を設けており、年間パスポート料金をベースに、特典部分の実費等を加味して価格設定を行っているとの回答でした。

【指摘】 個人サポーターの会費料金設定に係る県への申請漏れ

【指定管理者】
施設の活動に賛同・支援していただける方を対象とする、個人サポーターの趣旨は理解できますが、現状は、個人サポーターの会費料金について、県への申請が行われていません。当該制度及び会費料金について、県への申請を行うとともに、承認を受けることが必要です。

ウ 平成記念公園

(ア) 施設の概要

施設の名称	平成記念公園		
所在地	美濃加茂市山ノ上町及び蜂屋町地内		
所管課	都市公園課		
根拠法令	都市公園法、岐阜県都市公園条例施行規則 新高速三道が完成すれば、県下の主要地点から1時間で到達できる東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジの隣接区域において、「美濃ミュージアム街道」の中心拠点として整備しました。 また、本公園は、「人と人、人と自然との共生」を理念に、また、豊かな自然と共生しながら循環型社会を形成してきた昭和30年代前半までの山里の景観を再現する「日本昭和村」をコンセプトに、古き良きものを見直す「温故知新」運動の舞台、県内の農林水産物をはじめとする県産品等の見本市、及び県下の道の駅・観光の総合情報センターとしての役割を持つ複合施設として整備しました。		
施設の設置目的	施設設置目的		
設置年月(開園日)	平成15年4月16日		
面積	土地 84ha、建物	9,981.36㎡	
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	(株)フアーム(注)	H17.8.1~H25.3.31	特定者指名 (公募(5))
	昭和村MCグループ	H25.4.1~H30.3.31	公募(5)
指定管理業務の概要	(1)本業務全体でのマネジメント (2)企画運営業務 (3)施設・設備管理業務 (4)銭湯管理業務 (5)植物管理業務 (6)地域連携		
利用料金制の有無	有	利用料金の帰属先	指定管理者
利用料金の内容	入園料		
指定管理料の支払の有無	無(必要となる経費は、公園の利用者から收受する利用料金及びその他飲食提供、物品販売等により得られる収入により賄う。)		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	設置した遊具による収入、自動販売機設置による収入		
営業料の納付の定めの有無	有		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	昭和村誘客広報事業委託業務		

(注) フアームに対する指定管理期間が7年8か月となっている要因は、県と㈱フアームとの間で平成14年3月25日に締結した「平成記念公園「日本昭和村」の管理運営にかかる基本合意書」の中で、平成記念公園の開園後10年間は、㈱フアーム

が平成記念公園を運営しており、その期間の途中、平成17年8月に本公園に指定管理者制度が導入されたことから、残期間の7年8か月を特定者指名による指定期間としたことによるものです。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業日数(日)	353	353	353
実績	352	352	351
利用者数(人)	444,000	390,000	362,000
指定管理料の額(円)	418,763	312,752	315,176
当切	-	-	-
確定額	-	-	-
営業料の納付の額(千円) (納付の定めがある場合)	277	-	-
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(円)	-	-	7,500

(注) 平成24年度の数値は、前任の指定管理者の管理運営による数値です。

(イ) 指定管理者の選定に係る事項

指定管理者による平成26年度を含む施設の管理期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であり、指定管理者は公募により募集されました。

優先交渉権者、次点の者の選定のための岐阜県指定管理者審査委員会
は平成24年10月18日に開催されました。

所管課である都市公園課から、県営公園事業評価委員会における評価において指摘事項はなかったこと、委員からの主な意見として、入園者減少の歯止め策あるいは増加策を検討すること、職員の指導育成、研修体制の整備、働きやすい労働環境づくりなど、適正な労務管理に努めること、地元団体との更なる連携強化を図ること、が報告されました。

また、次期指定管理者に求める事項としては、平成記念公園の現行コンセプト維持を前提としながらも、現状にとらわれず、新たな公園施設の配置や既存施設の用途を変更するなど、自由な提案を幅広く求め、現在よりも利用者サービスが向上することを期待していること、安定した経営力・営業力・企画力が必要であることが報告されました。

専門家からの意見聴取においては、平成記念公園が入園者から得られる利用料金等の収益によって管理運営費が賄われていることから、損益分岐点となる入園者数のボーダーラインは年間40万人から45万人が最

低ラインであること、施設柄メンテナンス投資や新規投資が必要であること、したがって、集客力・企画力と財務体質の2点が選定のポイントであると強調されました。また、労務管理能力、営業力や宣伝力についても言及されました。投資と入園者数との関連については、投資で一時的に跳ね上がった入園者数が徐々に下がっていくか、跳ね上がった状態を維持するためにメンテナンス投資や追加投資を絶えず行っていく計画となっているのが自然であること、昭和30年代の生活に触れ、体験そして、その中からこれからの着らしのあり方について何かしらを学ぶというコンセプトの中でファミリーズメント性を高めること、遊休施設化している部分を使い切ることがメンテナンスの最低ラインであることなどが述べられました。

申請団体は5団体であり、岐阜県指定管理者審査委員会の採点結果の概要は、表3-4-22のとおりでした。

平成26年度の指定管理者である昭和村MCグループは全体として、高い評価を受けているものの、配点上、重視されていた利用者サービスの向上の項目においては、順位が第3位でした。

表 3-4-22 採点結果の概要

審査項目	昭和村MCグループ						A	B	C	D	
	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員 F					
1 施設管理の基本方針	4	5	5	3	4	4	25	22	22	25	20
2 類似施設の管理実績	10	10	10	10	8	8	56	50	40	42	36
3 利用者サービスの向上	20	20	20	15	15	20	110	120	115	100	85
4 施設の維持管理	4	5	5	4	3	3	24	23	19	19	18
5 収支計画	12	12	12	12	9	9	66	66	66	54	54
6 組織・体制	10	8	10	8	8	6	50	46	44	40	36
7 危機管理	10	8	10	10	8	6	52	46	44	46	38
8 経営基盤	4	5	5	4	3	4	25	19	20	22	17
9 地域連携	15	12	12	9	12	9	69	63	57	63	72
合計得点	89	85	89	75	70	69	477	455	427	411	376
委員別合計得点順位	1	1	1	1	2	1	1~	2~	3~	4~	5
順位点	3	3	3	3	2	3	17	11	6	2	0
順位	1						2	3	4	5	

(注)1. 指定管理者として選定された団体のみ、各委員の点数を記載し、他の申請団体については、各委員の点数合計のみを記載しています。
2. 各審査項目のうち最高得点のもの、背景を薄 grey にしています。

審査の結果、順位点合計が第1位となった昭和村MCグループが優先交渉権者、第2位となった㈱パークマネジメントが次点の者として選定され、県との細目協議、県議会の議決を経て、平成24年12月21日に昭和村MCグループが指定管理者として指定されました。

(ウ) 収支の状況

平成24年度から平成26年度の収支の状況は表3-4-23のとおりです。現指定管理者に変更となった平成25年度より、自動販売機収入と都市公園法上許可が必要な遊具に関する収入を自主事業とすることを明確にするのとともに、収入及び支出の内訳区分が見直されました。そのため、平成24年度と平成25年度以降では、収入及び支出の内訳区分が相違しています。

平成記念公園に対しては、平成26年度の監査委員監査の総括においても、「年々利用者が減少していることを踏まえ、集客力向上のための効果的なPR方法や、投資の費用対効果についても見直しを図り、魅力ある公園づくりに努められたい。」との意見が付されています。

年々利用者が減少していることを踏まえ、集客力向上のための効果的なPR方法を検討し、投資の費用対効果についても見直しが進められますが、その効果はまだ発現しているとは言えない状況です。魅力ある公園づくり、来場の促進に向けて、更なる工夫を進めることが期待されます。

表 3-4-23 平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況（平成記念公園）（単位：千円）

区分	内 訳	平成	平成	平成 26 年度	
		24 年度 実績	25 年度 実績	事業計画	実績
指定管理料	指定管理料	-	-	-	-
指定管理業務	人園料 大人	98,923	115,200	96,502	-
	人園料 小人	11,559	16,200	12,291	-
	里山の湯利用料	58,177	50,300	53,586	-
	飲食物販収入	267,345	340,300	283,167	-
	体験学習収入	34,029	47,000	29,237	-
	イベント収入	5,001	15,100	2,869	-
	委託収入	6,539	9,200	6,474	-
	その他の収入	10,949	10,700	14,266	-
	設置許可施設による収入	539,351	4,202	5,000	4,371
	遊具収入	-	38,342	50,000	37,295
営業外収入	合計	712,975	535,105	659,000	540,092
		-	39	-	34

〔支出〕（単位：千円）

区分	内 訳	平成	平成	平成 26 年度	
		24 年度 実績	25 年度 実績	事業計画	実績
指定管理業務	水道光熱費	31,261	82,578	87,600	85,757
	清掃費	5,227	6,315	5,500	5,537
	植栽管理費	4,351	8,153	5,600	2,059
	警備費	2,890	2,371	2,600	1,822
	保守点検費	5,598	4,054	5,040	4,837
	修繕費	3,889	13,319	4,600	2,487
	手数料	-	10,305	11,570	9,005
	廃棄物処理	-	1,833	1,100	960
	地域連携事業費	-	2,198	200	1,169
	契約料	-	10,500	10,800	10,800
	イベント出演費	-	3,272	3,200	3,259
	仕入れ費用	-	136,359	170,800	146,460
	広告宣伝費	25,703	22,967	24,200	28,491
	イベント企画費	-	26,598	34,000	31,594
	建設改良費	-	8,553	7,800	10,898
	備品購入費	-	4,034	-	-
	人件費	106,524	169,132	200,000	157,470
	事務費	45,077	45,077	27,800	19,589
	保険加入費	-	3,184	3,280	2,759
	公租公課	-	1,409	18,900	13,899
その他	86,431	-	-	-	
水道光熱費	22,460	-	1,700	-	
設置許可施設	-	1,432	1,630	1,325	
目販機物販原価	221,557	-	-	-	
人件費（遊具）	137,218	10,290	12,800	16,197	
遊戯機修繕	-	1,251	400	38	
建設改良費	-	1,376	10,600	6,931	
事務費	-	15,851	6,280	2,221	
広告宣伝費	25,703	-	-	-	
その他	92,021	-	-	-	
営業外支出	合計	769,833	592,513	658,000	565,788

（注）平成 24 年度の数値は、前任の指定管理者の管理運営による数値です。

（工） 視察における発見事項

a 申請時事業計画書と年度事業計画書
 所管課及び指定管理者は、指定管理業務の業務確認チェックリストにより、申請時事業計画書の履行状況の確認をしています。ただし、上記の業務確認チェックリストにおいて、未履行の項目（例えば、収

支計画の達成、利用者モニター制度などが一部残っていました。
また、指定管理者によるチェックリストを利用した、年度事業計画書の履行状況の確認は行われていませんでした。

【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認(再掲) 【都市公園課 指定管理者】

申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。

また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。

また、指定管理者が自らチェックリストを利用して、年度事業計画書の履行状況を確認することが望まれます。

b 年度事業計画書と事業報告書

事業報告書は、年度事業計画書に記載された各項目について報告がされており、年度事業計画書の実施の状況が明瞭に説明されています。ただし、事業報告書には、利用者からの意見についての項目がありませんが、年度事業計画書には利用者の意見についての項目がありませんでした。

【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 【指定管理者】

申請時事業計画書、年度事業計画書、事業報告書の記載にあたり、関連づけが必ずしも行われていませんが、年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。

c 月次業務報告書

基本協定書においては、指定管理者は指定管理業務に関する業務報告書を作成し、当該月の翌月 5 日までに県に提出しなければならぬものと定められています。
指定管理者の月次業務報告書の日付はいずれも翌月 1 日付となっております。

いたことから、報告の状況について確認を行った結果、実務的には、業務実績に係る事前の報告はなく、翌月中旬以降に平成記念公園において、指定管理者の担当者から県の担当者に対する報告が行われているとの回答でした。

その結果について、業務確認指導記録が作成されていますが、各月とも、月次業務報告書の期限として設定されている翌月 5 日までに書面提出は行われておらず、遅い月では業務確認指導記録の回議が翌々月となっています。

月次報告は所定の報告様式により行われていますが、月次業務報告書の項目と年度事業報告書の項目とを比べると、例えば、収支報告などは対象とされていませんでした。

【指摘】 月次業務報告書の運用不適切【都市公園課 指定管理者】
月次業務報告書の日付が実際の提出日となっており、基本協定書の定めに従った月次業務報告書の提出が行われていませんでした。県と指定管理者の間で月次業務報告書の位置づけを明確にする必要があります。また、基本協定書で定めた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。

【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 【都市公園課】

基本協定書では、月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。

基本協定書では、その他県が指示する事項を記載することを要請していることから、年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受けるとして体制を整備することが望まれます。

d 業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成に係る事項

6 月度の業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)が土木事務所において作成されていませんでした。

【指摘】業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ

【都市公園課】

月次の業務実績の確認を実施し、適切な対応が行われたことを明確にするため、業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)を漏れなく作成し、回議のうえ、保管しておくことが必要です。

e 評価員会議による評価

平成26年度第2回の評価結果の結論に、主な意見を踏まえ、適正な管理運営に努めることとの記載がありました。評価員の具体的な発言(例えば、水仙まつり、ピアガーデン、子どもがおじいちゃんやおばあちゃんに来て遊んでお土産がもらえるような試みなど)に関しての検討結果の記録がありませんでした。

【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲)

【都市公園課、指定管理者】

評価員会議は、指定管理者による公の施設の適正な管理に資するよう、原則として施設毎に、それぞれの施設を熟知した専門家等からの意見聴取の機会を設け、指定管理者による施設の管理運営に対する評価についての意見を聴取するため、県が設けた制度です。

評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。

f 前指定管理者からの引継ぎに係る事項

現指定管理者は、平成25年4月1日に前指定管理者から業務を引継いでいますが、集客施設を営業しながらの引継ぎであったことなどから、資産の引継ぎに関する業務がスムーズに行われませんでした。

【意見】 指定管理者交代の場合の手續の明確化(再掲)

【都市公園課】

指定管理者募集要項には、県又は次期指定管理者に管理の業務を引き継ぐ必要が生じたときは、その円滑な引継ぎへの協力について記載が行われています。

また、基本協定書においても、指定期間の終了に際し、業務の引継

ぎを円滑に行わなければならないと定めています。(基本協定書第36条)

実際に、業務を引継ぐにあたっては、県の定めるオペレーションの把握に加え、引継ぎ資産の現物確認など、対応すべき項目は相当量あると思われます。したがって、所管課が主体的に現指定管理者と次期指定管理者の間に入り、引継ぎが適切に実施できるよう努めることが望まれます。

引継ぐべき項目について、確実に対応を行うためには、協定書に「引継ぎの項目については別途協議する。」等の条項を設け、実際に引継ぎ業務が発生した場合に、適時適切に関与することが望まれます。

g 募集要項における減免の定めに係る事項

管財課が作成している募集要項(準則)においては、利用料金に関して、指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができますが、当該減免による減収分について、別途補てん等の措置は行わない旨が明示されています。

平成記念公園については、障害者手帳を持っている方、美濃加茂市の保育園・幼稚園・小学校・中学校の学校行事を対象に生徒の入園料が無料となる旨がHPにも告知されており、申請に基づいて、減免の対応が行われています。また、前指定管理者も、減免の対応を行っていましたが、募集要項において、指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができる旨は示されていませんでした。

【指摘】 募集要項における減免要件の記載漏れ

【都市公園課】

当該施設では、前指定管理者が減免の対応を行っていたことを踏まえ、新たな指定期間においても減免の対応を行うことが予想されたことから、募集要項において、指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができる旨を示すことが必要です。

h 運営収支報告書に対する確認書の入手

3月末日及び9月末日の運営収支報告書は、税理士の資格を有する者が作成した確認書を添付して提出することと協定書に定められています。3月末は決算書報告書に対して、顧問税理士による確認書を手渡し提出していますが、9月末の運営収支報告書に対しては、顧問税理士

による確認書を入手していませんでした。

【指摘】 運営収支報告書に添付する確認書の未入手 【指定管理者】
9月末の運営収支報告書について、基本協定書で定められている税理士
の資格を有する者が作成した確認書を適時に入手し、運営収支報告
書に添付する必要があります。

i 施設の管理運営業務に関する支出と自主事業に関する支出の配分
施設の管理運営業務と自主事業を区分して収支が把握されており、
設置した遊具による収入、自動販売機設置による収入が自主事業に關
する収入として、収入に対応する支出が自主事業に関する支出として
計上されています。

例えば、人件費は遊具の担当者を定め、担当に係る人件費と時間単
位で集計した応援者の人件費を自主事業に関する支出とされています。
一方、水道光熱費については、施設の管理運営業務分と自主事業分
を合理的に区分する方法が見出せないとのこと、自主事業分を区分
せず、全額が施設の管理運営業務分として計上されています。

【意見】 水道光熱費に関する合理的な按分基準の設定

【都市公園課、指定管理者】

水道光熱費は、年間80百万円程度発生しており、遊具や自動販売機
稼動において費用が発生していることは明らかです。したがって、
発生額のすべてを施設の管理運営業務に負担させることは妥当ではな
く、合理的な按分基準を設定して自主事業にも配分することが望まれ
ます。

また、自主事業に関する支出の考え方や配分の基準等については、
経理規程に定めておくことが望まれます。

j 使用不能の物品に係る事項

物品の現物実査実施要領では、物品の現物確認時に利用状況につい
ても確認することが定められています。現物実査の結果、遊休物品が
存在すると判明したときは、物品一覧表に遊休物品の登録をするもの
とされています。

遊休物品については、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使
用見込みがないものは、管理換えによる有効活用を図るものとされて
います。使用見込みがなく、管理換えにより有効活用を図ることがで

きない場合は、不用決定後、処分（売却、廃棄）することとされて
います。ところが、サンダルによる現物実査を実施したところ、修理
不能の農機具が倉庫に、使用不能のパソコンやプリンターが事務所に
保管してありました。使用不能のパソコン及びプリンターは、前指定
管理者から使用不能の状態に引継がれたものであり、物品の廃棄には
廃棄料の負担が必要となることから、処分に向けた対応が先送りされ
ていました。

【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 【都市公園課】
現物実査の結果、使用不能の物品が確認されたにもかかわらず、不
用決定及び処分が実施されていませんでした。

使用不能の物品を長期にわたり保管する場合、毎年度実施する現物
実査の対象にもなり、使用見込みのない物品の管理のために手間をか
けることが必要になります。

また、本来、不用決定すべき物品が物品一覧表に含まれている場合、
その内容が基本協定書に添付される管理物品一覧表に反映され、指定
管理者に有効な物品の情報が提供されなくなります。特に、指定管理
者の募集にあたっては、県が正確な情報を提供し、それに基づいて
提案を進めることとなることから、必要不可欠な物品が使用不能場
合などは、準備に影響を及ぼす可能性があります。

現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、
遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見
込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行
うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。

特に使用期間が比較的短く、経済的に陳腐化しやすい電子機器など
については、有効利用の観点からは、遊休物品が発生した場合、早期
に管理換えによる活用の有無を検討することが必要です。

k 土木事務所の業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記
録について

県営公園管理運営協定書第20条第3項では、指定管理者は業務報告
書を毎月提出することが定められており、指定管理者は可茂土木事務
所に業務報告を実施しています。当該報告を受け、可茂土木事務所は、
指定管理者からの業務報告、及び指定管理者への指導内容について業
務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について（報告）
を作成し、都市公園課へ報告しています。

可茂土木事務所が都市公園課に提出した報告書を閲覧したところ、平成26年10月度の施設修繕金額の年度累計欄は、千円単位で記載すべきところを円単位で記載がされていました。

【指摘】業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施(再掲)

【都市公園課】

土木事務所が作成した業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)における記載誤りは単純なミスによるものであり、担当者が報告書を作成した後に上位者による査閲又は第三者確認を受けていれば、防げる内容です。

土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であるかを確認することが必要です。

(3)平成27年度から指定管理者が変更となった公専施設

平成26年度に指定管理者を公募した施設のうち、平成27年度から指定管理者が変更となった施設について、施設の概要、収支の状況を把握するとともに、選定状況の検討を実施しました。

選定状況の検討にあたっては、指定管理者の変更が、「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。」という制度の趣旨に適ったものとなっているかについて、次の観点から検討を実施しました。

- 県による評価の前提となる評価員会議の開催状況はガイドラインに沿ったものか。
- 選定にあたって、県による評価結果を踏まえ、次期指定管理者に求めるべき事項が審査員に伝達されているか。
- 選定結果が「次期指定管理者に求めるべき事項」を踏まえたものとなっているか。

ア 岐阜アリーナ（ヒマラヤアリーナ）

(ア) 施設の概要

施設の種類	岐阜アリーナ（ヒマラヤアリーナ）		
所在地	岐阜市数田南2-1-1		
所管課	地域スポーツ課		
根拠法令	岐阜アリーナ条例、岐阜アリーナ条例施行規則		
施設の設置目的	県民の体育、レクリエーションその他行事及び集会の用に供するため、岐阜市に設置。		
設置年月(開園日)	昭和40年2月27日		
面積	土地10,070㎡(敷地面積) 建物8,188㎡(延床面積)		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、 応募数)
	(財)岐阜県イベント・スポーツ振興財団	H18.4.1~H21.3.31	特定者指名
	トルファン(株)(注)	H21.4.1~H24.1.31	公募(5)
	(株)コパ(注)	H24.2.1~H24.3.31	特定者指名
	(株)コパ(注)	H24.4.1~H27.3.31	公募(3)
	岐阜アリーナ運営共同体	H27.4.1~H30.3.31	公募(6)
指定管理業務の概要	(1)施設及び設備の維持管理にすること (2)施設の運営にすること (3)施設を利用する者への便宜の供与にすること (4)施設の利用の促進にすること		
利用料金制の有無	有	施設利用料	指定管理者
利用料金の内容	有		
指定管理料の支払の有無	有		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	スポーツ教室		
営業料の納付の定めの有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	無		

(注) 当初、トルファン様の指定期間はH21.4.1~H24.3.31でしたが、トルファン様からの指定取消の申出を受け、H24.1.31をもって指定を取消することになりました。当時、H24.4.1以降の指定管理者の公募を行っており、(株)コパが優先交渉権者となっていたことから、同社が特定者指名によりH24.2.1~H24.3.31の指定管理者として指定されました。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	事業計画 実績	302,120	302,120
指定管理の額(千円)	292,119	93,429	300,999
営業料の納付の有無	当初 確定額	42,735	42,336
指定管理業務等の金額(千円)	42,735	42,000	42,336
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(千円)	無	42,000	無

(注) 平成25年度の利用者が少ない主な理由は、台風の接近により農業フェスティバル(農産物の即売会や各種イベントなど)が行われる催しで、岐阜アリーナも会場の一部として利用される)が中止されたことによるものです。

(イ) 収支の状況

平成24年度から平成26年度の収支状況は表3-4-24のとおりです。平成25年度は農業フェスティバル中止の影響もあり平成24年度と比較して減収となっていますが、平成26年度には回復しています。また、自主事業収入が増えていることもあり、収支差額は905千円のプラス、499千円のマイナス、2,762千円のプラスとなっています。

表3-4-24 平成24年度から平成26年度の収支の状況(岐阜アリーナ)

区分	(収入)				(支出)				(単位:千円)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	収入計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	支出計	
指定管理料	42,735	42,000	42,336	指定管理料	42,735	42,000	42,336	指定管理料	42,735
指定管理業務	12,370	11,590	13,709	利用料金収入	12,370	11,590	13,709	利用料金収入	12,370
自主事業	91	138	134	その他	91	138	134	その他	91
	53	471	1,656	参加料	53	471	1,656	参加料	53
	55,251	54,199	57,835	収入計	55,251	54,199	57,835	収入計	55,251
	21,221	21,079	20,421	内訳	21,221	21,079	20,421	内訳	21,221
	32,189	30,946	33,129	人件費	32,189	30,946	33,129	人件費	32,189
	363	200	88	維持管理費	363	200	88	維持管理費	363
	572	1,474	1,435	託料、修繕費、役務費等	572	1,474	1,435	託料、修繕費、役務費等	572
	54,345	53,699	55,073	受信料、公課料、委託料、利用料、宣伝費等	54,345	53,699	55,073	受信料、公課料、委託料、利用料、宣伝費等	54,345

(ウ) 審査の経過と選定結果

a 県による評価結果を踏まえた次期指定管理者に求めるべき事項
今回の選定に係る指定管理者審査委員会において、所管課であるスポーツ推進課から、平成25年度の県の評価結果としては、協定書に定

めるサービス水準を満たし、適切に管理されていると評価している旨が報告されています。また、次期指定管理者に求める事項として次の3点が審査員に伝達されています。

* 利用者の声を尊重し、利用者サービスや施設の利便性の向上を図るとともに、利用者を増加させるための効果的な方策や施設の有効活用を図ることが計画されていること。

* 利用者の増加に伴う収入増加の取組みや、施設の維持管理における経費削減の取組みなど、当施設を管理運営するうえでの適切な収支計画であること。

* 利用者が快適かつ安全に施設を利用していただけるよう、施設の安全性を十分に確保できる体制や取組みが行われること。

ロ 評価員会議の開催状況

平成 23 年に制定された岐阜県指定管理者制度ガイドライン(最終改定平成 27 年 4 月 1 日)では、評価員会議を年 2 回以上開催することを定めています。

平成 23 年度以降開催分の議事録を閲覧し、全ての年度において評価員会議は年 2 回開催されており、県による評価の参考意見として拾い上げていることが確認しました。

ク 審査結果

「(ア) 施設の概要」に記載のとおり、平成 24 年度から平成 26 年度は㈱コパンが指定管理者でしたが、平成 27 年度から平成 29 年度の指定管理者の優先交渉権者として岐阜アリーナ運営共同体が、次点の者として㈱コパンが選定されました。

次期指定管理者に求めるべき事項として利用者サービスの向上や収入増加・経費削減があげられており、優先交渉権者である岐阜アリーナ運営共同体は利用者サービス、収支計画において、高い評価を得て順位点が1位となりました。

なお、岐阜アリーナ運営共同体はトリファンズ㈱と㈱河合楽器製作所で構成されており、トリファンズ㈱は、平成 21 年 4 月 1 日からの3年間、指定管理者の指定を受けていました。しかし、同社は、岐阜アリーナの指定管理者の指定について、自らの責めに帰すべき事由があったとして、その取消しを申し出る書面を平成 23 年 10 月 27 日付けで岐阜県知事に提出しています。これを受け、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項

及び岐阜アリーナ条例に基づき、平成 24 年 1 月 31 日をもって指定が取消されています。
ガイドラインでは申請資格要件を定めており、その一つに「前 2 年以内において、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けていないこと」があります。
平成 26 年の公募時は指定取消しから 2 年以上が経過しており、同社は上記申請資格要件を充たしています。また、当然のことながら、同社は指定取消しから 2 年間は、岐阜県において指定管理者の申請をしていませぬ。

ド 採点結果の分析(優先交渉権者及び次点の者)

採点結果は表 3-4-25 のとおりでした。総得点平均は優先交渉権者となった岐阜アリーナ運営共同体が 87.6 点、次点となった㈱コパンが 86.6 点でした。

主な選定理由として記載されている、審査項目「収支計画」では岐阜アリーナ運営共同体が 24.0 点、㈱コパンが 22.0 点、審査項目「利用者サービスの向上」では岐阜アリーナ運営共同体が 18.4 点、㈱コパンが 17.6 点でした。

表 3-4-25 採点結果

【岐阜アリーナ運営共同体】

審査項目	配点	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	平均
1 施設管理の基本方針	5	5	5	5	5	4	4.8
2 類似施設の管理実績	10	8	8	10	10	8	8.8
3 利用者サービスの向上	20	20	20	20	16	16	18.4
4 施設の維持管理	5	5	4	4	4	3	4.0
5 収支計画	25	25	25	25	25	20	24.0
6 組織・体制	10	8	8	8	8	6	7.6
7 危機管理	10	8	8	8	8	6	7.6
8 経営基盤	5	4	4	4	3	5	4.0
9 地域連携	10	10	10	8	8	6	8.4
合計得点	100	93	92	91	89	73	87.6
委員別合計得点順位	1	2	1	1	2	2	
順位点		1 1/2		3	2 1/2	1 1/2	
順位点合計		3	1 1/2	3	2 1/2	1 1/2	

(注) 分析にあたり、監査人の判断により平均の欄を追記しています。

【㈱コパン】

審査項目	配点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均
1 施設管理の基本方針	5	5	5	5	5	4	4.8
2 類似施設の管理実績	10	8	10	10	10	8	9.2
3 利用者サービスの向上	20	20	20	16	16	16	17.6
4 施設の維持管理	5	5	5	4	4	4	4.4
5 収支計画	25	20	25	20	25	20	22.0
6 組織・体制	10	10	8	10	8	6	8.4
7 危機管理	10	10	10	8	8	6	8.4
8 経営基盤	5	4	5	3	5	4	4.2
9 地域連携	10	8	8	8	8	6	7.6
合計得点	100	90	96	84	89	74	86.6
委員別合計得点順位		2	1	3	1	1	
順位点		2	3	1/2	2 1/2	3	
順位点合計		11					

(注) 分析にあたり、監査人の判断により平均の欄を追記しています。

e 収支計画の比較（優先交渉権者及び次点の者）
 岐阜アリーナ運営共同体と㈱コパンの平成27年度収支計画を比較した結果、人件費、施設管理費について岐阜アリーナ運営共同体の方が低く抑えられており、収入である指定管理料も抑えた計画となっていました。
 岐阜アリーナ運営共同体の方が、収支バランスがよいことが評価されて、表3-24-25の採点結果に反映されたものと思われる。

イ 岐阜県福祉・農業会館

(ア) 施設の概要

施設名称	岐阜県福祉・農業会館		
所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号		
所管課	健康福祉政策課		
根拠法令	岐阜県福祉・農業会館管理規則		
施設の設置目的	補装員の展示、福祉相談等のため並びに社会福祉及び農業に関する集会等のための施設		
設置年月(開園日)	昭和55年4月		
面積	10,314.95㎡(敷地面積)、建物10,131.53㎡(延床面積)		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	ハヤックス・太平ビル サービス共同體	H18.4.1～H21.3.31	公募(1)
	ハヤックス・太平ビル サービス共同體	H21.4.1～H24.3.31	公募(2)
	ハヤックス・太平ビル サービス共同體	H24.4.1～H27.3.31	公募(4)
	(株)三和サービス	H27.4.1～H30.3.31	公募(2)
指定管理業務の概要	(1)設備(電気・機械・電話等)の運転と保守管理 (2)清掃業務 (3)警備業務 (4)会議室の使用許可及び利用料金の徴収等		
利用料金制の有無	有	会議室利用料	利用料金の帰属先
指定管理料の支払の有無	有		指定管理者
自主事業の有無	無		
主な自主事業の内容	-		
営業料の納付の定めの有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	無		

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
営業日数	245	244	244
(日)	実績 264	261	263
利用件数	-	-	-
(件)	実績 1,140	1,097	1,166
指定管理料	58,590	57,960	59,984
の額(千円)	当初 58,590	57,960	59,984
確定額	58,590	57,960	59,984
営業料の納付の有無	無	無	無
指定管理業務以外の県からの委託事業等の金額(千円)	-	-	-

(イ) 収支の状況

平成 24 年度から平成 26 年度の収支状況は表 3-4-26 のとおりです。ビル管理が主な事業であるため、収支は安定しています。なお、平成 26 年度は消費税税率変更への対応のため、指定管理料が増加しています。

表 3-4-26 平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況(岐阜県福祉・農業会館)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
〔収入〕		(単位：千円)		
指定管理料	内訳	58,590	57,960	59,984
指定管理料	指定管理料	58,590	57,960	59,984
利用料金収入	会議室利用料	2,226	2,095	2,561
指定管理業務	郵便集配手数料	159	158	155
管理業務関連収入	区分所有団体管理料	14,141	14,141	14,543
収入計		75,116	74,354	77,244
〔支出〕		(単位：千円)		
区分	内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指定管理業務	運営費	4,961	4,913	4,915
	人件費	1,431	903	905
	事務所運営費	11,137	13,309	12,158
	燃料費	18,659	19,367	20,616
	光熱水費	10,935	10,762	10,837
	設備管理業務	8,111	8,222	8,106
	清掃業務	9,240	9,018	9,027
	保安警備業務	483	483	521
	樹木・芝生管理業務	7,701	7,429	7,609
	保守点検業務	2,138	809	250
修繕費	74,799	75,221	74,949	
支出計		74,799	75,221	74,949

(ウ) 審査の経過と選定結果

a 県による評価結果を踏まえた次期指定管理者に求めるべき事項
今回の選定に係る指定管理者審査委員会において、所管課である健康福祉政策課から、平成 25 年度の県の評価結果としては、協定書及び仕様書に定めるサービス水準を満たしており、適切に管理されている旨が報告されています。

また、次期指定管理者にはコスト削減に努め、質の高いサービスを提供を行うようお願いしたい旨が審査員に伝達されています。

b 評価委員会の開催状況

平成 23 年に制定された岐阜県指定管理者制度ガイドラインでは、評価委員会を年 2 回以上開催することを定めています。

平成 23 年度以降開催分の議事録を閲覧し、全ての年度において年 2 回開催されており、県による評価の参考意見として拾い上げられていることを確認しました。

c 審査結果

「(ア) 施設の概要」に記載のとおり、平成 24 年度から平成 26 年度はハヤックス・太平ビルサービス共同体が指定管理者でしたが、平成 27 年度から平成 29 年度は榊三和サービスが優先交渉権者、次点としてハヤックス・太平ビルサービス共同体が選定されています。

優先交渉権者となった榊三和サービスは、次期指定管理者に求めるべき事項としてコスト削減があげられており、収支計画において、高い評価を得て、順位点合計が 1 位となりました。

d 採点結果の分析(優先交渉権者及び次点の者)

採点結果の概要は、表 3-4-27 のとおりです。総得点平均は優先交渉権者となった榊三和サービスが 85.6 点、次点の者となったハヤックス・太平ビルサービス共同体が 79.6 点でした。

主な選定理由に記載されているとおり、審査項目「収支計画」で大きく差が開いており、榊三和サービスが 25.2 点、ハヤックス・太平ビルサービス又共同体が 21.6 点でした。

表 3-4-27 採点結果の概要

【榊三和サーブス】

審査項目	配点	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	平均
1 施設管理の基本方針	5	5	5	3	5	5	4.6
2 類似施設の管理実績	10	10	10	6	10	8	8.8
3 利用者サービスの向上	15	12	15	9	15	15	13.2
4 施設の維持管理	5	4	5	3	4	5	4.2
5 収支計画	30	30	30	18	18	30	25.2
6 組織・体制	10	8	8	6	8	8	7.6
7 危機管理	10	10	10	6	10	10	9.2
8 経営基盤	5	5	4	3	4	4	4.0
9 地域連携	10	10	10	6	8	10	8.8
合計得点	100	94	97	60	82	95	85.6
委員別合計得点順位		1	1	1	1	1	
順位点		3	3	3	3	3	
順位点合計		15					

(注) 分析にあたり、監査人の判断により平均の欄を追記しています。

【ハヤックス・太平ビルサーブス共同体】

審査項目	配点	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	平均
1 施設管理の基本方針	5	4	5	3	5	4	4.2
2 類似施設の管理実績	10	10	10	6	10	8	8.8
3 利用者サービスの向上	15	12	12	9	12	12	11.4
4 施設の維持管理	5	4	5	3	3	5	4.0
5 収支計画	30	30	24	12	18	24	21.6
6 組織・体制	10	8	8	6	8	8	7.6
7 危機管理	10	10	10	6	10	10	9.2
8 経営基盤	5	5	4	3	5	5	4.4
9 地域連携	10	10	10	6	8	8	8.4
合計得点	100	93	88	54	79	84	79.6
委員別合計得点順位		2	2	2	2	2	
順位点		2	2	2	2	2	
順位点合計		10					

(注) 分析にあたり、監査人の判断により平均の欄を追記しています。

e 収支計画の比較（優先交渉権者及び次点の者）

榊三和サーブスとハヤックス・太平ビルサーブス共同体の平成27年度の収支計画を比較した結果、内訳項目ごとでは差が認められるものの、収入計、支出計ともに大きな差はありませんでした。

審査項目における収支計画の配点は100点中30点となっており、募集要項に示された次の観点に基づき審査が行われています。

* 指定管理料の提案の多寡はどうか。

* 経費縮減のための取組みは妥当であるか。

* 収入を増加させる取組みは妥当であるか。

* 利用料金の設定は適切であるか。

* 収支計画は提案された事業計画と整合しているか。

* 収支計画の達成の可能性はどうか。

採点は、申請書の内容や申請団体のプレゼンテーション、質疑応答等を基に、委員が採点表に項目別の点数を付すことより行われています。

今回の選定のケースでは、指定管理料には大きな差がなかったことから、他の観点で優劣が分かれたものと思われませんが、評価に関するコメントを記載する欄は設けられていないことから、どのような理由で、どのような過程を経て結論に至ったかという部分が分かりにくくなっています。

【意見】 委員による採点の意図の明確化

【管財課】

選定過程の透明性向上のため、採点表にコメント欄を設け、なぜそのような評価となったかを記載してもらおう、あるいは採点を審査項目ごとではなく審査の観点毎に細分化して実施する等、委員への負担の程度も考慮したうえで、採点の意図がより明確になるような仕組みを作ることが望まれます。

(4) 平成26年度公募施設で、応募が1団体のみであった施設

平成26年度に指定管理者を公募した施設のうち、応募が1団体のみであった施設は、養老公園及び各務原公園の2施設でした。
これらの2施設のうち、各務原公園は平成27年度の監査委員の監査対象予定施設であったことから、監査の重複を避ける観点から選定の対象外とし、養老公園について、施設の概要、収支の状況を把握するとともに、選定状況の検討を実施しました。
選定状況の検討にあたっては、指定管理者の選定が、「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。」という制度の趣旨に適ったものとなっているかについて、次の観点から検討を実施しました。

- 選定手続がガイドラインに沿ったものか。
- 応募団体が1団体となったのには何らかの要因があるか。
- 応募団体が1団体のみであるため、適切に評価されたうえでの選定となっているか。

ア 養老公園

(ア) 施設概要

施設名称	養老公園		
所在地	養老町大字滝谷、菊水、松原、船岡、高林地内		
所管課	都市公園課		
根拠法令	都市公園法、都市公園条例、都市公園条例施行規則		
施設の設置目的	本公園は、豊かな自然や歴史とふれあうことができる名瀑「養老の滝」を中心とした養老山麓の自然と歴史、芸術を体感できる養老天命反転地、また、パークゴルフ場、パークゴルフ場などのスポーツ施設及び児童を対象に自然の中でのびのび遊ぶことができる岐阜県こどもの国などを備えた都市公園であり、県民の多様なニーズに応えるため設置されました。		
設置年月(開園日)	明治13年10月17日		
面積	土地 78.5ha、建物 3,972㎡		
指定管理者の推移	指定管理者名	期間	募集方法 (公募の場合、応募数)
	イビデンゾグリーンテック(株)	H17.9.1~H22.3.31	公募(3)
	イビデンゾグリーンテック(株)	H22.4.1~H27.3.31	公募(1)
	イビデンゾグリーンテック(株)	H27.4.1~H34.3.31	公募(1)
指定管理業務の概要	(1)本業務全体でのメンテナンス (2)企画運営業務 (3)施設・設備管理業務 (4)植物管理業務 (5)地域連携		
利用料金制の有無	有	利用料金の帰属先	指定管理者
利用料金の内容	パークゴルフ場、パークゴルフ場、養老天命反転地、テニスコート、駐車場		
指定管理料の支払の有無	有		
自主事業の有無	有		
主な自主事業の内容	自動販売機設置による収入		
営業料の納付の定めの有無	無		
平成26年度の県からの委託事業等の有無、有る場合は主な内容	海外誘客対策、モニター調査		

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
営業日数(日)	309	310	312
実績	309	309	309
利用者数(人)	1,066,000	1,066,000	1,000,000
実績	848,897	854,202	795,899
当初	128,250	128,250	131,914
指定管理料の額(千円)	128,250	128,250	131,914
確定額			
営業料の納付の有無	無	無	無
指定管理業務以外の県からの委託			
事業等の金額(千円)	-	-	5,406

(イ) 収支の状況

平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況は表 3-4-28 のとおりです。養老公園全体として利用者が減少傾向にあり利用料が減少しています。特に、平成 26 年度は消費税増税の影響により利用者が減少しました。また、養老天命反転地は平成 7 年に開園し 20 年が経過していることも来場者が減少している要因となっています。

平成 26 年度実績は平成 25 年度と比較し収入が 6,486 千円減少し、収支差額は 68 千円でした。

表 3-4-28 平成 24 年度から平成 26 年度の収支の状況(養老公園)
(収入)

区分	内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		実績	実績	事業計画	実績
指定管理料	指定管理料	122,143	122,142	122,143	122,142
指定管理業務 金収入	養老天命反転地	32,819	31,847	41,454	27,645
	パークゴルフ場	2,178	2,252	2,420	2,331
	パークゴルフ場	4,077	4,190	4,350	3,632
	テニスコート	146	206	180	379
	駐車場	19,431	19,540	20,160	18,324
	コインロッカー	139	175	132	167
	クッス販売	1,032	848	959	682
	ロストボール	87	79	78	58
	コインロッカー	22	23	25	26
	自動販売機	3,129	3,485	3,200	3,032
自主事業	イベント参加料	74	162	300	133
	その他	-	68	-	-
	収入計	185,282	185,023	195,401	178,537

(単位：千円)

(支出)

(単位：千円)

区分	内容	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		実績	実績	事業計画	実績
指定管理業務	植栽管理費	35,665	33,957	38,444	36,729
	清掃費	9,020	8,913	8,871	8,067
	保守点検費	12,874	12,045	13,459	12,044
	警備費	14,924	13,426	14,653	14,568
	修繕・雑工費	6,701	12,056	17,000	12,182
	人件費(本社)	29,571	29,948	29,463	32,248
	人件費(派遣)	40,940	32,759	30,740	22,288
	イベント費	2,202	4,228	4,600	5,837
	光熱水費	10,668	11,214	11,380	11,045
	事務所運営費	19,964	23,716	24,002	23,457
支出計		182,533	182,265	192,612	178,469

(ウ) 指定管理者選定に係る募集・選定手続の検討

平成 17 年 8 月の指定管理者制度適用時に公募 3 社の中からイデオングリーディング株式会社指定管理者に選定されて以来、5 年ごとの指定管理者の募集に対する応募者が 1 団体のみの状況が続いています。

指定管理者の選定手続に関して、ガイドラインで示されている指定管理者候補者の選定に関する手続に従って実施されていることを選定資料の閲覧により確認しました。また、募集要項には応募団体が 1 団体になるような要件の設定はありませんでした。

ガイドラインでは、申請団体が 1 団体のみの場合、募集要項に記載された審査基準に従って、委員による該当団体についての採点、及び採点結果一覧表の作成が省略されます。

これは、形式審査・内容審査は県が事前に実施しており、資質に問題ないことは判断していること、また、応募者が 1 団体であっても、優先交渉権者の選定に係る審議において、意見があれば確認されているため、審査委員による採点は、複数の申請団体のうち優先交渉権者、次点の者を選定するために順位付けのため実施するということに重点をおいていることから、1 団体の場合は順位付けは必要ないため、採点を行わないとする県の考え方によるものです。

【意見】 申請団体が1団体の場合の採点実施
 申請団体が1団体の場合は、採点を行いませんが、審査にあたっては、募集要項で示している審査基準を、審査の参考として配付しているとの回答でした。

審議において、各委員は申請書類や申請団体によるプレゼンテーション、質疑応答を基に申請団体の指定管理者としての妥当性を判断していませんが、申請団体が1団体の場合は、審査基準に基づいた採点は行われないことから、現状では、申請団体が審査項目を踏まえ、どのような強み弱みを持っているかなどについて、審査委員の意見が網羅的に確認されない可能性が残ります。

このため、申請団体が1団体のみであった場合でも採点を実施し、採点結果について、審査委員会で確認を行い、申請団体に対する細目協議にあたって考慮すべき事項の抽出にも役立てることが望まれます。

【意見】 申請団体が1団体の場合の募集要項の検討

【各所管課】

指定管理者制度は「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」趣旨の下で導入された制度であることから、公募で複数の申請団体から選定できることが望ましい状況であると思われます。

申請団体が1団体の場合、特定の条件が、申請団体の申請の妨げとなつている可能性があり、募集要項を見直すことにより、指定管理者制度の趣旨をより反映した状況での指定管理者の選定ができる環境が整えられる可能性もあります。

申請団体が1団体に限られている状況が続いているような場合には、指定管理者制度の趣旨を十分に発揮できるよう、より丁寧に募集要項の見直しを行うことが望まれます。

第4 その他参考意見

1 ファシリテーターマネジメントに向けた取組み

(1) 岐阜県公共施設等総合管理基本方針

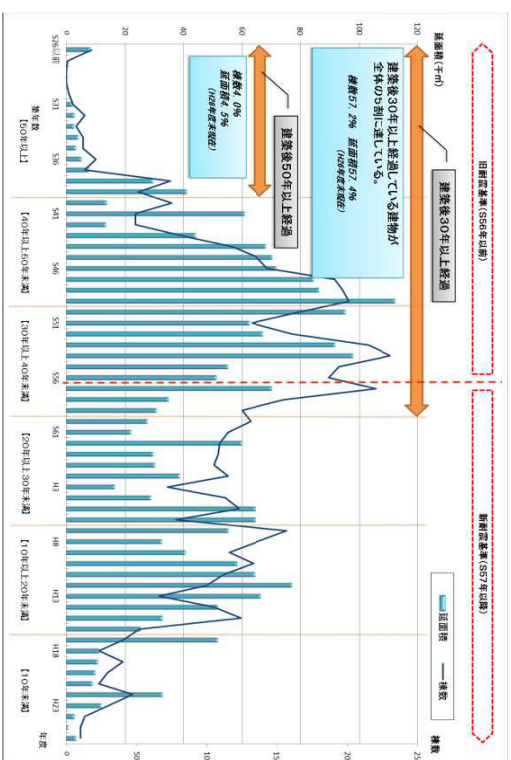
指定管理者制度導入施設を含む公の施設の管理については、平成27年8月に岐阜県公共施設等総合管理基本方針が策定されたことにより、今後ここで示された方針に基づき、管理が行われることとなります。

今後の指定管理者制度の更なる有効な運用を考えるうえで、岐阜県公共施設等総合管理基本方針に示された建物の老朽化の状況や、施設の主たる利用者である岐阜県民の人口の状況を把握し、課題を整理します。

ア 建物の老朽化の状況

建物の建築年度別分布状況は、図4-1-1のとおりです。

図4-1-1 建築年度別分布状況【棟数、延面積】(平成26年度末)



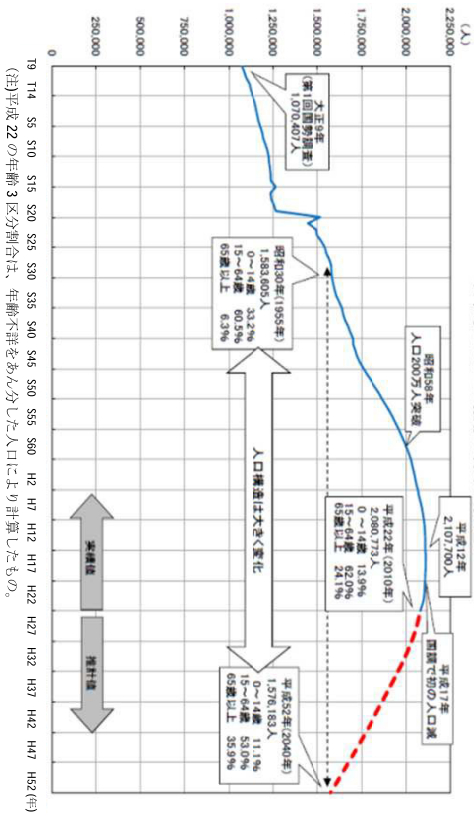
年齢数	30年以上						30年未満			計
	50年以上 (～S39)	40年未満 (S40～49)	30年未満 (S50～59)	20年未満 (S60～H6)	10年以上 (H7～H6)	10年未満 (H7～H6)	5年未満 (S60～H25)	1～4年 (H7～H6)	0年未満 (S60～H25)	
棟数	229 (4.0%)	1,241 (21.8%)	1,766 (31.4%)	3,256 (57.2%)	1,089 (19.5%)	1,101 (4.7%)	265 (4.2%)	2,435 (42.5%)	5,091 (100.0%)	
延床面積(㎡)	109,608.78 (4.5%)	628,470.39 (25.8%)	659,340.75 (27.1%)	1,397,419.92 (57.4%)	384,834.56 (15.5%)	307,099.69 (20.5%)	146,811.40 (6.0%)	1,038,545.65 (42.5%)	2,435,965.57 (100.0%)	

(資料源泉：岐阜県公共施設等総合管理基本方針)

イ 人口の推移

岐阜県の総人口や年齢区分別人口については、図4-1-2及び図4-1-3に示した見通しがされています。

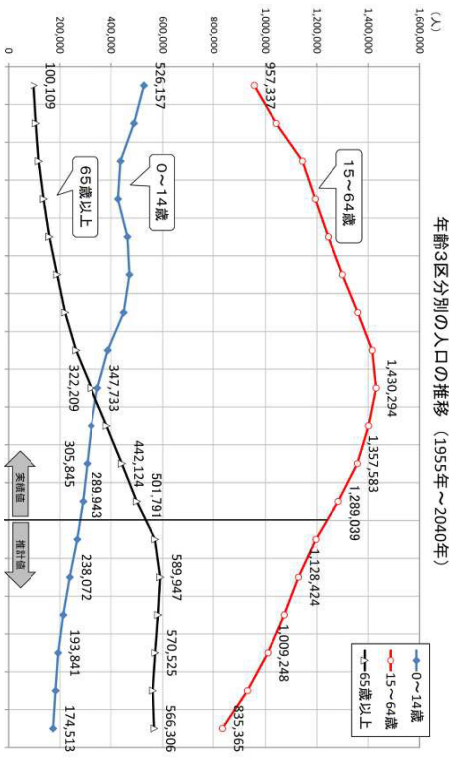
図4-1-2 岐阜県の人口の推移と将来の見通し



(注)平成22年の年齢3区分割合は、年齢不詳をあんがした人口により計算したものです。

【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成】
(資料源泉：岐阜県公共施設等総合管理基本方針)

図4-1-3 年齢3区分別の人口の推移 (昭和30年～平成52年)



(注)平成22年の年齢3区分人口は、年齢不詳をあんがした人口。

【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成】
(資料源泉：岐阜県公共施設等総合管理基本方針)

岐阜県の人口は平成17年頃から減少を続けており、平成52年には157.6万人となる見込みです。人口の規模としては昭和30年頃と同じになるものと思われ、人口構造は大きく変化し、当時の3割を占めていた子どもの数が約1割となる一方で、わずか6.3%にすぎなかった高齢者の数が約36%に及び超少子高齢社会となると考えられます。

ウ 課題の整理

建物の老朽化からは、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全及び再整備を実施し、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を図ることなどが課題としてあげられます。

また、人口減少は、公共施設等の利用需要に大きな影響を及ぼす要因となります。公共施設等は、高度経済成長や団塊ジュニア世代の誕生による人口の急増等を背景に利用需要が高まり、急速に建設が進められていたが、今後、総人口の減少や高齢者の増加に伴い、利用需要が変化していくことが予想されます。それを踏まえて、必要な公共施設等の規模や種類等を把握・確保していくことが課題となります。

(2) 岐阜県と指定管理者との意識の共有

(1) で示したとおり、岐阜県公共施設等総合管理基本方針において、現状の建物の老朽化と今後これが更に進行することが示されています。今回の監査においても、書面及びヒヤリングにより、施設の老朽化を課題とする指定管理者制度導入施設が存在することが確認できました。

また、岐阜県公共施設等総合管理基本方針においては、施設の老朽化等の現状を示したうえで、今後取組むべき総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を示しています。そして、予防保全の考え方を取り入れることを示しています。予防保全は、不具合等が生じた時に修繕等を実施するのではなく、施設の老朽化の程度に応じて、不具合等が生ずる前に適切な処置を講じ機能・性能を維持する考え方です。

ガイドラインにおいては、基本的な考え方として、施設の修繕に関しては、1箇所あたり60万円以上の場合は県が負担し、1箇所あたり60万円未満の場合は指定管理者負担すると定めています。負担に関する形式基準を設定することは必要ですが、ややもすると修繕に係る資金の手当ての都合で、必要な処置が先送りされてしまうリスクがあります。

予防保全の観点からは、指定管理者制度導入施設の修繕を、いつ、誰の負担で、どのように実施するかについて、岐阜県と指定管理者が予防保全に関する意識を共有して計画を立て、適切に実行することが必要です。

(3) 公の施設全体への展開

これまで見てきたとおり、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的として導入されたものです。多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応しながら、住民サービスの向上を図ることは、指定管理者制度を導入した施設のみならず、岐阜県が運営する施設全般に及ぶことです。

岐阜県公共施設等総合管理基本方針が策定され、施設の運営管理に対する関心が高まっております。指定管理者制度の導入は、経費削減のみならず、顧客(住民)目線による自主企画の実施や多様なサービスの提供により、住民ニーズに応えています。

公の施設の運営に携わる関係者は、指定管理者制度導入のメリットや、具体的に得られた効果などを理解して、直営の施設においてもそのメリッ

トや効果を取り入れることができないか考慮し、展開することが、より発展的なファシリテイングメントに繋がるものと考えます。

以上